

# 過疎地域自立促進計画

山形県小国町



# 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第 1 章 基本的な事項.....             | 1  |
| 第 1 節 小国町の概況.....             | 1  |
| 1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 ..... | 1  |
| 2 過疎の状況 .....                 | 3  |
| 3 産業構造の変化及び地域の経済的な立地特性 .....  | 7  |
| 4 社会経済的発展と方向.....             | 9  |
| 第 2 節 人口及び産業の推移と動向 .....      | 11 |
| 1 人口の推移と動向.....               | 11 |
| 2 産業の推移と動向.....               | 17 |
| 第 3 節 行財政の状況.....             | 20 |
| 1 行政の状況.....                  | 20 |
| 2 財政の状況.....                  | 21 |
| 3 主要公共施設の整備水準の現況.....         | 24 |
| 第 4 節 自立促進の基本方針.....          | 27 |
| 1 計画の背景.....                  | 27 |
| 2 小国町のすぐれた条件と特性.....          | 27 |
| 3 自立促進のための基本課題.....           | 29 |
| 4 小国町の将来像とまちづくりの基本目標.....     | 31 |
| 5 小国町の将来像における具体的な姿とその指標 ..... | 35 |
| 6 計画の期間.....                  | 39 |
| 第 2 章 自立促進施策区分毎の振興方針 .....    | 40 |
| 第 1 節 産業の振興 .....             | 40 |
| I 農業・水産業の振興 .....             | 40 |
| 1 現況と問題点.....                 | 40 |
| 2 基本的な対策.....                 | 43 |
| 3 自立促進計画.....                 | 45 |

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| <b>II 林業の振興</b> .....                    | 47 |
| 1 現況と問題点 .....                           | 47 |
| 2 基本的な対策 .....                           | 49 |
| 3 自立促進計画 .....                           | 50 |
| <b>III 地元立地産業の振興</b> .....               | 52 |
| 1 現況と問題点 .....                           | 52 |
| 2 基本的な対策 .....                           | 54 |
| 3 自立促進計画 .....                           | 54 |
| <b>IV 企業の誘致対策及び起業の促進</b> .....           | 55 |
| 1 現況と問題点 .....                           | 55 |
| 2 基本的な対策 .....                           | 55 |
| 3 自立促進計画 .....                           | 56 |
| <b>V 商業の振興</b> .....                     | 57 |
| 1 現況と問題点 .....                           | 57 |
| 2 基本的な対策 .....                           | 57 |
| 3 自立促進計画 .....                           | 58 |
| <b>VI 観光・交流の振興</b> .....                 | 59 |
| 1 現況と問題点 .....                           | 59 |
| 2 基本的な対策 .....                           | 59 |
| 3 自立促進計画 .....                           | 61 |
| <b>第2節 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b> ..... | 63 |
| 1 現況と問題点 .....                           | 63 |
| 2 基本的な対策 .....                           | 67 |
| 3 自立促進計画 .....                           | 68 |
| <b>第3節 生活環境の整備</b> .....                 | 69 |
| 1 現況と問題点 .....                           | 70 |
| 2 基本的な対策 .....                           | 74 |
| 3 自立促進計画 .....                           | 76 |
| <b>第4節 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> .....      | 78 |

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| 1 現況と問題点.....                         | 78         |
| 2 基本的な対策.....                         | 81         |
| 3 自立促進計画.....                         | 83         |
| <b>第5節 医療の確保 .....</b>                | <b>86</b>  |
| 1 現況と問題点.....                         | 86         |
| 2 基本的な対策.....                         | 89         |
| 3 自立促進計画.....                         | 90         |
| <b>第6節 教育の振興 .....</b>                | <b>92</b>  |
| 1 現況と問題点.....                         | 92         |
| 2 基本的な対策.....                         | 95         |
| 3 自立促進計画.....                         | 97         |
| <b>第7節 地域文化の振興等 .....</b>             | <b>100</b> |
| 1 現況と問題点.....                         | 100        |
| 2 基本的な対策.....                         | 100        |
| 3 自立促進計画.....                         | 101        |
| <b>第8節 集落の整備.....</b>                 | <b>102</b> |
| 1 現況と問題点.....                         | 102        |
| 2 基本的な対策.....                         | 103        |
| 3 自立促進計画.....                         | 106        |
| <b>第9節 その他地域の自立促進に関し必要な事項.....</b>    | <b>107</b> |
| <b>I 小国町地域創生総合戦略の推進.....</b>          | <b>107</b> |
| 1 現況と問題点.....                         | 107        |
| 2 基本的な対策.....                         | 108        |
| 3 自立促進計画.....                         | 109        |
| <b>II 行財政運営の効率化の促進.....</b>           | <b>111</b> |
| 1 現況と問題点.....                         | 111        |
| 2 基本的な対策 .....                        | 111        |
| 3 自立促進計画 .....                        | 112        |
| 事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分 ..... | 113        |



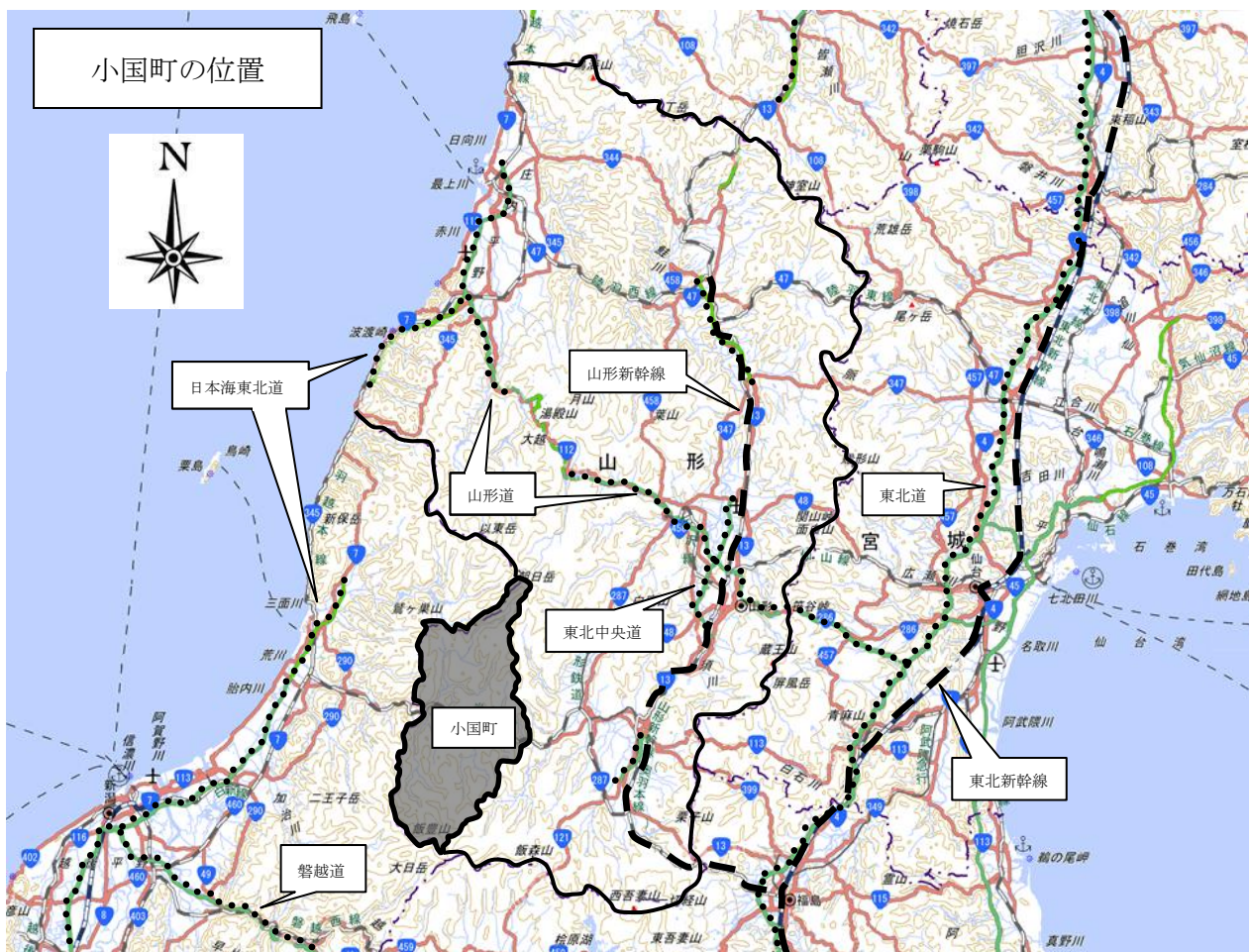
# 第1章 基本的な事項

## 第1節 小国町の概況

### 1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### (1) 自然的条件

小国町は、山形県の西南端、新潟県境に位置し、両県庁所在地である山形市と新潟市までそれぞれ約80 kmの地点にある。面積は737.56k m<sup>2</sup>で、山形県総面積の7.9%を占め、県内で2番目に大きな行政区画を有し、東京23区よりもやや広い。生活の舞台となる平地は全町域のわずか3.7%で、町土の94.5%は山林で占められている。



地勢は越後山脈にできた断層盆地で、北方の大朝日岳、南方の飯豊山を主峰とする1,000m級の連山

に囲まれ、他地域と隔絶した文字どおりの「小国」を形づくっている。気候は地形的な制約を受け複雑であるが、概略的には典型的な日本海側気候に属し、しかも四方を山地丘陵に囲まれているため、盆地特有の気候の面も見せている。日本海からの湿潤な気流が高い山岳にぶつかり、地形的な上昇気流が起るため日照時間の少ない天候が多く、夏季には驟雨性の豪雨を降らせ、秋には秋霖現象が目立っている。とくに、冬季には全国屈指の豪雪をもたらし、積雪は町中心部で2 mを超える年も珍しくなく、山間奥地の集落では4 mにも及ぶことがある。

過去10年間（平成17年～平成26年）の平均気温は10.7℃で、8月が最も高く23.9℃、最も低い1月は-0.6℃である。最高気温は36.0℃（平成19年8月）、最低気温は-12.3℃（平成18年1月）を記録している。年間の平均降水量（平成17年～平成26年）は3,202 mmである。

### (2) 歴史的条件

小国町は先史時代から拓けた小国本村を中心に、越後（新潟）と置賜（米沢）を結ぶ旧越後米沢街道沿いや荒川とその流域に拓けた町で、古くから小国郷と呼ばれてきた。領境の地であった小国郷は、要塞の地として長く治められ、慶長3年（1598年）からは上杉景勝が所領し、代官をおいて民政を治めた。

明治4年、廃藩置県により米沢県に属することとなった小国郷は、以後、置賜県を経て明治9年に山形県に合併された。

明治22年、市町村制施行により、小国郷を構成していた59カ村（自然村）がそれぞれ4つの村（行政村）に再編され、小国本村、南小国村、北小国村、津川村となる。昭和17年、小国本村が町制を施行した後、昭和29年に、県内最初となる南小国村、北小国村と小国町の合体合併を行い、さらに昭和35年に津川村を編入合併して現在の小国町となる。

旧町村の位置



### (3) 社会的条件

町域の中心部を東西に横断する国道113号とJR米坂線は、小国町と主要都市を結ぶ交通路であり、本町の発展にきわめて重要な役割を果たしている。かつては、旧越後米沢街道が、日本海側と太平洋側の文化交流や物資の輸送路として利用されていた。旧越後米沢街道は大小13もの峠で結ばれていたため、往来するには困難な街道であった。このため、峠越えの集落（玉川、小国、市野々、白子沢、沼沢）には宿駅が置かれ、宿場の里として栄えた。

明治9年に初代山形県令に就任した三島通庸は、新道の開削を計画し、同18年に現国道113号の前身となる小国新道の新潟・山形間が全通した。これにより、町民生活は大きく変転することとなったが、依然として冬季における交通障害は解消されなかった。

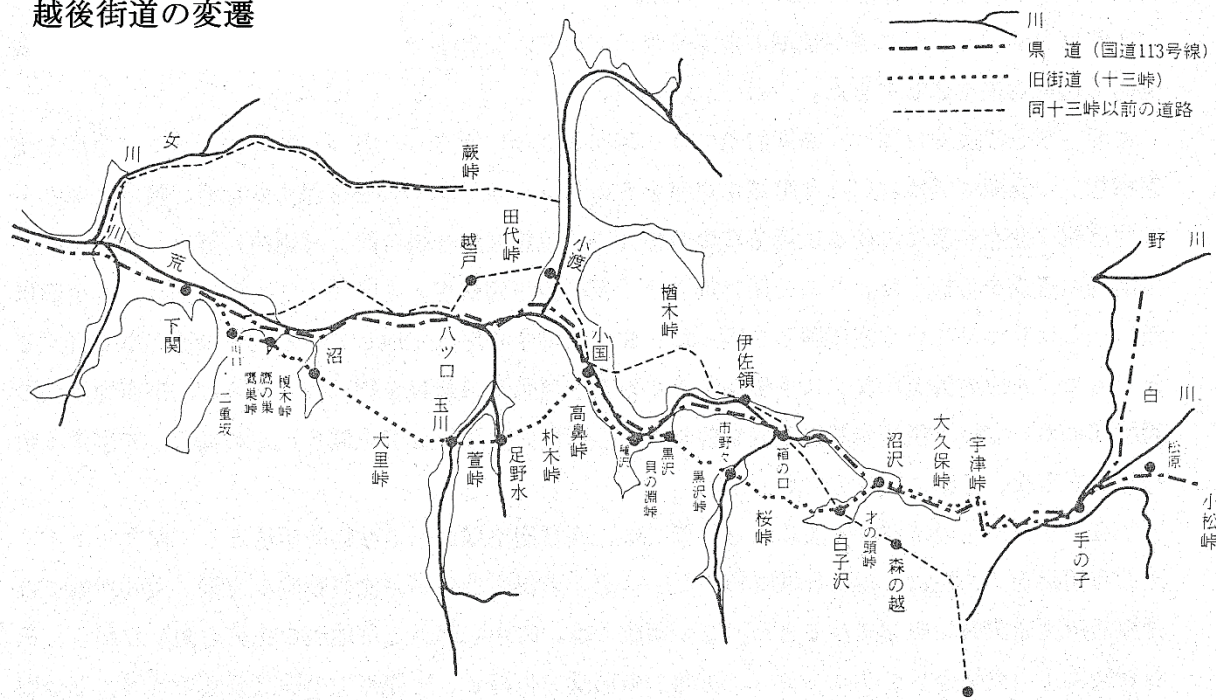
昭和11年8月の国鉄米坂線の開通は、本町に驚異的な変革をもたらすこととなった。翌12年に現在のクアーズテック株式会社と日本重化学工業株式会社の前身である日本電興株式会社が長者原に水力

発電所を整備し、重化学工場を町中心部に立地した。この後、本町は急激に工業化の道を歩むこととなり、背後集落においては農業の低生産と企業の好況とが相まって急速に農業の兼業化が進んだ。また、町中心部では、かなりの社会的・経済的集積をもつようになった。

昭和 50 年 11 月、国道 113 号の全面改修と完全除雪による冬季交通の確保は、産業活動と地域住民の日常生活に大きな影響を与えた。町中心部と各集落を結ぶ県道や町道の除雪も飛躍的に進み、町内の主要な生活関連道の冬季交通が確保されるようになった。しかし、まだ道路整備水準が低いため円滑な交通確保に支障をきたしており、暮らしや産業活動に制約を与える要因にもなっている。

昭和 57 年の上越新幹線開業、平成 4 年の山形新幹線開業により、町中心部と首都圏との時間距離は大きく短縮し、首都圏日帰りが可能となった。平成 2 年には、都市間交通（新潟－山形：新潟－仙台）が開業し、小国町にその停留所が設置されたが、現在は新潟－山形線のための運行となっている。高速交通網の整備については、日本海東北自動車道の中条インターチェンジが平成 14 年に、さらに荒川胎内インターチェンジが平成 21 年に供用開始され、加えて東北中央自動車道や米沢南陽道路などの整備により、町民が都市のもつ情報やサービスを容易に享受できるようになった。

越後街道の変遷



## 2 過疎の状況

### (1) 人口の動向

町の人口は、昭和 30 年の 18,366 人をピークに減少を続け、平成 17 年には 9,742 人、平成 22 年には 8,862 人となり 9,504 人（51.7%）の減少を示している。減少率が最も高かったのは、昭和 40～45 年までの 5 年間で 12.4%となっている。

昭和 50 年代に入り生活環境の向上や産業構造の変化などにより、昭和 60 年までの人口減少率は鈍化する傾向にあったが、昭和 60 年から平成 2 年には－6.5%と一転して大きく減少した。その後、平成 2 年から平成 7 年までは－5.3%、平成 7 年から平成 12 年までは－4.2%、平成 12 年から平成 17 年までは－5.1%、平成 17 年から平成 22 年までは－9.0% となっており、平成 22 年まで同様の減少傾向が続

いている。昭和45年から平成22年までの40年間では、5,137人（36.7%）減少している。平成22年における若年者比率（15歳以上～30歳未満）は9.7%、高齢者比率（65歳以上）は33.6%となっており、引き続き若年者の流出が続いており、急速に少子高齢化が進行している。

人口の動向

（単位：人・世帯、資料：国勢調査）

| 区分  | 昭和35年  | 昭和40年  | 昭和45年  | 昭和50年  | 昭和55年  | 昭和60年  | 平成2年   |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 17,787 | 15,983 | 13,999 | 12,649 | 12,221 | 12,096 | 11,315 |
| 世帯数 | 3,520  | 3,584  | 3,447  | 3,345  | 3,325  | 3,337  | 3,217  |

| 区分  | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年 | 平成22年 |
|-----|--------|--------|-------|-------|
| 総人口 | 10,715 | 10,262 | 9,742 | 8,862 |
| 世帯数 | 3,163  | 3,209  | 3,277 | 3,036 |

## （2）旧過疎振興法等に基づくこれまでの対策

小国町では、昭和45年に過疎地域の指定を受けてからこれまで、地域社会の基盤強化、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正といった過疎対策の基本的な推進目的に基づき、効果的、効率的な施策の展開を図ってきた。

昭和45年からの過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）に基づく前期対策においては、昭和41年に樹立したまちづくりの柱である「生活圏整備構想」の展開に努め、シビルミニマムを確保するため、町中心部と一次生活圏の拠点集落における生活諸環境の整備や克雪対策に総合的、計画的に取り組み、新しい社会生活圏の形成を図った。この構想において、町中心部は高いレベルの都市的利便性を享受できる空間として位置付け、その拠点として「おぐに開発総合センター（昭和43年経済企画庁単独モデル事業第1号）」を建設した。また、いくつかの周辺集落からなる一次生活圏を設定し、その中心となる集落には基幹集落センターをはじめ公共施設等の集積を図った。一方、将来にわたり生活の維持が困難と見込まれる集落については、一定の基準で診断を行った結果、昭和45年に地域住民の意志決定に基づいて夏山冬里方式の集落再編成を行い、新興地におけるコミュニティの再生を試みた。さらに、後期対策では、「産業圏整備構想」をまちづくりの中心に据え、生活圏整備構想の上部に位置づけていく産業おこしに努めた。町中心部に立地している既存企業の支援のほか、農業基盤整備を進めながら積極的に第一次産業基盤の構造改善を行い、これによって生ずる余剰労働力を第二次産業、第三次産業に吸収していった。

続く昭和55年からの過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）による対策では、「自然教育圏構想」を柱に、農工地域でのコミュニティの再生と、山間地域における資源活用型産業おこしを展開してきた。ここでは、町中心部における「中央総合レクリエーション基地」と、国立公園を背後にした「ふるさとファミリー村」、「ふるさと子ども村」、「ふるさと学生村」の形成を目指し、緑地空間の整備と多面的な交流機能の充実を図ってきた。

平成2年からの過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）においては、「ぶな文化交流圏構想」を戦略構想として事業展開を図ってきた。施策の柱を、①交流社会に対応できる基盤の整備 ②地域資源活用型産業の創出と育成 ③「新生活圏」の形成 ④人材の育成と確保 ⑤高齢社会への対応の5つとし、荒川リバーサイドパークの整備、白い森国際文化フェスティバルの開催、包括ケアタウンの形成、新しい住宅団地の造成などの具体的事業に取り組んできた。

平成12年からの過疎地域自立促進特別措置法では、平成9年度に策定した第三次小国町総合計画「白い森の国おぐにの基本構想」に基づき、多様な人々との協働の力によって、自然と人々が一緒に暮らすことを可能とする、美しく自立した生活空間の形成を図るという基本的な考え方にたち、施策展開を進めてきた。目標実現のために、①風格のある町を目指した人づくり ②利便性の高い町を目指した環境づくり ③持続的発展が可能な町を目指した暮らしづくり の3つの柱に沿ったまちづくりの推進を図ることとし、横川ダム水源地域の整備、あけぼの団地の造成、小中高一貫教育の推進、高齢者専用住宅の整備、森林セラピー事業の推進、木質バイオマスエネルギー導入事業などを展開してきた。

さらに、平成20年度に策定した「第四次小国町総合計画基本構想」に基づき、①培ってきた知恵と技が生きる力を育むまちづくり ②地域資源に磨きをかけた次代の“しごと”を生み出すまちづくり ③支えあいの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり ④確かな豊かさを実感できるまちづくり の4つの柱を立て、「人と自然が織りなすやさしい暮らしがあるまち“白い森の国おぐに”」を目指して、新小国小学校の建設や緑のふるさと協力隊受け入れ事業、中学生までの医療費無料化事業などに取り組んできた。

こうした継続的な過疎対策によって、社会基盤の改善や地域資源に立脚した産業の拡大発展などが進行するとともに、小国町の特性を活かしたまちづくりの展開が図られ、町民や民間との協働やその主体的な取り組みによる地域づくり活動が活発に推進されるなど、豊かな町民生活の実現に向け、着実な成果を上げている。

これまでの45年間に過疎対策事業に投資した実績額は、935億7,703万円に達し、このうち、過疎対策事業債を充当した事業実績額は215億2,685万円である。

(単位：千円)

| 区 分                            | 過疎地域対策緊急措置法に<br>基づく対策（S45～54） |           |        | 過疎地域振興特別措置法に<br>基づく対策（S55～H1） |            |        | 過疎地域活性化特別措置法に<br>基づく対策（H2～11） |            |        | 過疎地域自立促進特別措置法に<br>基づく対策（H12～26） |            |        | 総計<br>（昭和45年～平成26年） |            |        |
|--------------------------------|-------------------------------|-----------|--------|-------------------------------|------------|--------|-------------------------------|------------|--------|---------------------------------|------------|--------|---------------------|------------|--------|
|                                | 計画額A                          | 実績額B      | B/A    | 計画額A                          | 実績額B       | B/A    | 計画額A                          | 実績額B       | B/A    | 計画額A                            | 実績額B       | B/A    | 計画額A                | 実績額B       | B/A    |
| 1．交通通信体系の<br>整備                | 1,859,821                     | 1,753,110 | 94.3%  | 4,013,216                     | 4,308,171  | 107.3% | 7,561,854                     | 7,326,031  | 96.9%  | 8,121,287                       | 6,269,868  | 77.2%  | 21,556,178          | 19,657,180 | 91.2%  |
| 2．教育文化施設の<br>整備                | 1,522,844                     | 1,764,778 | 115.9% | 2,100,651                     | 2,396,295  | 114.1% | 2,993,046                     | 2,434,838  | 81.3%  | 4,173,165                       | 5,086,031  | 121.9% | 10,789,706          | 11,681,942 | 108.3% |
| 3．生活環境施設<br>及び<br>福祉・医療の<br>確保 | 1,739,720                     | 1,772,654 | 101.9% | 1,629,594                     | 2,200,542  | 135.0% | 13,787,212                    | 13,843,041 | 100.4% | 24,678,825                      | 22,679,360 | 91.9%  | 41,835,351          | 40,495,597 | 96.8%  |
| 4．産業の振興                        | 1,348,385                     | 1,309,438 | 97.1%  | 2,508,235                     | 3,178,304  | 126.7% | 8,207,125                     | 8,965,387  | 109.2% | 6,695,704                       | 4,445,685  | 66.4%  | 18,759,449          | 17,898,814 | 95.4%  |
| 5．集落の整備                        | 214,492                       | 134,752   | 62.8%  |                               | 34,756     | 皆増     | 191,000                       | 162,910    | 85.3%  | 267,700                         | 161,554    | 60.3%  | 673,192             | 493,972    | 73.4%  |
| 6．その他                          |                               |           | 0.0%   | 1,449,665                     | 1,882,350  | 129.8% | 783,914                       | 1,163,643  | 148.4% | 251,910                         | 303,530    | 120.5% | 2,485,489           | 3,349,523  | 134.8% |
| 合 計                            | 6,685,262                     | 6,734,732 | 100.7% | 11,701,361                    | 14,000,418 | 119.6% | 33,524,151                    | 33,895,850 | 101.1% | 44,188,591                      | 38,946,028 | 88.1%  | 96,099,365          | 93,577,028 | 97.4%  |

### (3) 現在の課題と今後の見通し

町ではこれまで、山村に対する国民的期待を背景に、住民所得と生活環境の向上を過疎対策の目標に掲げて諸施策を講じてきた。その結果、定住環境が飛躍的に進展したほか、町民一人当たりの個人所得が県内町村第一位となり、県下の水準を大きく上回るようになった。しかし、グローバル化に伴う全世界的な産業構造の転換を受け、平成 10 年度を境に製造業の低迷による個人所得水準が低下してきている。その後一時的な上昇はあったものの、全国的な不況の中、人口減少や少子高齢化、地域経済の停滞、大きな格差を残す生活基盤など、引き続き厳しい環境にある。

一方で、地域間交流の拡大、情報通信の発達、生活スタイルの多様化、猛烈な移動社会の到来など、時代潮流は大きな変革を遂げており、過疎地域には新たな生活空間地域として、さらに、先進的な少子高齢地域としての役割が求められている。また、国の主導で強力に進められてきた市町村合併が、平成 22 年 3 月で一つの区切りがつけられたことや、地方分権改革から、地域の自主性を一層重んじるという点を重視した地域主権改革の推進など、地域をめぐる環境も大きく変化を見せている。こうした状況を踏まえ、自立した、さらに暮らしやすい小国町を構築していく上での課題を次の 4 点に整理する。

- 1 地域を支える「人」づくり
- 2 地域資源を活かした産業づくりと交流促進
- 3 高齢化に対応する支えあいの仕組みづくり
- 4 都市部の利便性とは異なる「豊かな暮らし」の提案と発信

町では平成 20 年度において「第四次小国町総合計画基本構想（目標年次／平成 30 年度）」を、その後平成 25 年度には、その理念や基本目標に基づき「第四次小国町総合計画・基本計画（後期：目標年次／平成 30 年度）」を策定し諸施策を展開している。この基本構想では、これまで取り組んできた、まちづくりの戦略的な考え方である「白い森構想」や「ぶな文化交流圏構想」を引き続き推進することとし、豊かな自然を舞台に、町民の主体的な力と多様な「協働と交流と連携」による力の結集に心を傾け、将来像である「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち “白い森の国おぐに”」に向け、人々がいきいきと暮らし、心から幸福を実感できるまちの実現を目指すこととしている。

## 3 産業構造の変化及び地域の経済的な立地特性

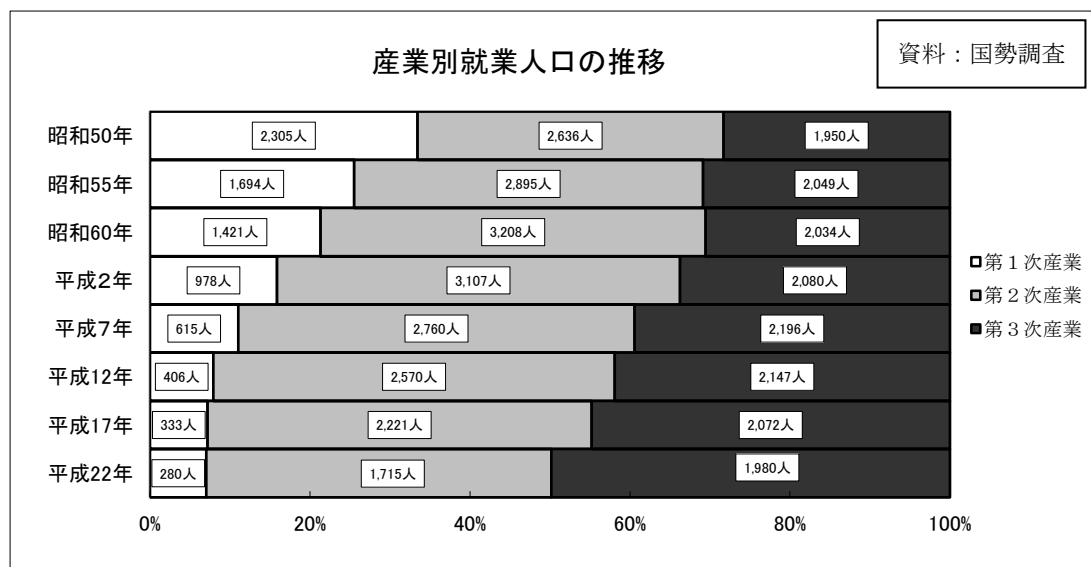
### (1) 産業構造の変化

小国町の産業構造は、第二次産業が主産業であり、山村にはまれな就業構造になっている。かつては、農林業を主とする第一次産業中心の純農山村であったが、昭和 13 年に日本電興株式会社が、本町が有する豊富な水資源を活かし、発電所を設置して工場を立地、操業開始して以来、第二次産業の占める割合は年々高くなり、昭和 50 年以降は就業者数でも第一位の構成比を持つようになった。しかし、近年においては、製造業を中心とする経済の低迷により、第三次産業の割合が高くなってきている。

第一次産業は、認定農業者や農業生産法人が中心的担い手となり、稲作を基幹作物として施設園芸やきのこ、山菜等との複合経営と併せ、雑穀の生産や消費者との契約栽培など、新しい農業経営手法を目指した実践が展開されてきている。

第二次産業は、前述した二大企業を中心にその関連企業や、昭和40年以降に誘致した企業などが産業活動を営んでおり、引き続き、町経済の基幹を担っている。また、急激な社会経済情勢の変化に対応した事業の再編、再構築や新たな分野への取り組みも進められている。

第三次産業は、市街地の整備拡大による都市化や、ぶな文化交流圏構想に基づく各交流基盤の整備に伴ってサービス業が着実に伸びている。また、商業では、平成9年にオープンした共同店舗がその牽引役となり、町内消費の要となってきたが、その後の全国的な不況の影響で厳しい状況が続いている。



## (2) 地域の経済的な立地特性

小国町は置賜広域圏に属しているが、新潟県境に位置しているという立地特性から、町民の生活行動は新潟県への依存度が高い。

市街地を走る国道113号は、新潟県と福島県とを結んでいるが、これを經由すると山形市と新潟市までの時間距離はほぼ同じである。JR米坂線は、山形、上越両新幹線との接続により、東京圏への日帰りが可能になった。また、小国町には大規模な企業が立地しており、これら企業の原材料も日本海沿岸の重要港湾が基地になっており、環日本海経済圏と密接な関連があるという特徴がある。

このように小国町は、置賜圏域に属するとともに、交通交易的には日本海沿岸地域との関連が強いという経済的な特質を有している。

平成6年に計画路線の指定を受けた、地域高規格道路の新潟山形南部連絡道路は、日本海東北自動車道、東北中央自動車道を結ぶ高速交通ネットワークにおける、環日本海経済圏と環太平洋経済圏とを結ぶ物流の主要ルートである。山形県側については、平成21年に南陽バイパスが完成し米沢南陽道路とのアクセスが向上した。また新潟県側については、平成9年に鷹ノ巣道路、平成12年に荒川道路がそれぞれ事業着工され、平成21年には荒川道路が供用開始されている。さらに平成14年には日本海東北自動車道中条インターチェンジ、平成21年には同荒川胎内インターチェンジが完成し、新潟市までの時間距離は大幅に短縮されてきている。このように小国町は、新潟山形南部連絡道路の中間の地点に位置し、その地域経済に及ぼす効果は大きいものがある。

## 4 社会経済的発展と方向

小国町はこれまで、広大な町土、豊かな自然環境、特徴ある産業構造、伝統に育まれた生活文化・生活技術などの諸条件を「天の利」、「地の利」、「人の利」、そして「時の利」としてとらえ活用し、「人と人とのふれあい」「人と自然とのふれあい」を大切にしまちづくりを進めてきた。

本計画で目指す総合的なまちづくりの方向は、これまで築き上げてきた小国町を、暮らしやすさと活力の醸成という視点でさらに磨きをかけ、魅力を高めるとともに、次の世代への循環を促していくことである。このため、町民の主体的な力の結集とともに、多様な主体による協働と交流と連携を図り、ともに支えあう、人や自然にやさしい暮らしを中心としたまちづくりを目指していくこととする。そのことによって、小国町が社会的価値観を転換させる原動力となり、次世代への道筋づくりに貢献することとなる。特に、生活様式の多様化、価値観の変換、猛烈な移動社会の到来などの現代的な状況を的確にとらえ、これまで想定されていないような社会経済環境等の変化にも対応していく柔軟性と、小国町が今日まで持ち続けてきたまちづくりにおける基本的な考え方の普遍性をあわせもちながら、町民と、その町民と活動する多様な人々の強い意志に基づくまちづくりの展開を図ることにより、目指すべき小国町の姿を実現させていくこととする。

国では、経済社会情勢の大転換、国民の価値観の変化・多様化、さらには国土をめぐる状況の変化など時代の潮流と国土政策上の課題を踏まえ、開発中心からの脱却、国と地方の協働によるビジョンづくり、計画への多様な主体の参画、国土計画体系の簡素化・一体化を概要とする「国土総合開発法」の抜本的改正による「国土形成計画法」を施行し、これに基づいてこれまでの全国総合開発計画に替わる「国土形成計画」を策定している。計画策定にあたっては、量的拡大「開発」の基調から、「成熟社会型の計画」へ、また国主導から二層の計画体系、いわゆる分権型の計画づくりへの転換が図られ、計画そのものは全国計画と広域地方計画から構成されている。平成27年8月に閣議決定した「新たな国土形成計画（全国計画）」では、①安全で、豊かさを実現することができる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国を国土づくりの目標に掲げている。その実現のため、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに沸き起こし、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ることを国土の基本構想としている。そして対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進めていくこととし、東京一極集中の是正と、都市と農山漁村の相互貢献による共生を図り、国土全体の発展につなげていくこととしている。

また、山形県は平成22年に策定した「第3次山形県総合発展計画長期構想」において、「緑と心が豊かに奏であい 一人ひとりが輝く山形」を基本目標として、豊かな自然と、人々が受け継ぎ、磨き上げてきた知恵や技、さらにはその積み重ねで培われた伝統や文化などとの関わり合いをもとに、未来を拓く新たな可能性をみんなで創り出すこと、そして誰もが自分らしさを発揮しながら、いきいきと輝く山形を創り上げることを目指している。

この計画では、

- (1) 安心が根づき、楽しさや充実感のある「暮らし」の実現
- (2) 地域資源と多様な絆をもとに固有の価値を生み、安定的に発展し続ける「産業・経済」の実現
- (3) 豊かで質の高い暮らしや活力のある産業を支え続ける「地域社会」の実現

を柱にしながら、県内4地域の発展方向として、“個性を活かし、人々が一体となって考え行動する地域の実現”を掲げ、地域が一体となって効果的で特色のある地域づくりを進めることとしている。

また、この基本目標を実現するために取り組む主な重点事業の方向性と推進工程を示した短期アクションプランもあわせて策定し、具体的な施策の展開方向を明らかにしている。

これら国、県の指針と小国町のまちづくり計画は同一の基調にあり、本計画に示す自立促進の基本方針は、こうした考え方を重点的にとらえた、まちづくりの基本的な方向を表したものである。

## 第2節 人口及び産業の推移と動向

### 1 人口の推移と動向

#### (1) 総人口、年齢階層別・男女別人口の推移

昭和35年から平成22年までの50年間で、本町の総人口は17,787人から8,862人となり、減少率は50.2%と半分以上の人口が減少している。減少率では、昭和35年から50年までの15年間で28.9%と著しく、昭和50年から10年間は4.4%とやや鈍化した。その後、昭和60年から平成2年までが6.5%、平成2年から平成7年までが5.3%、平成7年から平成12年までが4.2%、平成12年から平成17年までが5.1%と5%前後の減少率となっていたが、平成17年から平成22年までが9.0%となり、再び著しい減少率となっている。日本全体が人口減少の時代に入ったことも含め、この状況は続くものと思われる。平成2年から平成22年までの20年間の人口増減率の推移をみると、小国町が-21.7%であるのに対して山形県全体では-7.1%、西置賜郡全体では-15.1%となっており、これらの数値を大きく上回る結果となっている。

総人口の推移

(単位：人、資料：国勢調査)

| 区分   | 昭和35年     | 昭和40年     | 昭和45年     | 昭和50年     | 昭和55年     | 昭和60年     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小国町  | 17,787    | 15,983    | 13,999    | 12,649    | 12,221    | 12,096    |
| 西置賜郡 | 94,248    | 86,069    | 79,537    | 75,413    | 74,548    | 74,243    |
| 山形県  | 1,320,664 | 1,263,104 | 1,225,618 | 1,220,302 | 1,251,917 | 1,261,662 |

| 区分   | 平成2年      | 平成7年      | 平成12年     | 平成17年     | 平成22年     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小国町  | 11,315    | 10,715    | 10,262    | 9,742     | 8,862     |
| 西置賜郡 | 72,567    | 70,686    | 68,602    | 65,625    | 61,592    |
| 山形県  | 1,258,390 | 1,256,958 | 1,244,147 | 1,216,181 | 1,168,924 |

総人口増減率の推移

(単位：%)

| 区分   | 昭和35年～40年 | 昭和40年～45年 | 昭和45年～50年 | 昭和50年～55年 | 昭和55年～60年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小国町  | △ 10.1    | △ 12.4    | △ 9.6     | △ 3.4     | △ 1.0     |
| 西置賜郡 | △ 8.7     | △ 7.6     | △ 5.2     | △ 1.1     | △ 0.4     |
| 山形県  | △ 4.4     | △ 3.0     | △ 0.4     | 2.6       | 0.8       |

| 区分   | 昭和60年～平成2年 | 平成2年～7年 | 平成7年～12年 | 平成12年～17年 | 平成17年～22年 |
|------|------------|---------|----------|-----------|-----------|
| 小国町  | △ 6.5      | △ 5.3   | △ 4.2    | △ 5.1     | △ 9.0     |
| 西置賜郡 | △ 2.3      | △ 2.6   | △ 2.9    | △ 4.3     | △ 6.1     |
| 山形県  | △ 0.3      | △ 0.1   | △ 1.0    | △ 2.2     | △ 3.9     |

年齢階層別の人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和35年の6,179人から平成22年には1,070人と5,109人減少し、総人口に占める割合も34.7%から12.1%へと下がっている。また、生産年齢人口（15～64歳）は、昭和55年に総人口の減少率を上回る数値を示して以来その傾向が続いており、総人口に占める割合も、昭和60年の67.0%から平成22年には54.3%となり、約13%低下した。一方、老年人口（65歳以上）は、昭和35年の729人から平成17年には3,037人と過去最高を記録したが、平成22年には2,976人と減少に転じている一方で、総人口に占める割合は4.1%（昭和35年）から33.6%

(平成 22 年)へ上昇している。老年人口は減るものの高齢化率は上昇するものと見込まれ、少子高齢化の傾向は、今後も続くものと想定される。

年齢階層別人口の推移

(単位：人、資料：国勢調査)

| 区分              | 昭和 35 年 | 昭和 40 年 |        | 昭和 45 年 |        | 昭和 50 年 |        | 昭和 55 年 |        | 昭和 60 年 |        |
|-----------------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|                 | 実数      | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    |
| 総数              | 17,787  | 15,983  | -10.1% | 13,999  | -12.4% | 12,649  | -9.6%  | 12,221  | -3.4%  | 12,096  | -1.0%  |
| 0～14 歳          | 6,179   | 4,829   | -21.8% | 3,463   | -28.3% | 2,711   | -21.7% | 2,342   | -13.6% | 2,202   | -6.0%  |
| 15～64 歳         | 10,879  | 10,324  | -5.1%  | 9,557   | -7.4%  | 8,780   | -8.1%  | 8,463   | -3.6%  | 8,099   | -4.3%  |
| うち 15～29 歳(a)   | 4,183   | 3,515   | -16.0% | 2,933   | -16.6% | 2,511   | -14.4% | 2,341   | -6.8%  | 2,070   | -11.6% |
| 65 歳以上(b)       | 729     | 830     | 13.9%  | 979     | 18.0%  | 1,158   | 18.3%  | 1,416   | 22.3%  | 1,795   | 26.8%  |
| 若年者比率<br>(a)/総数 | 23.5%   | 22.0%   | -      | 21.0%   | -      | 19.9%   | -      | 19.2%   | -      | 17.1%   | -      |
| 高齢者比率<br>(b)/総数 | 4.1%    | 5.2%    | -      | 7.0%    | -      | 9.2%    | -      | 11.6%   | -      | 14.8%   | -      |

| 区分              | 平成 2 年 |        | 平成 7 年 |        | 平成 12 年 |        | 平成 17 年 |        | 平成 22 年 |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|                 | 実数     | 増減率    | 実数     | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    |
| 総数              | 11,315 | -6.5%  | 10,715 | -5.3%  | 10,262  | -4.2%  | 9,742   | -5.1%  | 8,862   | -9.0%  |
| 0～14 歳          | 1,941  | -11.9% | 1,699  | -12.5% | 1,486   | -12.5% | 1,294   | -12.9% | 1,070   | -17.3% |
| 15～64 歳         | 7,218  | -10.9% | 6,512  | -9.8%  | 5,940   | -8.8%  | 5,411   | -8.9%  | 4,816   | -11.0% |
| うち 15～29 歳(a)   | 1,628  | -21.4% | 1,388  | -14.7% | 1,285   | -7.4%  | 1,147   | -10.7% | 1,030   | -10.2% |
| 65 歳以上(b)       | 2,156  | 20.1%  | 2,504  | 16.1%  | 2,836   | 13.3%  | 3,037   | 7.1%   | 2,976   | -2.0%  |
| 若年者比率<br>(a)/総数 | 14.4%  | -      | 13.0%  | -      | 12.5%   | -      | 11.8%   | -      | 11.6%   | -      |
| 高齢者比率<br>(b)/総数 | 19.1%  | -      | 23.4%  | -      | 27.6%   | -      | 31.2%   | -      | 33.6%   | -      |

人口の推移を男女別、年齢別でみると、平成12年から平成22年までの10年間では、男が729人（14.5%）、女が671人（12.8%）減少している。平成17年から平成22年までをみると、全ての年齢層で減少しているが、特に0歳から14歳までの若年層において、他の年齢層に比較して高い減少率となっており、少子化は一層進んでいる。

人口の推移

(単位：人、資料：住民基本台帳)

| 区分 | 平成12年3月31日 |       | 平成17年3月31日 |       |       | 平成22年3月31日 |       |       |
|----|------------|-------|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
|    | 実数         | 構成比   | 実数         | 構成比   | 増減率   | 実数         | 構成比   | 増減率   |
| 総数 | 10,496     | —     | 9,893      | —     | -5.7% | 9,135      | —     | -7.7% |
| 男  | 5,125      | 48.8% | 4,823      | 48.8% | -5.9% | 4,441      | 48.6% | -7.9% |
| 女  | 5,371      | 51.2% | 5,070      | 51.2% | -5.6% | 4,694      | 51.4% | -7.4% |

| 区分              |              | 平成26年3月31日 |       |       | 平成27年3月31日 |       |        |
|-----------------|--------------|------------|-------|-------|------------|-------|--------|
|                 |              | 実数         | 構成比   | 増減率   | 実数         | 構成比   | 増減率    |
| 総数<br>(外国人住民除く) |              | 8,398      | —     | -8.1% | 8,165      | —     | -2.8%  |
| 男<br>(外国人住民除く)  |              | 4,099      | 48.8% | -7.7% | 4,000      | 49.0% | -2.4%  |
| 女<br>(外国人住民除く)  |              | 4,299      | 51.2% | -8.4% | 4,165      | 51.0% | -3.1%  |
| 参考              | 男<br>(外国人住民) | 3          | 0.0%  | —     | 12         | 0.1%  | 300.0% |
|                 | 女<br>(外国人住民) | 20         | 0.2%  | —     | 18         | 0.2%  | -10.0% |

年齢階層別、男女別人口の構成

(単位：人、資料：国勢調査)

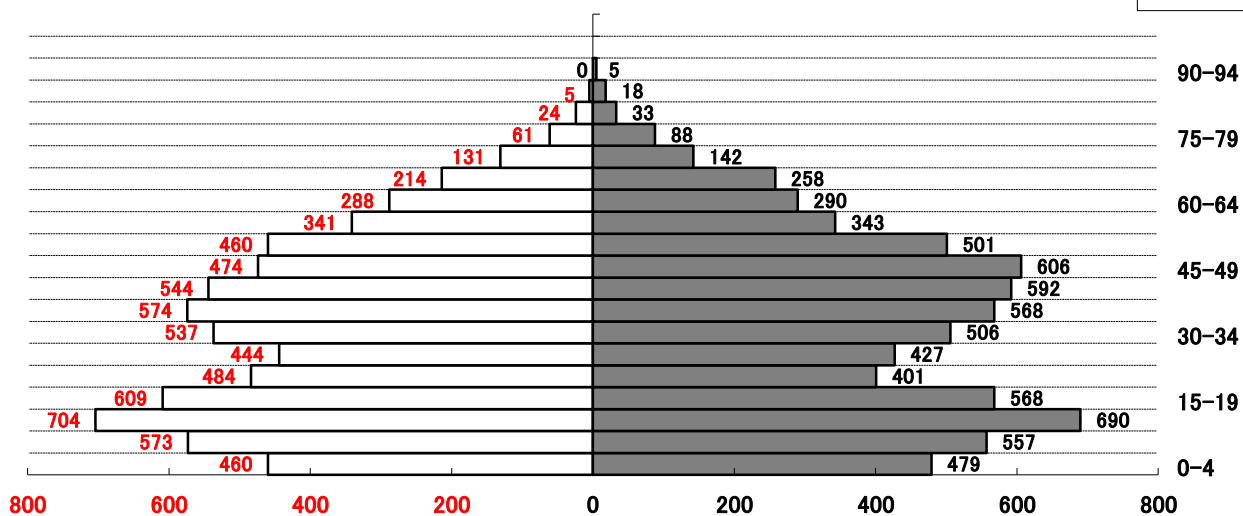
| 区分    |         |     | 総数     | 0～14歳  | 15～19歳 | 20～34歳 | 35～64歳 | 65歳以上 |
|-------|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成22年 | 実数      | 男   | 4,301  | 562    | 200    | 501    | 1,800  | 1,238 |
|       |         | 女   | 4,561  | 508    | 207    | 489    | 1,619  | 1,738 |
|       |         | 計   | 8,862  | 1,070  | 407    | 990    | 3,419  | 2,976 |
|       | 構成比     | 小国町 | 100.0% | 12.1%  | 4.6%   | 11.2%  | 38.6%  | 33.6% |
|       |         | 山形県 | 100.0% | 12.8%  | 4.7%   | 14.7%  | 40.0%  | 27.8% |
| 男     | H17/H12 |     | -4.6%  | -11.1% | -11.8% | -8.0%  | -7.3%  | 8.4%  |
|       | H22/H17 |     | -10.4% | -15.7% | -0.5%  | -22.2% | -11.8% | -0.8% |
| 女     | H17/H12 |     | -5.6%  | -14.8% | -7.0%  | -16.3% | -8.6%  | 6.2%  |
|       | H22/H17 |     | -7.7%  | -19.0% | -3.3%  | -7.6%  | -9.1%  | -2.9% |

人口ピラミッド(5階層)

資料：国勢調査

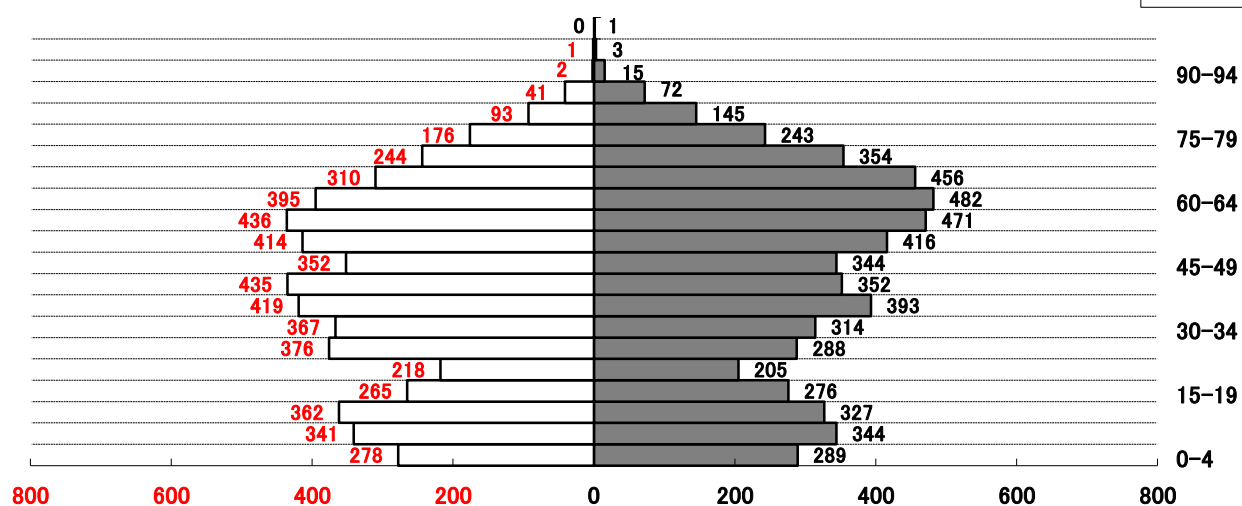
昭和45年

■女 □男



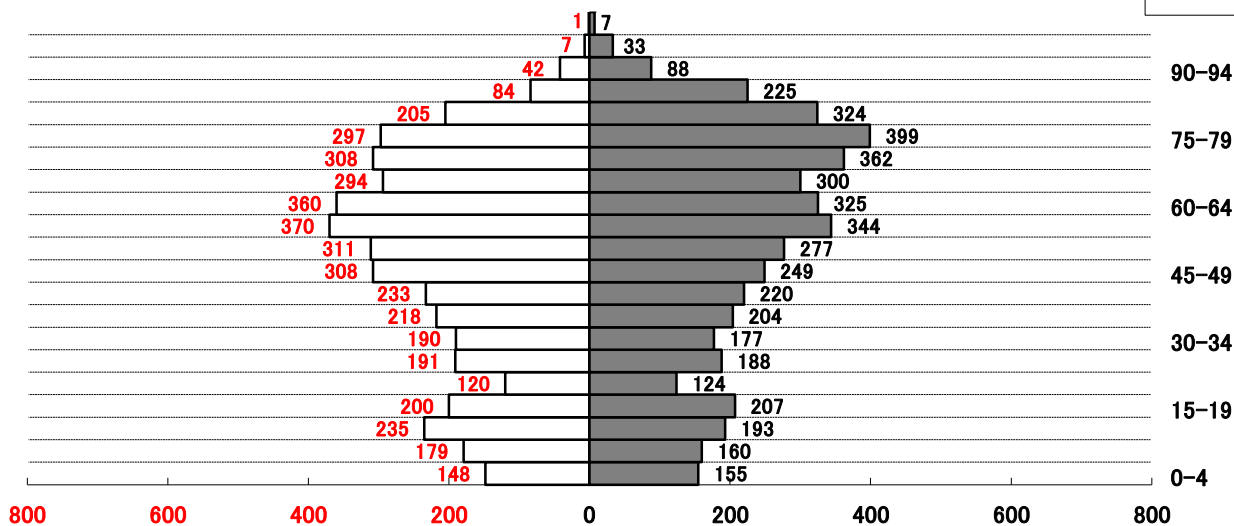
平成2年

■女 □男



平成22年

■女 □男



## (2) 人口動態

自然動態では、出生が昭和45年の309人をピークに減少の一途をたどっている状況の中で、平成元年には死亡者数が出生数を上回る自然減の現象が現れた。この傾向は次第に顕著になり、出生者と死亡者の差も広がりつつあるうえ、今後も同様の動きを示すものと思われる。

社会動態をみると、町外への転出者は昭和45年ごろまで増加しつつあったが、その後は減少してきており、平成5年から平成19年までは300人台、平成20年以降は200人台で推移し、増減はあるものの、100人前後が毎年社会的移動で減少している。

人口動態の推移（自然動態）

（単位：人、資料：山形県社会的移動人口調査）

| 区分  | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 出生A | 309   | 157   | 154   | 136   | 109  | 114  | 108  | 109  | 94   | 102  |
| 死亡B | 115   | 93    | 90    | 81    | 114  | 118  | 97   | 100  | 107  | 96   |
| A－B | 194   | 64    | 64    | 55    | -5   | -4   | 11   | 9    | -13  | 6    |

| 区分  | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 |
|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生A | 90   | 110  | 105  | 80    | 83    | 78    | 80    | 66    | 73    | 95    |
| 死亡B | 135  | 96   | 108  | 117   | 109   | 113   | 106   | 120   | 114   | 117   |
| A－B | -45  | 14   | -3   | -37   | -26   | -35   | -26   | -54   | -41   | -22   |

| 区分  | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生A | 55    | 63    | 55    | 59    | 60    | 57    | 56    | 59    | 51    | 41    |
| 死亡B | 118   | 138   | 127   | 99    | 152   | 165   | 151   | 135   | 147   | 167   |
| A－B | -63   | -75   | -72   | -40   | -92   | -108  | -95   | -76   | -96   | -126  |

人口動態の推移（社会動態）

（単位：人、資料：山形県社会的移動人口調査）

| 区分  | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 転出A | 1,098 | 693   | 510   | 526   | 401  | 411  | 434  | 434  | 340  | 382  |
| 転入B | 527   | 366   | 357   | 454   | 306  | 325  | 254  | 271  | 273  | 279  |
| B－A | -571  | -327  | -153  | -72   | -95  | -86  | -180 | -163 | -67  | -103 |

| 区分  | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 |
|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 転出A | 376  | 344  | 345  | 350   | 364   | 341   | 340   | 347   | 360   | 326   |
| 転入B | 264  | 278  | 303  | 277   | 226   | 264   | 270   | 305   | 243   | 244   |
| B－A | -112 | -66  | -42  | -73   | -138  | -77   | -70   | -42   | -117  | -82   |

| 区分  | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 転出A | 318   | 329   | 331   | 273   | 244   | 230   | 297   | 278   | 266   | 269   |
| 転入B | 227   | 237   | 220   | 196   | 219   | 181   | 155   | 203   | 164   | 170   |
| B－A | -91   | -92   | -111  | -77   | -25   | -49   | -142  | -75   | -102  | -99   |

## (3) 世帯数と世帯人員

世帯数は、昭和50年以降3,300世帯台で推移していたが、平成2年以降減少し、平成7年には3,163世帯となり、昭和60年に比べて174世帯減少した。その後、平成12年、平成17年と再び増加傾向を示し、人口の動きとは連動せず推移していたが、平成22年においては平成17年から241世帯と著しく減少している。また、1世帯当たりの人員は昭和35年には5.23人であったが、減少の一途をたどっており、平成22年には2.85人となった。この要因としては、核家族化の進展や単身生活者の増加、高齢化の進行に伴う老夫婦世帯の増加などが挙げられる。

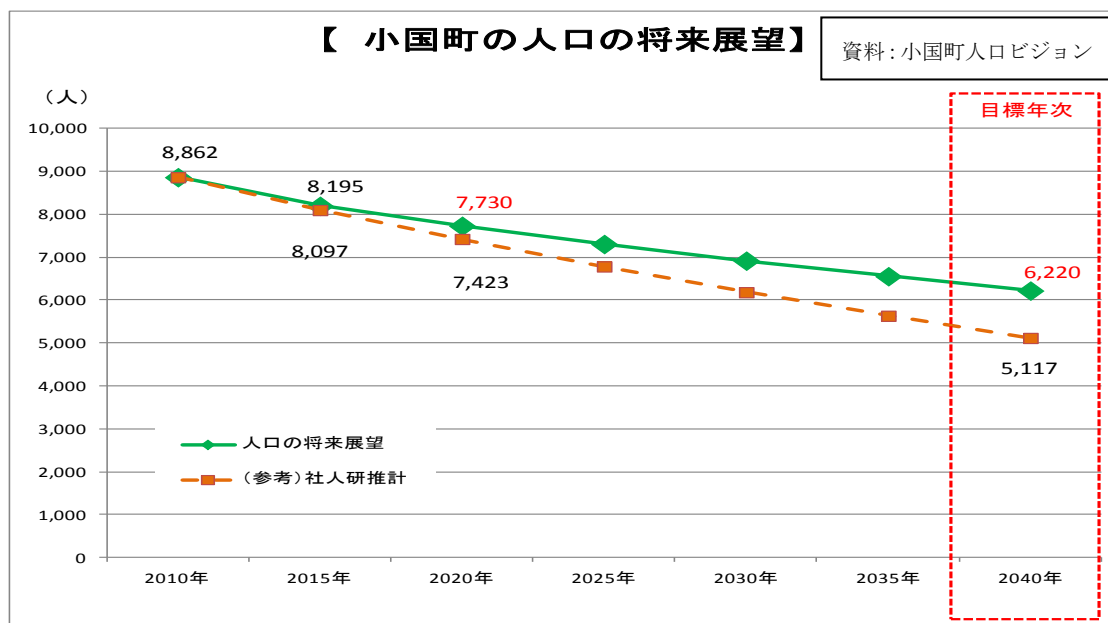
規模別世帯数の推移

(単位：人・世帯、資料：国勢調査)

| 年次    | 総数    |        | 普通世帯  |     |       |       |      |        |          |                  |
|-------|-------|--------|-------|-----|-------|-------|------|--------|----------|------------------|
|       | 世帯数   | 総人口    | 世帯数   |     |       |       |      |        | 世帯<br>人員 | 1世帯<br>あたり<br>人員 |
|       |       |        | 総数    | 1人  | 2～3人  | 4～5人  | 6～7人 | 8人以上   |          |                  |
| 昭和35年 | 3,520 | 17,787 | 3,311 | 62  | 660   | 1,245 | 817  | 527    | 17,301   | 5.23             |
| 昭和40年 | 3,584 | 15,983 | 3,409 | 93  | 899   | 1,452 | 733  | 232    | 15,588   | 4.57             |
| 昭和45年 | 3,347 | 13,999 | 3,269 | 116 | 1,106 | 1,361 | 579  | 107    | 13,522   | 4.14             |
| 昭和50年 | 3,345 | 12,649 | 3,226 | 192 | 1,237 | 1,261 | 489  | 47     | 12,322   | 3.82             |
| 昭和55年 | 3,325 | 12,221 | 3,172 | 212 | 1,234 | 1,201 | 481  | 44     | 11,985   | 3.78             |
| 昭和60年 | 3,337 | 12,096 | 3,165 | 274 | 1,241 | 1,107 | 498  | 45     | 11,799   | 3.73             |
| 平成2年  | 3,217 | 11,315 | 3,212 | 444 | 1,344 | 902   | 485  | 37     | 11,185   | 3.48             |
| 平成7年  | 3,163 | 10,715 | 3,157 | 483 | 1,362 | 833   | 446  | 33     | 10,566   | 3.35             |
| 平成12年 | 3,209 | 10,262 | 3,146 | 551 | 1,406 | 786   | 368  | 35     | 10,016   | 3.18             |
| 平成17年 | 3,277 | 9,742  | 3,268 | 747 | 1,463 | 759   | 299  | (6人以上) | 9,560    | 2.93             |
| 平成22年 | 3,036 | 8,862  | 3,023 | 665 | 1,444 | 691   | 223  | (6人以上) | 8,619    | 2.85             |

#### (4) 人口の見通し

人口減少傾向は今後も続くものと予測されるが、平成26年12月に国が策定した「ひと・まち・しごと創生総合戦略」や平成27年10月に策定した「小国町地域創生総合戦略」の着実な実行によって、出生率の向上や人口流出の抑制、移住者の増加することを前提に、2040年には6,220人になるものと思われる。



## 2 産業の推移と動向

### (1) 産業別就業人口の推移

産業別就業人口の動向をみると、昭和60年までは昭和35～40年、45～50年の減少率が高い。40～45年には、人口の男女バランスをとるために女子型企業の誘致を行い二次産業で増加したため、総数の減少率は低くなった。昭和60年には既存企業の拡大に伴い増加に転じたものの、平成2年以降は、国内外を取り巻く経済環境が大きく影響し、昭和60年から平成22年までの25年間に2,688人、40.3%減少した。

これは、生産年齢人口全体の減少とともに、第一次産業の就業者数が昭和60年から平成22年までの25年間で1,141人（80.3%）減少したことが最も大きな要因になっている。

産業別人口の動向

(単位：人、資料：国勢調査)

| 区分         | 昭和35年 | 昭和40年 |        | 昭和45年 |        | 昭和50年 |        | 昭和55年 |        | 昭和60年 |        |
|------------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|            | 実数    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    |
| 総数         | 8,339 | 7,749 | -7.1%  | 7,619 | -1.7%  | 6,891 | -9.6%  | 6,638 | -3.7%  | 6,663 | 0.4%   |
| 第一次産業就業人口  | 4,778 | 3,967 | -17.0% | 3,271 | -17.5% | 2,305 | -29.5% | 1,694 | -26.5% | 1,421 | -16.1% |
| (総数に占める割合) | 57.3% | 51.2% |        | 42.9% |        | 33.4% |        | 25.5% |        | 21.3% |        |
| 第二次産業就業人口  | 1,945 | 2,028 | 4.3%   | 2,428 | 19.7%  | 2,636 | 8.6%   | 2,895 | 9.8%   | 3,208 | 10.8%  |
| (総数に占める割合) | 23.3% | 26.2% |        | 31.9% |        | 38.3% |        | 43.6% |        | 48.1% |        |
| 第三次産業就業人口  | 1,616 | 1,754 | 8.5%   | 1,920 | 9.5%   | 1,950 | 1.6%   | 2,049 | 5.1%   | 2,034 | -0.7%  |
| (総数に占める割合) | 19.4% | 22.6% |        | 25.2% |        | 28.3% |        | 30.9% |        | 30.5% |        |

| 区分         | 平成2年  |        | 平成7年  |        | 平成12年 |        | 平成17年 |        | 平成22年 |        |
|------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|            | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    | 実数    | 増減率    |
| 総数         | 6,165 | -7.5%  | 5,571 | -9.6%  | 5,123 | -8.0%  | 4,626 | -9.7%  | 3,975 | -14.1% |
| 第一次産業就業人口  | 978   | -31.2% | 615   | -37.1% | 406   | -34.0% | 333   | -18.0% | 280   | -15.9% |
| (総数に占める割合) | 15.9% |        | 11.0% |        | 7.9%  |        | 7.2%  |        | 7.0%  |        |
| 第二次産業就業人口  | 3,107 | -3.1%  | 2,760 | -11.2% | 2,570 | -6.9%  | 2,221 | -13.6% | 1,715 | -22.8% |
| (総数に占める割合) | 50.4% |        | 49.5% |        | 50.2% |        | 48.0% |        | 43.1% |        |
| 第三次産業就業人口  | 2,080 | 2.3%   | 2,196 | 5.6%   | 2,147 | -2.2%  | 2,072 | -3.5%  | 1,980 | -4.4%  |
| (総数に占める割合) | 33.7% |        | 39.4% |        | 41.9% |        | 44.8% |        | 49.8% |        |

産業別にみると、第一次産業就業者は昭和35年に4,778人であったが、平成22年には280人に激減し、構成比も57.3%から7.0%まで低下した。農用地及び豊富な森林資源など、町土を守り、育てていくための人財が大きく減少してきている。今後は、人口の減少は避けられないものの、こうした人財を確保する取り組みを進め、第一次産業就業者構成比の割合数を維持していく必要がある。

第二次産業は製造業を中心に増加してきていたが、昭和60年の3,208人をピークとして、平成2年以降の就業人口は減少している。これは人口減少による相対的な減少を示しているためであり、全体における構成比は、昭和55年から平成22年まで常に40%から50%前後で推移している。このことは、

昭和初期に立地した2大企業とその関連企業の雇用吸収力の大きさを表しており、小国町の就業構造の特徴である。

第三次産業は昭和35年から微増を続け、平成7年までに580人増加している。その後、就業人口については減少に転じているが、構成比については増加し続けている。平成22年では49.8%と第二次産業就業人口を上回り、町内の就業人口のほぼ半数を占めており、成熟社会の特徴が表れていると言える。

就業人口全体の推移をみると、昭和35年から平成22年までの50年間に一次産業で4,498人(94.1%)減少しているのに対し、二次・三次産業の合計では134人(3.8%)の増加になっている。したがって、就業者数では4,364人(52.3%)の減少になっている。人口に対する就業人口と非就業人口の構成比を見ると、昭和35年の就業者率は46.9%(人口17,787人)であり、平成22年の44.9%(人口8,862人)と差はほとんど無く、非就業者率についてもほぼ横ばいにある。このことから、就業者数の減少は、産業構造の変化に加えて、人口減少が大きく影響していると判断される。

### (2) 産業別純生産の推移

平成22年の産業別純生産額の総額は303億円で、平成12年とほぼ同様の水準となっている。昭和60年から平成7年までには25.6%の伸びを示すなど、順調に増加してきたが、平成12年にはほとんどの業種において減少傾向となった。平成17年には再び増加したが、平成22年には再度減少に転じ、この5年の間の社会経済環境の停滞状態が示されている。

それぞれ産業別にみると、第一次産業は7.1億円(うち農業5.7億円)で全体の2.3%、対平成12年比は0.9%の増でほぼ変わっていない。第二次産業は121億円で全体の40.0%、対平成12年比は-16.3%となっており、全体構成比は下がっている。特に、第二次産業はこれまで増加傾向であったが、平成12年には一転して減少となり、平成22年も同様の動きを示している。主体となる製造業は全体の35.2%と、山形県における構成比19.2%と比較しても、依然として基幹的な産業であるといえるが、その比率については平成7年をピークに減少してきており、全体に占める割合は昭和50年以来最も低い数字となっている。第三次産業は175億円で全体の57.7%、対平成12年比は21.4%の増となっている。金額的には、最高額を示していた平成17年に比べ、11億円程度減少しているが、全体に占める割合は平成7年以降増加しており、6割近い数字となっている。前述の就業人口でも全体のほぼ半数を占めるなど、産業構造のウェイトが第三次産業へシフトし、成熟社会が形成されてきているという見方もでき、今後もこの傾向が続くことが予想される。

人口減少・少子高齢化の進行によって、全体的に生産額が縮小していく懸念はあるが、新たな地域産業の創出や既存産業への支援、高齢者が活躍する場の提供など、多面的な施策の展開により、一定規模の数字は維持できるものと期待される。

産業別純生産額の推移

(単位：百万円、資料：山形県市町村民経済計算)

| 区分    |                  | 昭和50年度 |        | 昭和55年度 |        | 昭和60年度 |        | 平成2年度  |        | 平成7年度  |        |
|-------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       |                  | 生産額    | 構成比    | 生産額    | 構成比    | 生産額    | 構成比    | 生産額    | 構成比    | 生産額    | 構成比    |
| 第1次産業 | 農 業              | 1,025  | 9.2%   | 787    | 4.4%   | 877    | 3.1%   | 849    | 2.5%   | 709    | 2.0%   |
|       | 林 業              | 491    | 4.4%   | 12     | 0.1%   | 243    | 0.8%   | 378    | 1.1%   | 173    | 0.5%   |
|       | 水産業              | 26     | 0.2%   | 84     | 0.5%   | 81     | 0.3%   | 463    | 1.4%   | 4      | 0.0%   |
|       | 小 計              | 1,542  | 13.8%  | 883    | 5.0%   | 1,201  | 4.2%   | 1,690  | 5.0%   | 886    | 2.5%   |
| 第2次産業 | 鉱 業              | 43     | 0.4%   | 63     | 0.4%   | 27     | 0.1%   | 89     | 0.3%   | 187    | 0.5%   |
|       | 建設業              | 1,266  | 11.4%  | 2,135  | 12.0%  | 3,117  | 10.9%  | 4,906  | 14.6%  | 3,926  | 10.9%  |
|       | 製造業              | 3,923  | 35.2%  | 8,115  | 45.5%  | 11,747 | 40.9%  | 14,122 | 41.9%  | 15,558 | 43.2%  |
|       | 小 計              | 5,232  | 47.0%  | 10,313 | 57.9%  | 14,891 | 51.9%  | 19,117 | 56.8%  | 19,671 | 54.6%  |
| 第3次産業 | 卸・小売業            | 965    | 8.7%   | 1,818  | 10.2%  | 4,031  | 14.0%  | 2,654  | 7.9%   | 1,692  | 4.7%   |
|       | 金融・保険<br>不動産業    | 922    | 8.3%   | 1,032  | 5.8%   | 1,896  | 6.6%   | 2,056  | 6.1%   | 3,222  | 8.9%   |
|       | 運輸・通信・<br>電気・ガス業 | 405    | 3.6%   | 409    | 2.3%   | 1,039  | 3.6%   | 1,337  | 4.0%   | 1,523  | 4.2%   |
|       | サービス業            | 1,596  | 14.3%  | 2,529  | 14.2%  | 4,692  | 16.4%  | 5,605  | 16.6%  | 7,203  | 20.0%  |
|       | 公 務              | 481    | 4.3%   | 837    | 4.7%   | 942    | 3.3%   | 1,217  | 3.6%   | 1,841  | 5.1%   |
|       | 小 計              | 4,369  | 39.2%  | 6,625  | 37.2%  | 12,600 | 43.9%  | 12,869 | 38.2%  | 15,481 | 43.0%  |
| 総 数   |                  | 11,143 | 100.0% | 17,821 | 100.0% | 28,692 | 100.0% | 33,676 | 100.0% | 36,038 | 100.0% |

| 区分    |                  | 平成12年度 |        | 平成17年度 |        | 平成22年度 |        |               | 山形県         |               |
|-------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|-------------|---------------|
|       |                  | 生産額    | 構成比    | 生産額    | 構成比    | 生産額    | 構成比    | 指数<br>50年=100 | 22年度<br>構成比 | 指数<br>50年=100 |
| 第1次産業 | 農 業              | 511    | 1.7%   | 621    | 1.8%   | 565    | 1.9%   | 55.1          | 3.1%        | 63.0          |
|       | 林 業              | 187    | 0.6%   | 102    | 0.3%   | 142    | 0.5%   | 28.9          | 0.1%        | 44.0          |
|       | 水産業              | 7      | 0.0%   | 4      | 0.0%   | 4      | 0.0%   | 15.4          | 0.0%        | 50.0          |
|       | 小 計              | 705    | 2.4%   | 727    | 2.2%   | 711    | 2.3%   | 46.1          | 3.3%        | 61.6          |
| 第2次産業 | 鉱 業              | 86     | 0.3%   | 191    | 0.6%   | 48     | 0.2%   | 111.6         | 0.1%        | 48.1          |
|       | 建設業              | 2,431  | 8.2%   | 1,898  | 5.6%   | 1,399  | 4.6%   | 110.5         | 5.2%        | 157.6         |
|       | 製造業              | 11,969 | 40.4%  | 12,245 | 36.3%  | 10,677 | 35.2%  | 272.2         | 19.2%       | 323.6         |
|       | 小 計              | 14,486 | 48.9%  | 14,334 | 42.5%  | 12,124 | 40.0%  | 231.7         | 24.6%       | 258.8         |
| 第3次産業 | 卸・小売業            | 1,539  | 5.2%   | 1,292  | 3.8%   | 1,449  | 4.8%   | 150.2         | 11.4%       | 195.8         |
|       | 金融・保険<br>不動産業    | 3,365  | 11.4%  | 5,433  | 16.1%  | 4,858  | 16.0%  | 526.9         | 18.3%       | 417.2         |
|       | 運輸・通信・<br>電気・ガス業 | 1,054  | 3.6%   | 1,241  | 3.7%   | 1,665  | 5.5%   | 411.1         | 8.7%        | 2,949.8       |
|       | サービス業            | 6,794  | 22.9%  | 5,020  | 14.9%  | 3,485  | 11.5%  | 218.4         | 18.4%       | 311.7         |
|       | 公 務              | 1,668  | 5.6%   | 5,661  | 16.8%  | 6,049  | 19.9%  | 1257.6        | 15.2%       | 903.9         |
|       | 小 計              | 14,420 | 48.7%  | 18,647 | 55.3%  | 17,506 | 57.7%  | 400.7         | 72.1%       | 398.2         |
| 総 数   |                  | 29,611 | 100.0% | 33,708 | 100.0% | 30,341 | 100.0% | 272.3         | 100.0%      | 303.3         |

## 第 3 節 行財政の状況

### 1 行政の状況

#### (1) 行政運営

現在の自治体を取り巻く環境は、国内及び国際的な社会経済システムの変革、人口減少時代の本格化、地域社会の急激な変化や厳しさを増す財政事情など、大きく変化している。それに伴い、住民の意識も変化してきており、行政需要はますます高度化、多様化してきている。加えて、地方分権改革や三位一体の改革、市町村合併等で国と地方の関係が見直される一方で、自己決定、自己責任の原則のもと、地域における主体的かつ総合的な取組が進められている。地方自治体は、一層住民福祉の向上を目指しながらも、簡素で効果的な行政体であることが求められている。

このため、本町では、平成 20 年度に「第四次小国町総合計画基本構想」を策定し、新しい時代に向けた行・財政運営の方向と、多様な主体との協働のまちづくりを進める行動指針を明らかにしている。この計画に基づいた目標達成のための事業と実施方法については、毎年の予算編成で意志決定している。さらに、事業の実施にあたっては「事前協議制」に基づいて庁内関係課が多角的に検討を加えているほか、特に重要な案件等については、「課長会議」、「政策会議」を開催し、施策の総合的な調整、適正な運営を図っている。

水道・工業用水道・病院・老人保健施設事業などの公営企業については、特に、コストの低減を求めながらサービスを向上させていくという二律背反的な課題を負っている。それぞれの事業を経営する主体において、高度なサービス提供と収益の確保に努めているが、施設維持のための費用が上回っているのが現状である。このため、一般会計からの繰り出しで収支の均衡を保っている。

少子高齢社会や産業の構造変化が進む中であって、それぞれの企業体が果たしていくべき役割を明確にしながら、独立採算の原則に基づき、総合的な見直しによる経営改善と企業努力が求められる。

特別会計である下水道事業特別会計においても、加入促進を図り、企業性を追求していく必要がある。

#### (2) 行政組織

住民の行政に対する要求は、情報化の進展と経済社会の発展に伴って増大し、膨大な事務量を生んでいる。このため、本町では、たえず行政需要の動向に見合うよう行政事務を見直し、時代の要請に対応できる組織機構づくりに努めてきた。

平成 16 年度には、横の連携を強化した担当業務制を取り入れ、効率的で迅速な対応を可能とする大幅な組織機構の再編を行った。現在、8 課 1 室 5 局で経営的視点に立った行政事務の執行にあたっている。

また、社会経済情勢の変化への対応とともに、分権社会にふさわしい行政組織機構が必要であることから、平成 23 年 3 月には、「小国町行財政改革大綱」を策定し、行財政システムを再構築し、経営的視点に基づく行財政運営と多様な主体によるまちづくりを進めるための指針としてきた。また平成 18 年 4 月には指定管理者制度を導入し、経費の削減を図り、多様化した住民ニーズに効率的、効果的に対応している。

### (3) 広域行政

急速に進展する情報・交通ネットワーク整備は、住民の生活行動範囲を拡大していくため、いくつかの近隣市町村にまたがる広域的な課題も多くなっている。

町では、平成15年6月に「当面は合併をせず、自立したまちづくりを進める」という方針を示し、特色あるまちづくりや地域コミュニティ、基礎集落圏の活性化を優先させてきた。

しかしながら、住民生活の舞台は広範にわたっており、情報通信技術の進展とともに、行政の広域的な対応は一層重要になってきている。地方分権が進み財源確保が難しくなる中、効率性や経費の節減に照らし合わせ、近隣自治体と共同処理できる事務も見られる。

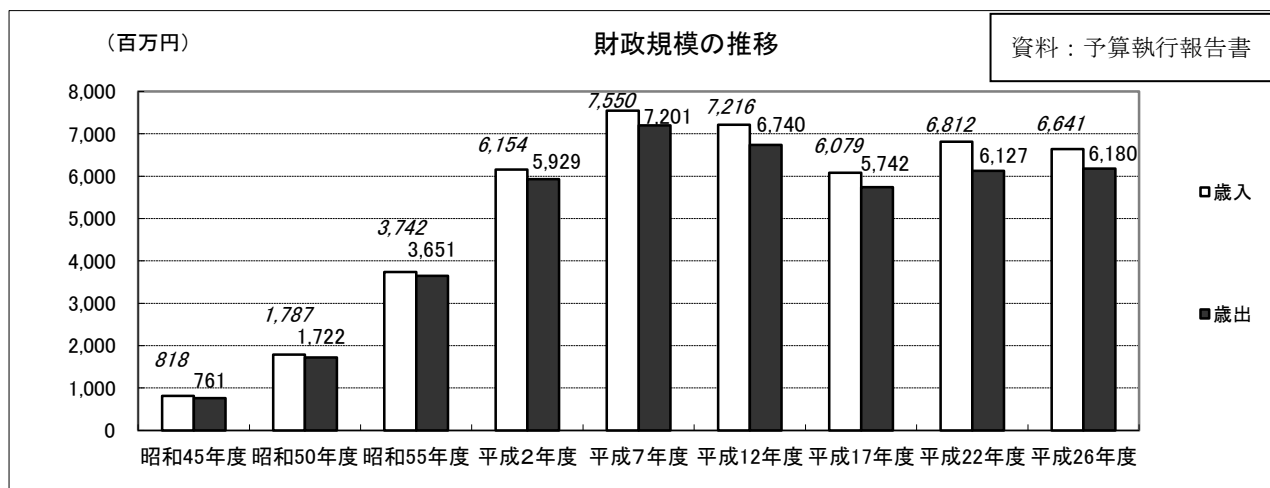
現在、昭和63年に共立養護老人ホーム組合（昭和40年設立）と、西置賜広域消防事務組合（昭和47年設立）を編入した西置賜行政組合を設立し、福祉と消防を中心として、圏域の中で相互に協調し合いながら課題解決にあたっている。

また、置賜広域行政事務組合（昭和46年設立）では、主に、ごみやし尿の広域処理と、広域的な振興計画を担っているほか、コンピューターによる行政事務の共同処理を行なっている。平成24年に策定した「第5次置賜広域ふるさと市町村圏計画」では、様々なネットワークを強化して広域交流活動を進めると同時に、広域的な人材の育成を図ることを基本方針として、活力ある圏域の創造を目指している。

## 2 財政の状況

### (1) 財政規模の推移

一般会計の財政規模は、行政ニーズの多様化と高度化に伴う行政需要が拡大したことと、国と連動した景気対策として公共事業を追加したことにより拡大を続けてきたが、平成12年度以降は一転して縮小傾向が続いている。財政規模縮小の原因は、交流施設や医療・保健・福祉施設の整備等の大型事業が完了したことに加え、三位一体の改革等行財政構造改革の進展に伴う歳出抑制の影響が大きい。平成20年に53億8千50万2千円まで減少したが、平成24、25年度は新小国小学校の建設に伴い80億円を超え、平成26年度は61億8千19万7千円であった。平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、更なる財政の健全化、効率化が求められることから、財政規模は、今後も縮小していくものと予測される。



公営企業会計等に対する一般会計からの負担

(単位：千円、資料：予算執行報告書)

| 区 分  | 平成2年度    | 平成7年度   | 平成12年度  | 平成17年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 企業会計 | 上水道事業    | 5,657   | 19,705  | 6,785   | 2,289   | 1,637   | 1,436   | 945     | 1,296   |
|      | 工業用水道事業  |         | 57,608  | 61,987  | 47,400  | 51,500  | 64,500  | 46,000  | 75,700  |
|      | 病院事業     | 142,768 | 240,427 | 369,261 | 237,000 | 230,000 | 259,094 | 240,000 | 323,762 |
|      | 老人保健施設事業 |         |         | 70,000  | 37,405  | 40,241  | 42,000  | 54,892  | 87,971  |
|      | 小計       | 148,425 | 317,740 | 508,033 | 324,094 | 323,378 | 367,030 | 341,837 | 488,729 |
| 特別会計 | 簡易水道事業   | 1,014   | 689     | 2,916   | 10,682  | 8,689   | 12,812  | 13,691  | 9,286   |
|      | 下水道事業    |         | 52,594  | 199,000 | 111,825 | 143,000 | 141,000 | 169,100 | 185,000 |
|      | 国民健康保険事業 | 26,511  | 51,213  | 70,938  | 54,605  | 40,689  | 37,096  | 39,661  | 38,184  |
|      | 老人保健事業   | 26,074  | 47,109  | 59,725  | 85,662  | 0       |         |         |         |
|      | 介護保険事業   |         |         | 101,697 | 102,068 | 116,625 | 118,820 | 125,590 | 131,787 |
|      | 後期高齢者医療  |         |         |         |         | 36,688  | 36,250  | 36,468  | 37,146  |
|      | その他特別会計  |         | 4,638   | 2,086   | 0       | 0       | 0       | 8,148   | 10,618  |
| 合 計  |          | 202,024 | 473,983 | 944,395 | 688,936 | 669,069 | 713,008 | 726,347 | 914,325 |

公営企業会計に対する一般会計からの負担（出資金を除く）

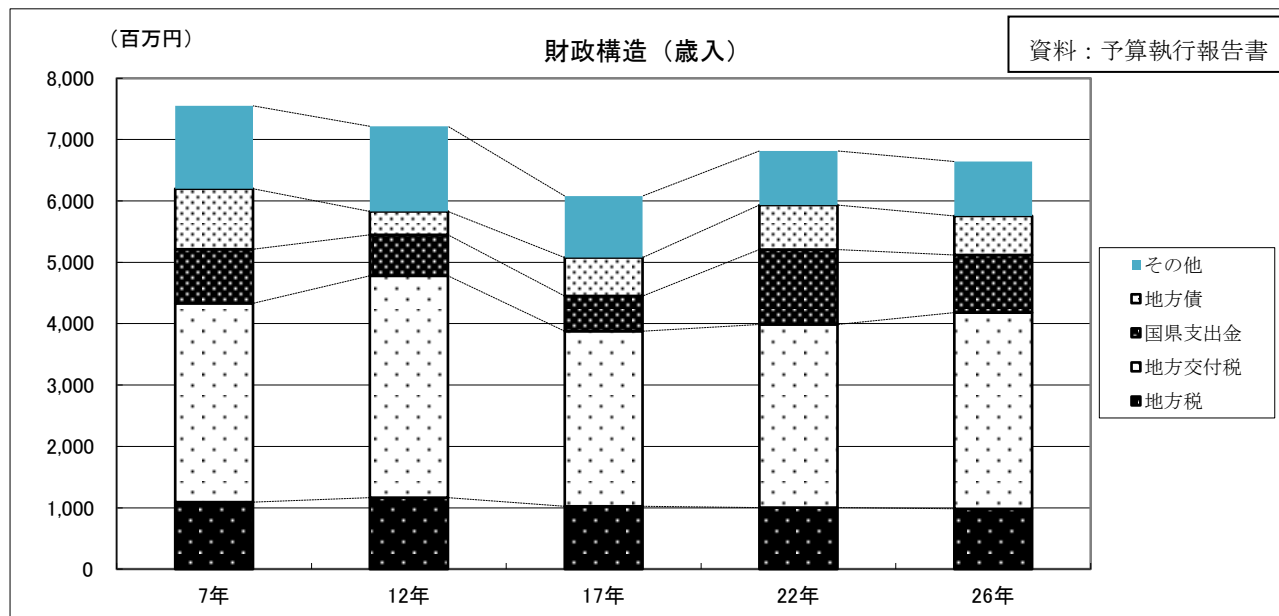
(単位：千円、資料：予算執行報告書)

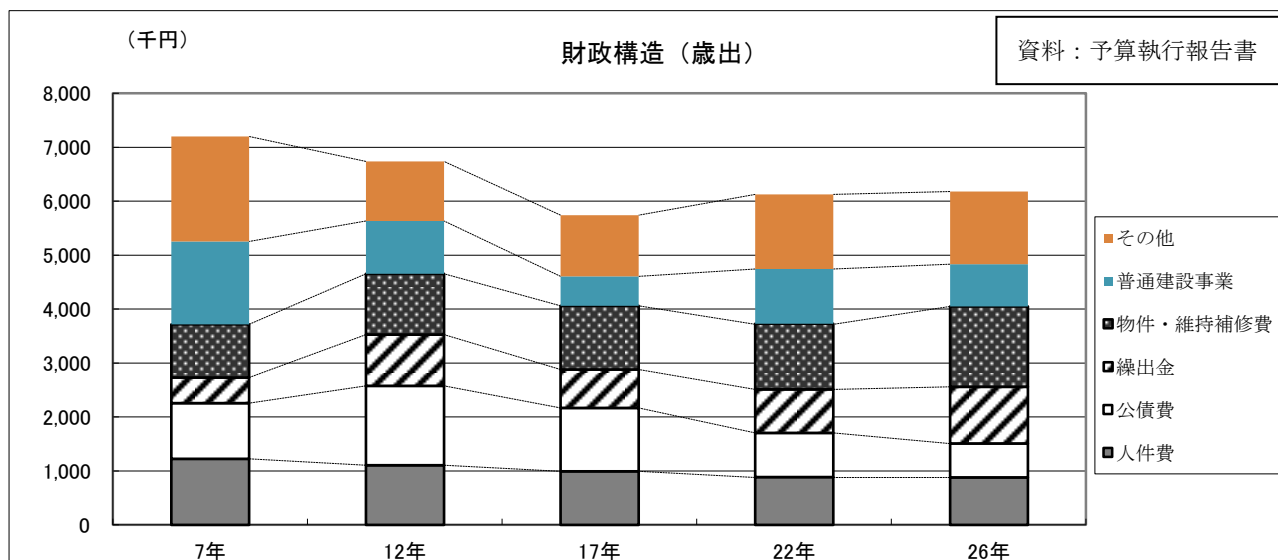
| 区 分  | 平成2年度    | 平成7年度   | 平成12年度  | 平成17年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 企業会計 | 上水道事業    | 4,707   | 687     | 2,499   | 2,289   | 0       | 0       | 0       | 0       |
|      | 工業用水道事業  |         | 54,069  | 55,500  | 47,400  | 51,500  | 64,500  | 46,000  | 75,700  |
|      | 病院事業     | 122,187 | 235,128 | 325,000 | 237,000 | 230,000 | 230,394 | 240,000 | 323,762 |
|      | 老人保健施設事業 |         |         | 70,000  | 37,405  | 40,241  | 42,000  | 54,892  | 87,971  |
|      | 計        | 126,894 | 289,884 | 452,999 | 324,094 | 321,741 | 336,894 | 340,892 | 487,433 |

## (2) 財政構造の変化

公債費については、平成15年度に償還のピークを越え、平成20年度以降減少しているが、平成25年度に竣工した新小国小学校に係る償還が今後発生することから、将来的な公債費の増加が見込まれる。人件費についても集中改革プラン等の確実な実施により大幅に減少している。

しかし、町税収入や地方交付税の原資となる国税収入などが、経費の縮減を上回るかたちで減少しており、安定した財政運営を行うためには、歳出全般にわたるスリム化と効果的な事業展開を図り、簡素で効率的な財政運営を実現することが喫緊の課題となっている。





### (3) 歳入歳出の推移

歳入においては、町税収入は一定水準を保持していたが、人口の減少や町内中核企業の業績の影響等から平成25年度からは10億円を割り込んでいる。地方交付税についてはピークの平成12年度から平成17年には28.9%減少し、平成22年度からは再び上昇傾向となり平成26年度には平成17年度比で11.9%の増となった。町税等を含めた一般財源では平成17年度以降、増減はあるものの40億円前後を確保している。

歳出においては、交流施設や医療施設などの償還が進んでいるが、平成25年度に竣工した新小国小学校の償還が今後発生することから、公債費の増加が見込まれる。また、社会保障関係費の増加、下水道や医療、介護といった行政需要の拡大を反映し特別会計及び企業会計への繰出金が増加しており、人件費、扶助費及び繰出金が決算額の過半を占めるようになってきている。

この結果、財政運営の弾力性の指標である経常収支比率は依然として高く、財政の硬直化が進んでいる。

市町村財政の状況

(単位：千円・％、資料：総務省地方財政状況調査)

| 区分                |          | 平成 7 年度   | 平成 12 年度  | 平成 17 年度  | 平成 22 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計歳入総額 A        |          | 7,550,314 | 7,216,086 | 6,078,658 | 6,811,804 | 8,101,432 |
| 主要一般財源            |          | 4,566,259 | 5,083,929 | 4,161,775 | 4,193,704 | 4,297,248 |
| 国庫支出金             |          | 318,986   | 442,404   | 291,802   | 874,050   | 1,221,412 |
| 県支出金              |          | 561,251   | 225,485   | 280,551   | 345,953   | 317,474   |
| 地方債               |          | 983,900   | 378,900   | 626,900   | 724,400   | 1,496,900 |
|                   | うち過疎債    | 598,600   | 183,300   | 192,500   | 256,700   | 668,200   |
| その他               |          | 1,119,918 | 1,085,368 | 717,630   | 673,697   | 768,398   |
| 一般会計歳出総額 B        |          | 7,200,513 | 6,740,207 | 5,741,850 | 6,126,810 | 7,798,875 |
| 義務的経費             |          | 2,727,967 | 2,867,025 | 2,571,668 | 2,292,640 | 2,114,392 |
| 投資的経費             |          | 1,613,916 | 989,118   | 638,513   | 1,026,074 | 2,497,208 |
|                   | うち普通建設事業 | 1,536,793 | 979,272   | 543,905   | 1,010,764 | 2,475,665 |
| その他               |          | 2,858,630 | 2,884,064 | 2,531,669 | 2,808,096 | 3,187,275 |
| 過疎対策事業費           |          | 810,773   | 618,070   | 228,132   | 300,748   | 1,065,331 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) |          | 349,801   | 475,879   | 336,808   | 684,994   | 302,557   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D     |          | 52,814    | 0         | 11,825    | 103,413   | 23,832    |
| 実質収支 C - D        |          | 296,987   | 475,879   | 324,983   | 581,581   | 278,725   |
| 財政指標等             | 財政力指数    | 0.255     | 0.285     | 0.281     | 0.306     | 0.250     |
|                   | 公債費負担比率  | 19.5      | 25.3      | 26.1      | 15.7      | 12.3      |
|                   | 実質公債費比率  |           |           |           | 13.5      | 9.3       |
|                   | 起債制限比率   | 10.2      | 9.6       | 11.4      | 9.1       | 4.4       |
|                   | 経常収支比率   | 79.1      | 82.7      | 91.4      | 84.4      | 83.9      |
|                   | 将来負担比率   |           |           |           | 75.5      | 96.7      |
|                   | 地方債現在高   | 8,196,753 | 9,408,918 | 7,830,863 | 5,968,384 | 8,726,428 |
|                   | 標準財政規模   | 4,320,362 | 4,646,024 | 3,779,288 | 4,188,220 | 4,224,837 |
|                   | 基金残高     | 1,354,261 | 1,056,087 | 522,237   | 1,000,340 | 1,598,381 |

### 3 主要公共施設等の整備水準の現況

小国町は広大な面積を有し、加えて全国屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境下におかれているため、各種施設の整備水準は総体的に低い水準にある。

#### (1) 道 路

道路の整備状況をみると、平成 26 年 4 月の町道改良率が 50.5%（舗装率 55.5%）で、県内市町村平均 66.9%（舗装率 80.2%）を大きく下回っている。小国町の場合は、ほぼ中心部に市街地が形成され、

そこから東、南、北へ集落が散在しているため、これまでは幹線となる道路を中心に整備をしてきたが、今後は町内はもちろん町外の多様な人々と交流・連携・協働を促進する道路ネットワークの整備とともに、引き続き、市街地周辺における狭隘な道路及び早期に整備を行った道路の二次改良が必要である。

## (2) 生活環境施設

小国町の水道普及率は、広大な町土におよそ100もの集落が散在しているため、全町に水道施設を布設することが難しく、平成25年度末で70.6%であり県内市町村平均98.4%を大きく下回っている。また、平成25年度の水洗化率は70.0%となっているが、これも県平均の86.4%を下回っている。

平成23年に「地域水道ビジョン」を策定し、新たな水源調査や老朽化した施設の計画的な修繕、経営の見直しなど、簡易水道も含めた水道供給の将来を見据えながら、安全で安心できる飲料水の安定的な提供に努めている。また、市街地における公共下水道の計画的な整備と加入促進を図るとともに、これ以外の地域においては衛生面、環境面に配慮し、浄化槽の設置を積極的に推進していく必要がある。

## (3) 保健・医療・福祉・介護施設

地域医療の中核となる町立病院の改築計画にあわせて、平成2年度に「いのちと健康を守る福祉総合計画」を策定し、各施設の計画的な整備を行ってきた。平成4年度にデイサービスセンターの開設、平成5年度には特別養護老人ホームの増床を行い、平成8年度から保健・医療・福祉・介護の一体的なサービスを提供していくため、包括ケアタウンの形成を進めてきた。

平成11年には健康管理センターと町立病院が、平成12年には老人保健施設が、それぞれオープンし、既存の特別養護老人ホームなどとあわせ、一帯を「癒しの園」として、高齢社会に対応した拠点が完成した。これまで、それぞれの分野及び関係機関との連携を図りながら、総括的なサービス提供に努めてきた。しかし、想定を上回る高齢化を迎え、介護予防事業や生きがいつくりなど、要介護状態になる前の段階からの継続的な施策についても拡充が必要となっている。各施設の連携体制の強化と、柔軟な機能配分が求められている。

## (4) 文教施設

町内の小・中学校は、計画的な建設整備を進めてきた結果、平成2年度末で全ての学校について改築整備を実現した。しかし、児童、生徒数が減少し、小国町にふさわしい新たな学習環境の整備が求められていることから、段階的に小・中学校の再編統合を進めるとともに、統合後の母体となる新しい小国小学校を改築し、平成26年4月に開校した。さらに、平成21年度に実施した小国中学校校舎の耐震調査の結果に基づいて、耐震補強を行っている。今後は、統合による閉校後の校舎の有効活用について地域住民の意向も踏まえながら検討していく必要がある。

主要公共施設等の整備状況

(資料：市町村公共施設状況調査 他)

| 区 分                   |     | 45年度末   | 55年度末   | 2 年度末   | 12年度末   | 22年度末   | 25年度末   |
|-----------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町道                    | 改良率 | 2.6%    | 20.1%   | 37.3%   | 43.1%   | 50.5%   | 50.5%   |
|                       | 舗装率 | 1.8%    | 23.1%   | 43.0%   | 49.2%   | 55.5%   | 55.5%   |
| 農道延長 (m)              |     | 5,775   | 33,751  | 27,726  | 97,588  | 97,069  | 97,069  |
| 農用地 1 h a あたり農道延長 (m) |     | 3.1     | 18.7    | 16.3    | 67.0    | 69.7    | 70.1    |
| 林道延長 (m)              |     | 127,581 | 151,826 | 149,145 | 189,188 | 202,704 | 207,684 |
| 林野 1 h a あたり林道延長 (m)  |     | 6.7     | 2.2     | 2.1     | 2.7     | 2.9     | 3.0     |
| 水道普及率                 |     | 29.3%   | 50.8%   | 51.6%   | 63.7%   | 70.7%   | 70.6%   |
| 水洗化率                  |     | 1.4%    | 5.5%    | 11.1%   | 41.5%   | 68.8%   | 68.6%   |
| 病床数／1,000人あたり (床)     |     | 7.6     | 6.5     | 6.2     | 5.4     | 6.2     | 6.5     |

## 第4節 自立促進の基本方針

新たな過疎地域自立促進計画は、小国町がこれまで進めてきた過疎対策（まちづくり）を基盤としながら、本町が有しているすぐれた諸条件と特性を最大限に活かし、特色ある地域づくりを積極的に展開するとともに、多様な課題に対応し地域の住民のいのちと暮らしを守り続けるうえで必要な実効ある対策を推進するための重要な指針である。

### 1 計画の背景

我が国の高度経済成長とともに深刻化した「過疎問題」に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、その時々为社会情勢の変化等に基づく課題の状況を的確に踏まえ、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、確実に過疎対策が実施されてきた。過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年に6年延長された後、平成23年の東日本大震災の影響を考慮し、さらに5年間延長されることとなった。

こうした総合的な過疎対策の結果、地域や分野によって多少の差はあるものの、産業基盤や生活環境等については、着実に整備が進んでいる。しかしながら21世紀に入り、国全体が予想よりも早く「人口減少社会」に突入するとともに、経済成長の基調の変化や情報化の進展によるグローバル化、ライフスタイルの多様化など社会・経済環境は大きく変革を遂げている。そうした状況下にあつて、地域をめぐっては、国の主導で強力に推進された市町村合併が、平成22年3月の合併特例法の改正によって自主的な合併を促すこととなり、一つの区切りがつけられたところである。

一方で、過疎地域においては、公共施設の整備水準などについて依然として全国との格差が存在するほか、引き続く急速な人口の減少と著しい少子高齢化の進行、またそれらを主要因としたムラ機能の維持・保全が困難になる集落の増加、農林水産業の衰退、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など多くの課題に直面している。

過疎地域は、安全・安心な食料や水、エネルギーの供給、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止など、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能を有している。このため、国では、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価したうえで、過疎問題の解決を国民全体の課題ととらえ、時代に対応した過疎対策を講じるため、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法改正において過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加などが行われた。

これらを踏まえ、特に地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他住民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための取り組みを積極的に展開することとしている。

こうした展開も含め、過疎対策の推進にあたっては、引き続き地域の実情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進することによって、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目指すこととしている。

### 2 小国町のすぐれた条件と特性

小国町は、広大な町土、豊かな自然環境、特徴ある産業構造、独特の生活文化と生活技術などを有し、これら諸条件を常に「利」として活用しながら、まちづくりを展開してきた。本計画においても、

こうした姿勢を継承し、このすぐれた諸条件と特性を活かしながら、まちづくりを展開することにより、自立した、持続可能な地域社会の構築を目指していくこととする。

### (1) [天の利 ～「雪」と「雨」は人々の生活を支え環境を潤す資源～]

小国町は全国屈指の豪雪地帯であり、生活するうえでこの雪への対応は、現在においても大きな課題である。一方で深く降り積もった雪は、山々の動植物を潤し、鮮やかに移ろう四季の変化を演出する。美しい景観をつくりながら、やがてゆっくりと地表に湧きだし、豊かな水資源を生み出してくれる。

この水資源は、住民の飲料水や農業用水として、さらに流雪用水や環境維持用水として利用されてきたほか、水の音や冷涼さは人々の生活に安らぎと潤いをもたらし続けてきた。また、美しい川の風景は、水源地域の山村景観を形成してきた大きな要素である。そして、小国町に大きな変革をもたらした昭和13年の日本電興株式会社の立地は、水力発電や工業用水にも利用できる豊かな水資源があったからこそ実現できたものである。このように、水資源は人々の生活と産業基盤を支えてきたのである。そして、地球規模で環境悪化が進む今、清らかな水は新たな産業を生み出す可能性を秘めた資源として捉えることができる。

### (2) [地の利 ～「ブナ」と「境界」がもたらした独特の生活文化と生活技術～]

小国町は、737.56k㎡という広大な町域を有している。東京23区が入ってもまだあまりあるこの中には山、川、水田、畑、宅地、工場用地等実に多彩な土地利用が図られているが、町土の94%は森林に覆われている。この多くはブナやナラなどを中心とする広葉樹の森で、とりわけブナの占有している割合が極めて高くなっている。「白い森」そして「ぶな文化」を標榜するのは、こうした「地の利」に着目するからなのであり、多様な地域間交流のフィールドとしての活用の可能性が広がっている。

もう一つの視点は、新潟・山形県境に位置し、日本海に流下する荒川の上流域であることである。藩政時代から米沢藩（置賜地域）と越後（新潟県）とを結ぶ重要な位置にあり、円滑な交流を図るため、街道の整備にあわせて宿駅が発達し、ヒト、モノ、カネの交流を支えてきた。こうした動きによって、置賜管内はもとより、新潟地方との交流が盛んに行われ、閉鎖的な生活圏だけでなく、周辺地域や遠隔地域との交流が盛んになり、文化や技術の先取精神を築いてきたのも、小国の「地の利」によるものである。

### (3) [人の利 ～「自然環境」と「歴史・文化」が育んだ小国人の人間性～]

「白い森」、「ぶな文化」と表現している小国町の自然環境と歴史や文化を含む社会経済環境は、居住する人々の人柄を育んでいる。つまり「小国人」の人間性はこうした諸条件の所産であるといえる。例えば、雪の多さは、忍耐強さや相互扶助を柱とする地域連帯の固さを生み、豊かな自然とのかかわりの中で、人情味の厚さ、温かさ、おおらかさが育まれてきた。こうした環境の中で生まれ、引き継いできた独特の風俗、芸能、技芸などの文化は価値ある歴史的遺産である。これを「人の利」とし現在の社会構造や時代の要請を融合させながら、これからのまちづくりに活かしていかななくてはならない。

情報の乏しかった昭和13年に、将来の町発展を見込んで日本電興株式会社の立地に奔走した人々の先見性。38豪雪や羽越水害をはじめとする自然災害の被害から乗り越えてきた忍耐力。農民歌舞伎や獅子踊り、歴史街道を復活させた文化性。観光ワラビ園やイワナ養殖に取り組んだ創意性。そして、人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難な状態となったいわゆる過疎化の顕在化に

対して、共に助け合って跳ね返してきた強い意志。新しい山村社会を構築していくために取り組んだ集落再編など、小国を後世に引き継いでいかなければならないという強い信念。

さらに、こうして育まれてきた多様な力を持つ町民の行動に共鳴、共感し応援してくれる外資、すなわち「外の資本」と「外の志」を、まちづくりに活かしていくことが大切であり、一方でこのような方々とともに活動する要となるのが、小国の人々の知恵であることを改めて認識する必要がある。

### 3 自立促進のための基本課題

激しい変化を見せる時代潮流の中にあって、過疎地域には、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能の他、「少ない人口で国土を管理する知恵や技の伝承」「我が国固有のアイデンティティを国際的に発信する役割」「非都市空間としての新しい生活や文化を実現していく場」としての役割なども求められている。本町が、こうした要請に応え、自立した、持続的な地域社会を築いていくための基本課題を整理する。

なお、本町を取り巻く行財政環境は厳しい状況ではあるが、基本的な課題に的確に対応し、効率的な施策運営を実行していくために、財政の展望を見通しながら、一層の行財政改革に取り組んでいくものとする。

#### (1) 地域を支える「人」づくり

人口減少を抑制し持続可能な地域社会を構築するため、子育て支援センターにおける各種の支援策や保育料の軽減、出産支援金の支給などにより、子育てにかかる負担の緩和を図っているものの、若い世代の人口減少や就労環境の不安定さなどによる晩婚化・未婚化の影響等により、出生数は減少傾向にある。若い世代の町外への流出抑制や、安定した雇用とワークライフバランスの確保、結婚活動支援、出産しやすい環境の整備等が必要となっている。

また、ふるさと小国を担う人づくりとして、小中高一貫教育の推進や、適切な教育環境整備のため小中学校の統廃合と新小国小学校の建設などを進めてきたところである。今後は、閉校した学校が地域で果たしてきた機能の補完やそれに替わる新たな方策の展開に加え、閉校施設そのものの利活用や解体等についての検討が求められている。

併せて、先人たちが自然と向き合った生活の中で培ってきた知恵と技を次世代に継承し発展させるための仕組みとして、山の暮らし伝承創造機構（仮称）の創設に向け、これまでの調査研究で整理した考え方や方向性を基に課題への対応を進めるとともに、その実践の場となるまちづくりの新たな拠点施設整備を含め、町民との共有を図る具体的な取り組みを通じて、その創設を目指していく必要がある。

#### (2) 地域資源を活かした産業づくりと交流促進

雇用の促進は、町民の安定した生活を確保し持続可能な地域づくりを進めるために欠かせない取り組みである。そのため、農業分野では基幹作目である稲作と畜産を中心に、学校給食を通じた地産地消の推進を図ってきたが、今後は地元産農作物のさらなる生産拡大に向けた担い手の確保や6次産業化等による高付加価値化が必要である。商工業分野においては、小国いきいき街づくり公社への支援やプレミアム商品券の発行補助などを通じた中心商店街のにぎわいづくりの継続的な対応や、町内中核企業の世界トップメーカー傘下入りによる経営基盤強化の効果を町内に波及させるための支援策の展開などが必要である。加えて、地域資源を活用した新しい地域産業づくりとして、山菜や雑穀を活用した特産品等の販路拡大やブランド化に向けた取り組みが必要である。

多様な交流の推進による活力づくりについては、現在、森林セラピーの推進をはじめ、地域、町民、民間等による多様な交流の推進が展開されている。このような継続的な交流事業により、リピーターの確保など交流の拡大に努めているが、東日本大震災の影響等もあり、入り込み客数は減少している。こうした状況を受け、より一層地域にあるモノ、ヒト、コトを結びつけた多面的な交流を展開するため、交流基盤の整備において、新たな機能の付加等に向けた取り組みも必要となってくる。また、複数の大学機関との連携による学生の地域づくりへの継続的な参画等を通して、都市部との交流活動を展開しているが、今後は、小国町ならではの新しいライフスタイル、ワークスタイルの開発・構築と積極的な情報発信による移住・交流の促進が重要となる。

### （３）高齢化に対応する支えあいの仕組みづくり

安全で安心な暮らしづくりを進めるため、町道の新設、維持管理補修等の交通基盤の整備、携帯電話受信エリアの拡大や光ファイバー網の整備など情報基盤の整備等を確実に進めてきた。公共交通の運行については、町営バスの運行のほかデマンドタクシーの導入やスクールバスを活用した町内循環バスの運行など町民の生活の支えとして、大きな役割を果たしている。また地域防災計画の改訂や自主防災組織の育成など、町民の安全を守る防災の取り組みを進めてきたところである。雪対策では、除排雪事業や流雪溝用水路整備等を実施してきたほか、高齢者暮らし応援事業や宅道除雪の試行など、雪国における安定した生活の確保に努めているが、高齢化が進行していることから、さらなる取り組みの推進や支えあいの仕組みの構築が求められている。

また、健康を支える環境づくりとして、各種検診、健康教室など町民の主体的な健康づくりの取り組みを実施し、健康に対する意識の高まりにつながっているものの、必ずしも若い世代の関心に結びついていない面も見られ、今後の取り組みの課題となっている。

高齢者の見守り体制の整備については、支え合いほっとライン事業を中心に行っており、高齢者等暮らし応援事業や訪問看護事業、各種介護予防事業等を行い、サービスの充実を図っているが、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者をはじめ要支援、要介護認定者数は年々増加し、介護保険給付費も増加している。介護予防の充実による要支援・要介護認定者の増加抑制や在宅ケアサービスのさらなる充実が必要である。

支えあう集落の仕組みづくりでは、ふるさとづくり総合助成事業や緑のふるさと協力隊受け入れなど、地域の元気や地域活動への刺激、地域のつながりの再構築等につなげている。しかし人口減少・少子高齢化の進展が急速であることから、さらに地域の活力を高めるための取り組みが必要であり、支援制度の拡充や横断的、多面的な集落同士のつながり、また外部人財の活用仕組みづくりなど、支え合う仕組みづくりが必要である。さらには地域内の機能集約など「小さな拠点」づくりへの取り組みも必要である。

### （４）都市部の利便性とは異なる「豊かな暮らし」の提案と発信

小国町に賦存する再生可能エネルギー資源を有効活用するとともに、環境保全による生活環境の向上を図るため、新小国小学校への木質チップボイラーの導入や木質ペレットストーブの設置支援等、木質バイオマスエネルギーの継続的な利用促進を進めているほか、民間事業体においても積極的な展開が図られ、再生可能エネルギーの活用にかかる気運の醸成に結びついている。未利用の再生可能エネルギーを活用した取り組みを今後さらに、多面的に進めていく必要がある。

また、間伐教室、ブナに関する講演会等を通じて、里山景観の保全に向けた活動の促進を図っているほか、町内中学生に対し農林業に取り組む若者の事例発表や現地研修等を行い、小国町での暮らしの豊かさの実感につなげている。こうした取り組みは継続的に展開することが重要であり、それが豊

かさの再認識や里山風景、田園風景の価値の発信につながるものととらえられる。

外部（新たな志）との協働を促進する環境整備においては、大学生等を対象にしたインターンシップ事業や域学連携事業等を進めており、地域生活体験等を通じ地域づくり活動への参画を促進している。また、これまで本町で研究、実習等を展開してきた各大学機関とは継続して連携しながら、地域との関わりを深めつつあるので、今後はこうした若い力を町民と一体となって地域づくりに活かす仕組みづくりが必要とされている。

#### 4 小国町の将来像とまちづくりの基本目標

本計画における対策は、総合的なまちづくり施策であるので、その基本的な指針は、町総合計画で示した小国町の将来像と基本目標に沿って設定するものとする。そこで小国町では、平成20年度に「第四次小国町総合計画基本構想（目標年次平成30年度）」、平成25年度に「第四次小国町総合計画基本計画（後期：目標年次平成30年度）」を策定し、今後におけるまちづくり指針を明らかにしている。

また、平成27年度には「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「小国町地域創生総合戦略」を策定し、基本構想、基本計画を基盤として、人口減少克服とあわせ将来像や基本目標を実現するための取り組みの展開を目指している。

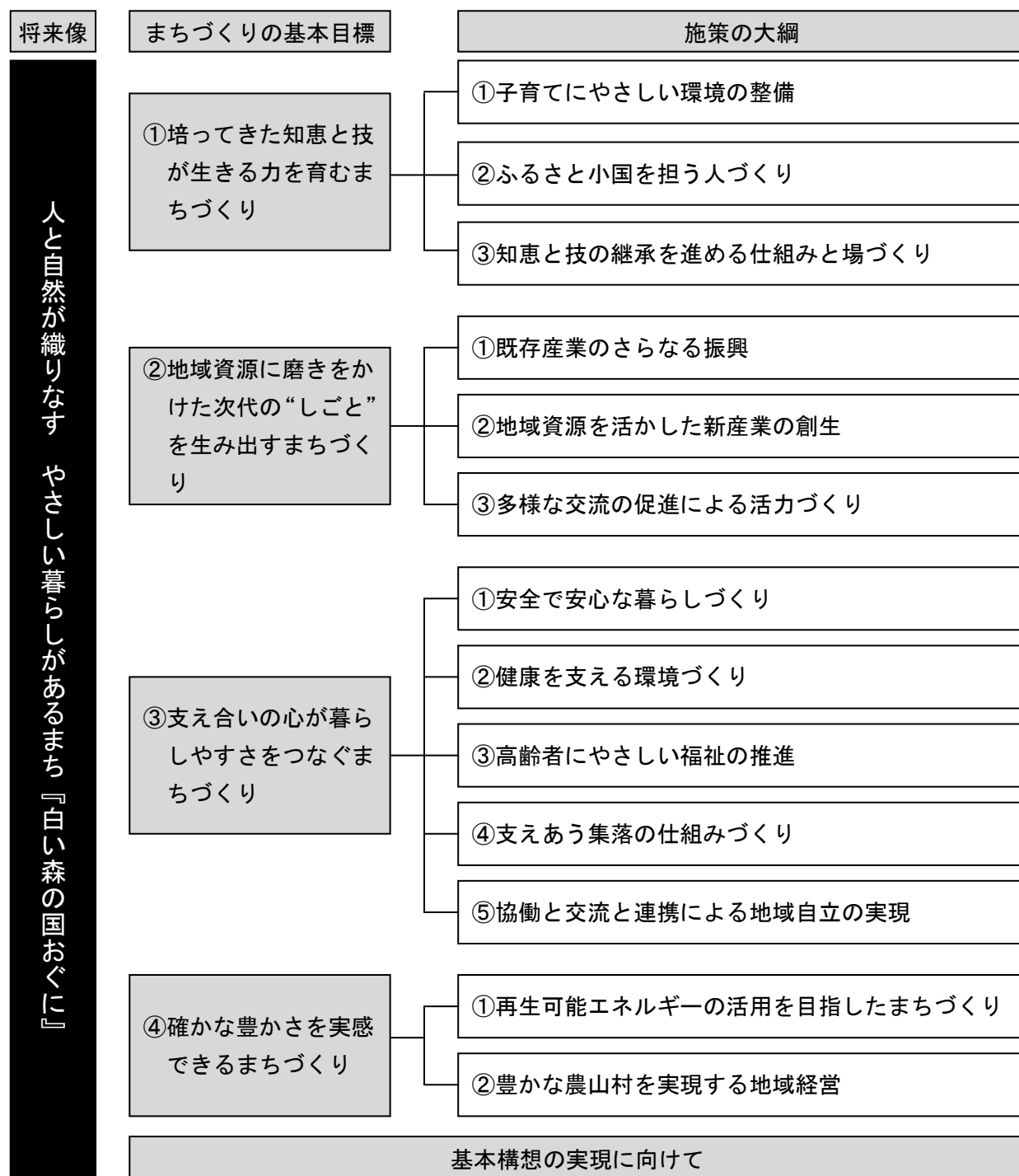
##### （1）小国町の将来像

小国町の特性である美しく豊かな自然と、誇るべき生活文化である知恵と技を軸とした人の営みを根底にしながら、さらに新しい価値を創造するとともに、多様な人々による「協働と交流と連携」を図り、ともに支えあう、人や自然にやさしい暮らしを中心としたまちづくりを展開することとし、「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち “白い森の国おぐに”」を将来像としている。

##### （2）まちづくりの基本目標と施策体系

小国町の将来像を実現するために、①培ってきた知恵と技が生きる力を育むまちづくり ②地域資源に磨きをかけた次代の“しごと”を生み出すまちづくり ③支えあいの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり ④確かな豊かさを実感できるまちづくり の4つの基本目標を掲げ、それらに沿って施策の大綱を明らかにしている。また、小国町の将来像、基本目標及び施策大綱に基づいて組み立てられた計画の体系は、次のとおりである。なお、体系図は縦断的、横断的に連関することによって、目標の達成と住民福祉の向上につながることを意図している。

## 【まちづくり施策体系図（第四次小国町総合計画・後期基本計画）】



## (3) まちづくりの施策大綱と主要プロジェクト

まちづくりの基本目標、施策大綱および施策展開の方向に沿って、将来像の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、戦略的な位置づけとなる主要プロジェクトを設定し、それらを軸としながら、総合的に「協働と連携と交流」を展開することとする。

## 1) 培ってきた知恵と技が生きる力を育むまちづくり

小国町に根付く生活文化、生活技術の継承と発展を、子育てに関わる環境整備を含めた小国町の人づくりの基本的な柱に位置づけ、推進していく。

## ①子育てにやさしい環境の充実

- 地域全体で支える子育て支援の拡充
- 出産、子育てにかかる精神的、経済的負担の軽減
- 保育環境の整備
- 結婚活動に対する支援

主要プロジェクト：高校生までの医療費無料制度の実現

## ②ふるさと小国を担う人づくり

- 特色ある教育システムの構築
- 健全な子どもを育む地域力の向上
- 教育環境の整備

主要プロジェクト：新たな奨学金返還支援制度の創設 / 小中高一貫教育の推進

## ③知恵と技の継承を進める仕組みと場づくり

- 生活文化・生活技術の継承と発展
- 町民の主体的な学びの推進

主要プロジェクト：山の暮らし伝承創造機構の創設 / 山の暮らし伝承創造センターの整備  
推進

## 2) 地域資源に磨きをかけた次代の“しごと”を生み出すまちづくり

地域の魅力を存分に活かした産業振興、交流推進を展開し、新たな仕事に結びつく地域産業の創出を目指していく。

## ①既存産業のさらなる振興

- 地産地消と安全安心を軸とする農業の振興
- 農林業基盤の整備
- 商・工業の振興、発展

主要プロジェクト：6次産業化の推進 / 町内企業の拡大発展支援

## ②地域資源を活用した新しい地域産業づくり

- 地域資源のブランド化の確立
- 食文化と産業を結ぶ仕組みづくり
- 医療・介護・福祉の産業化推進

主要プロジェクト：「白い森の国おぐに」ブランドの構築推進 / 医福食農連携を含めた健康長寿型産業の創出

## ③多様な交流の促進による活力づくり

- 地域の特色を基軸とした交流の推進
- 移住・交流居住の推進
- 交流を支える基盤の整備

主要プロジェクト：道の駅機能の充実・強化 / 移住交流プログラムの一体的な取組推進

## 3) 支えあいの心が暮らしやすさをつなぐまちづくり

つながりと支えあいによる地域づくりを積極的に展開し、暮らしやすさや快適な生活の確保を図っていく。

## ①安全で安心な暮らしづくり

- 生活環境の保全、向上

- 交通・情報通信基盤の整備
- 安全、安心な生活基盤の確保
- 雪対策の充実

主要プロジェクト：「新潟山形南部連絡道路」整備促進活動の展開 / 災害情報伝達システムの整備

②健康を支える環境づくり

- 町民の主体的な健康づくりの推進
- 保健・医療・福祉・介護サービスの充実

主要プロジェクト：健康ポイントによる健康づくり事業の推進 / 各種検診、予防接種事業の推進

③高齢者にやさしい福祉の推進

- 高齢者福祉の充実
- 高齢者を見守るネットワークの形成

主要プロジェクト：ICTを活用した高齢者の見守り体制の整備 / 介護職員初任者研修受講への支援

④支えあい集落の仕組みづくり

- コミュニティ活動への支援
- 支えあいシステムの構築

主要プロジェクト：「地域おこし協力隊」の受入推進 / 新たな地域づくり交付金の創設

⑤協働と交流と連携による地域自立の実現

- 豊かな地域特性を活かした地域づくりの展開
- 集落における安定した生活の維持・保全

主要プロジェクト：地域づくり計画策定支援 / 「小さな拠点」づくりの推進と交流拠点施設の改修

4) 確かな豊かさを実感できるまちづくり

経済第一の価値観だけにとらわれることなく、小国町の自然条件に合わせた生活の大切さを訴えることにより持続的な地域環境の保全やそこから生まれる確かな豊かさの実感に結びつけていく。

①再生可能エネルギーの活用を目指したまちづくり

- 環境に配慮した生活の推進
- 再生可能エネルギーの利用促進

主要プロジェクト：再生可能エネルギーを活かした農村ビジネスモデルづくりの推進

②豊かな農山村を実現する地域経営

- 美しい田園、里山景観の保全
- 外部（新たな志）との協働を促進する環境の整備

主要プロジェクト：ネイチャリングタウン構想の推進 / 大学サークルとの連携強化による地域づくり事業の展開

これら4つの基本目標の達成に向け、各施策の遂行に共通する視点として、次の2点を掲げている。

①協働のまちづくりの推進と自治基本条例の制定

主要プロジェクト：自治基本条例の制定

②行財政運営の健全化推進

## 5 小国町の将来像における具体的な姿とその指標

先に示した小国町の将来像は、基本目標と施策の大綱に基づいて施策事業を展開することによって実現される小国町の姿である。そこで、この将来像において、各施策を展開するための基礎となる項目の推計を示すことにより、その社会的環境の見通しの整理を図るものである。なお、この姿は、国・県及び小国町総合計画等に基づく諸政策が積極的に推進されることによって実現されるものであり、ある程度の幅をもって弾力的に理解されることが望ましい。

### (1) 人口

国立社会保障・人口問題研究所では、我が国の総人口は今後も減少する見通しであり、2060年には8,674万人になるものと推計している。そのため国では、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月に、同法に基づき、我が国の人口の現状と将来展望及び2060年を目途とした将来の目指すべき方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。国の長期ビジョンでは、人口減少に歯止めをかけ、様々な分野にわたる総合的な取組を長期的・継続的に実施することによって出生率の向上を図り、2060年には総人口1億人程度を確保する、という将来推計を示している。こうした国の取組に呼応し小国町においても、平成27年10月に人口の将来展望を示した「小国町人口ビジョン」を策定し、その中で本町人口を2020年には7,730人、2060年には6,220人と推計したところである。一方で小国町の優れた自然環境、景観、人などに対し、都市住民の期待は非常に高まっていることをはじめ、生活様式の多様化や、さらには猛烈な移動社会の到来などを受けて、いろいろな人々による交流の舞台として、これまで以上に重要な役割を果たすことができる。言い換えれば、小国町は、様々な人々が活動、活躍、さらにはたくさんのものを得ることができる場ということである。

これまで小国町では、昭和62年度に策定した「新小国町総合計画」において、全国に先駆けて“協働”という言葉を用いて以来、“協働のまちづくり”を掲げて、住民と民間と行政によるまちづくりを展開し、その取り組みの成果として現在の小国町の姿がある。このことを改めて認識したうえで、これまでの考え方に加えて、本町を含む農山村の多面的な機能と役割を踏まえながら、小国町の人々の暮らし方、生活文化や生活技術、まちづくりの方向性に共鳴、同調し、応援してくれる町外の人々を「協働人口」と捉え、協働・交流・連携を図りながら、人口減少による影響を補い、活気と魅力があふれる持続可能なまちづくりを目指していくこととする。

〔人口推計〕

| 平成22年    | 現在数（平成27年3月31日） | 推計値（平成33年）   |
|----------|-----------------|--------------|
| 人口（国勢調査） | 人口（住民基本台帳による人口） |              |
| 8,862人   | 8,195人          | 7,600～7,800人 |

[人口構成・世帯数の推計]

(単位：人)

| 区分                  | 平成 22 年  |       | 平成 33 年        |                     |
|---------------------|----------|-------|----------------|---------------------|
|                     |          | 構成比   | 構成比            |                     |
| 総人口                 |          | 8,862 | 100.0%         | 100.0% 7,600～ 7,800 |
|                     | 男        | 4,301 | 48.5%          | 48.8% 3,700～ 3,800  |
|                     | 女        | 4,561 | 51.5%          | 51.2% 3,900～ 4,000  |
| 年齢<br>人口<br>構成<br>別 | 0-14 歳   | 1,070 | 12.1%          | 10.8% 800～ 900      |
|                     | 15-64 歳  | 4,816 | 54.3%          | 50.8% 3,800～ 4,000  |
|                     | 65 歳以上   | 2,976 | 33.6%          | 38.4% 2,900～ 3,000  |
| 世帯数                 | 3,036 世帯 |       | 2,800～2,900 世帯 |                     |

## (2) 労働力

第一次産業、第二次産業及び第三次産業のいずれにおいても、人口減少に伴い、就業人口の実数は減少するとの前提での対応が必要である。そこで、こうした状況の中にあっても、常に雇用環境の改善に努めるとともに、地域資源を活用した新たな地域産業の創出や6次産業化の推進等による就業機会の増加を図り、第一次産業、第二次産業における労働力を確保していく。また、高齢化に伴い介護、福祉関連の需要が高まっていることから、介護士等、第3次産業の労働力を確保していく。

[就労人口の推計]

(単位：人)

| 区分      | 平成 22 年 |        | 平成 33 年 |              |
|---------|---------|--------|---------|--------------|
|         |         | 構成比    | 構成比     |              |
| 就労人口    | 3,975   | 100.0% | 100.0%  | 3,200～ 3,400 |
| 第 1 次産業 | 280     | 7.0%   | 8.8%    | 280～ 300     |
| 農業      | 202     | 5.1%   | 6.4%    | 200～ 250     |
| 第 2 次産業 | 1,715   | 43.1%  | 40.5%   | 1,300～ 1,400 |
| 製造業     | 1,247   | 31.4%  | 29.4%   | 900～ 1,100   |
| 第 3 次産業 | 1,980   | 49.8%  | 50.7%   | 1,600～ 1,800 |
| サービス業   | 1,371   | 34.5%  | 36.1%   | 1,100～ 1,300 |

## (3) 産業構造

小国町の経済は、クアーズテック株式会社、日本重化学工業株式会社を中心に、関連企業等の生産活動に支えられ、順調に発展してきた。しかし、近年の経済・市場・金融のグローバル化とICT化の急速な進展により、我が国の産業構造は空洞化してきており、本町の産業経済にも大きな影響を及ぼしている。今後においても、情報通信をはじめとするICT産業関連のサービス業の発展が見込まれているため、構造改革や地域創生を視野に入れ、地域の特性や立地環境を活用した企業連関の構築を目指した環境整備を進めていく。

第一次産業は、農地中間管理機構の設立など新たな農業政策が進められているが、地産地消や安全・安心な農作物の供給などに関連した複合的農業の取り組みや環境保全型農業を展開していくことにより、将来に向けて持続可能な農業の展開を図っていくことが可能である。また、環境保全、景観保全などと併せた、多面的な森林の利活用を推進し、林業の新たな展開に結びつけていく。

第二次産業については、本町の基幹企業が大手海外資本に加わったことや建設業において異業種に進出するなど、新たな動き、取り組みが見られる。さらに既存企業が国際的な分業関係の激化といった環境の変化に柔軟に対応していくことや異なる分野に進出することで、企業活動の維持が図られるとともに、競争力の向上と企業間の高度な連携が実現することにより、拡大に向けた取り組みも可能となる。

第三次産業は、高齢社会を背景とした福祉関連産業や、情報通信基盤を活用したサービス産業の拡大発展とともに、交流産業の発展を目指して、地域資源を活用した新たな地域産業の創出を図っていく。

[産業別純生産の推計]

(単位：百万円)

| 区分      | 平成 22 年 |        | 平成 33 年 |        | 33 年／22 年 |
|---------|---------|--------|---------|--------|-----------|
|         |         | 構成比    |         | 構成比    |           |
| 合 計     | 30,340  | 100.0% | 32,793  | 100.0% | 108.1     |
| 第 1 次産業 | 711     | 2.3%   | 945     | 2.9%   | 132.9     |
| 農業      | 565     | 1.9%   | 703     | 2.1%   | 124.4     |
| 第 2 次産業 | 12,124  | 40.0%  | 13,941  | 42.5%  | 115.0     |
| 製造業     | 10,677  | 35.2%  | 11,125  | 33.9%  | 104.2     |
| 第 3 次産業 | 17,506  | 57.7%  | 17,907  | 54.6%  | 102.3     |
| サービス業   | 3,485   | 11.5%  | 3,902   | 11.9%  | 112.0     |

#### (4) 土地利用

小国町における土地利用は、平成 22 年度に策定した第四次小国町国土利用計画により次のように見込まれている。

農用地については、水田農業構造改革事業を展開し、持続、発展する土地利用型水田農業を確立するとともに、環境に配慮した農業生産基盤の整備を推進し、農地の有効利用を図る。特に、豊かな地域資源と地域特性を活かした農産物の多様化や安全安心な農作物の生産に取組み、学校給食、交流施設への食材提供などを通じて地産地消のシステムを検討し、耕作放棄地の利用を促す。また、都市的土地利用との計画的な調整により、無秩序な転用を抑制するほか、農用地利用集積支援事業を活用して、多様な担い手への農地の集積を促進し、優良農地の確保と集積を図る。

森林については、木材生産等の経済的機能と公益的諸機能が高度に発揮できるよう総合的な利用に努める。国外資本等による大規模な山林の取得等の課題に対応しながら、森林活用の在り方を検討し、森林が持つ機能と資源を多面的に利活用する循環型社会にふさわしい山村総合産業の創出を図る。また、森林から生み出される森林資源を有効に活用していくシステムづくりを検討する。

水面については、災害の防止はもとより、親水、交流空間の創出と工業用水など今後の水需要に対応するため、治山・砂防ダムの建設促進を図るとともに、横川ダムの活用を図る。河川については、災害の防止と利水に対処するため、緊急度の高い水系から重点的に河川改修の促進を図る。水路については、中山間地域の農地防災水路等を中心に整備を推進する。また、快適な居住空間創出のため、克雪対策の一環として他用途に利用できる多目的水路の整備を推進する。さらに、農村集落の集落排水路整備を計画的に推進し、快適環境の整備を図る。

道路は、一般道路については、地域産業の活性化と広域交流の促進に向け、国道 113 号の安全性、利便性の確保と、地域高規格道路「新潟山形南部連絡道路」の整備促進を働きかけていく。また、街区を軸として、東南北に延びる幹線県道及び幹線町道の改良を促進し、道路交通のネットワークの整備を図

る。集落内道路や市街地の狭隘道路については、コミュニティ道路としての整備をすすめ、生活環境の改善を図る。農林道については、土地改良事業、林道に併せた路網開設事業等を推進し、農林業振興の基盤を整備する。

宅地については、雪国に適した快適な居住水準を目指して、公園や道路等のコミュニティ環境を総合的に整備し、既存宅地の利用増進を図る。特に、あけぼの住宅団地への誘導を推進していく。街区については、既存施設に加え、空き家や空きスペースなどの有効活用を探りながら、様々な社会参加を促すような土地活用を図る。工場用地については、既存企業の拡充発展のために必要な用地を確保するとともに、工場跡地の有効活用を図る。散在する中小事業所はあけぼの団地軽工業用地へ誘導し、団地化による経済活動の助長を促していく。

なお、国土利用計画に基づく土地利用のほか、将来的に「新潟山形南部連絡道路」の整備が具体化した際には、その整備計画を踏まえた有効な土地利用を図っていく必要がある。

### （５）交通・通信

小国町のほぼ中央を東西に横断する国道 113 号は、すでに改良舗装率が 100%に達し、町の生活、産業を支える大動脈としての役割を果たしている。交通量の増大や車両の大型化に対応しながら交通の安全性、信頼性、高速性の向上を図るため、新潟山形南部連絡道路の整備促進を積極的に働きかけていく。

主要地方道、一般県道は、未改良部分の整備及び二次改良がさらに進むと見込まれる。また、除雪についても、効率的な除雪体制の整備を図り、住民生活の利便性をより一層向上させていく。

生活関連道路の町道については、着実な整備改良の実施を図ることにより、その舗装率は上昇し、あわせて、きめの細かい、効率的な除排雪体制を整え、冬季交通の円滑な確保を図っていく。

こうした道路交通の整備にあわせ、歩道の整備も進められ、歩行者の安全確保がさらに図られることとなる。

鉄道については、今後とも米坂線整備促進期成同盟会の活動を通じて JR 米坂線の利便性向上を働きかけていく。また、町営バスについては小国町地域公共交通会議において、より利用しやすい運行ダイヤや運行経路等の検討を行っていくほか、公共交通空白地を補うための新たな交通形態の構築についても検討していく。

一方、通信関係では、近年取り組んでいる、地上デジタル放送への対応、携帯電話受益エリアの拡大や光ファイバーの整備などの促進により、一定レベルのサービスを楽しむ環境は整いつつあり、防災、福祉、産業、教育等各方面での多面的な利活用を進めることとする。

### （６）保健・医療・福祉・介護

包括ケアタウンの整備により、保健、医療、福祉、介護の一体的なサービスを利用できるようになっているほか、広域連携医療体制や緊急医療体制の充実が図られることにより、住民が安心して暮らせる基盤が向上していく。

また、高齢者世帯数や一人暮らし高齢者数の増加に対応するため、在宅におけるサービスの充実を図るとともに、高齢者の暮らしにあった環境の整備を進める。さらには、地域における見守り体制の構築を図ることなどにより、より一層安心して生活できる環境を確保する。

また、子どもから高齢者に至る世代がお互いに交流し、女性も男性も共に社会の一員として活躍し、それぞれのライフステージに応じて技量を発揮し、社会参加できる仕組みが構築されることに伴い、多様で豊かな地域社会の創出を目指していく。

### （７）生活環境

水道、下水道の普及率は、いずれも上昇するものと予測され、都市公園は、有効な土地利用を図ることによって、現状程度（27.3 ㎡／人）の面積を確保していく。

また、自然や環境への負荷の少ないリサイクル型社会の仕組み構築に向け、ごみの減量化、再生を積極的に推進することにより、自然や環境、そして人にやさしいまちづくりの進展を目指していく。

### （８）安全

交通安全対策の総合的、継続的な推進によって交通事故の発生を抑え、交通事故死亡者数ゼロを目指していく。

また、ＩＣＴなどを活用して、高齢者世帯、一人暮らし高齢者の増加に対応した消防、救急、緊急避難システムの確立と強化が図られ、町民生活の安全性は一層高まっていく。

さらに、東日本大震災を踏まえた災害時情報伝達システムの構築等、「地域防災計画」に基づく緊急時の体制が充実されるとともに、自己防災意識の高揚による自主防災組織数の増加が図られるほか、消費生活の安定も確保されていく。

### （９）教育

これまで取り組んできた小中高一貫教育を一層充実させ、学校・家庭・地域が一体となって児童、生徒の「生きる力」の育成を目指すため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）により学校統合が進み広域化した学区における保護者・地域住民の学校に対する期待や要請を迅速かつ的確に学校運営に反映できるようにする。また、ゆとりと潤いのある教育環境、教育条件が整備されることにより、豊かな自然環境や生活文化を活かした、特色ある教育が一層展開されていくとともに、子どもたちが、いきいきと、またのびのびと学習活動や体験活動に集中し、豊かな感性が育まれていくこととなり、地域に根ざした子どもたちの取り組みが活発に展開される。

一方、学習環境においては、白い森学習支援センター等学力向上支援やＩＣＴの活用により、即時性の高い学習形態が確保されることとなる。さらには、高等教育機関等との連携により、レベルアップを図ることが可能となる。

また、町民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らしていくために、生涯学習、生涯スポーツへの要求が一層高まりを見せ、豊かな心で自ら行動する町民がさらに増えていく。

さらには、小国の先人が育んできた独特の生活文化・生活技術である「ぶな文化」の継承と発展に向けた仕組みの構築により、多様な学習環境と多彩な指導者等による充実した学習機会が提供されると同時に、多くの人に関わる場、新たな文化を創り出す場に結びつけていく。

## 6 計画の期間

過疎地域自立促進計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 カ年とする。

## 第2章 自立促進施策区分毎の振興方針

### 第1節 産業の振興

#### I 農業・水産業の振興

##### 1 現況と問題点

国は、平成26年度から、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つを柱とする「新たな農業・農村政策」を実施し、5年後を目途に「行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者等が中心となり需要に応じた生産が行われるよう環境整備を進める」とし、生産調整を含む水田農業政策の舵取りを大きく転換している。また平成27年10月にはTPP交渉で大筋合意がなされ、11月には政府の「総合的なTPP関連政策大綱」が示されたが、その影響は不透明である。

##### (1) 農家戸数

農林業センサスによると本町の総農家数は、平成22年には516戸で、10年前の平成12年より164戸、5年前の平成17年より68戸減少した。減少率は平成12年から平成17年が14.1%、平成17年から平成22年は11.6%と、10%を超える減少傾向が継続している。

販売農家数は342戸で、平成17年と比較すると72戸、17.4%減少している。販売農家における専・兼業別農家数を平成17年と比べると、第1種兼業農家については35戸で13戸、第2種兼業農家は249戸で73戸それぞれ減少したが、専業農家は58戸で14戸の増加となった。このことは、定年退職等による第1及び第2種兼業から専業農家への移行等の影響によるものと考えられる。その結果、専・兼業別農家数の割合は、専業農家で17.0%、第1種兼業農家で10.2%、第2種兼業農家で72.8%となっており、専業農家の割合が第1種兼業農家のそれを上回っている。

専・兼業別農家数（総農家）

（単位：戸・%、資料：農林業センサス）

| 区分    | 総世帯数  | 農家数   |      | 専・兼業別農家数 |       |       | 構成比 |       |       |
|-------|-------|-------|------|----------|-------|-------|-----|-------|-------|
|       |       |       | 農家率  | 専業       | 第1種兼業 | 第2種兼業 | 専業  | 第1種兼業 | 第2種兼業 |
| 昭和40年 | 3,584 | 1,565 | 43.7 | 51       | 984   | 530   | 3.3 | 62.9  | 33.9  |
| 昭和45年 | 3,447 | 1,476 | 42.8 | 48       | 757   | 671   | 3.3 | 51.3  | 45.5  |
| 昭和50年 | 3,345 | 1,301 | 38.9 | 39       | 382   | 880   | 3.0 | 29.4  | 67.6  |
| 昭和55年 | 3,325 | 1,220 | 36.7 | 42       | 286   | 892   | 3.4 | 23.4  | 73.1  |
| 昭和60年 | 3,337 | 1,087 | 32.6 | 46       | 194   | 847   | 4.2 | 17.8  | 77.9  |
| 平成2年  | 3,217 | 949   | 29.5 | 65       | 70    | 814   | 6.8 | 7.4   | 85.8  |
| 平成7年  | 3,168 | 768   | 24.2 | 61       | 78    | 629   | 7.9 | 10.2  | 81.9  |
| 平成12年 | 3,209 | 680   | 21.2 | -        | -     | -     | -   | -     | -     |
| 平成17年 | 3,277 | 584   | 17.8 | -        | -     | -     | -   | -     | -     |
| 平成22年 | 3,036 | 516   | 17.0 | -        | -     | -     | -   | -     | -     |

専・兼業別農家数（販売農家）

（単位：戸・％、資料：農林業センサス）

| 区分    | 総世帯数  | 農家数 |      | 専・兼業別農家数 |       |       | 構成比  |       |       |
|-------|-------|-----|------|----------|-------|-------|------|-------|-------|
|       |       |     | 農家率  | 専業       | 第1種兼業 | 第2種兼業 | 専業   | 第1種兼業 | 第2種兼業 |
| 平成2年  | 3,217 | 758 | 23.6 | 37       | 69    | 652   | 4.9  | 9.1   | 86.0  |
| 平成7年  | 3,168 | 614 | 19.4 | 37       | 78    | 499   | 6.0  | 12.7  | 81.3  |
| 平成12年 | 3,209 | 528 | 16.5 | 45       | 45    | 438   | 8.5  | 8.5   | 83.0  |
| 平成17年 | 3,277 | 414 | 12.6 | 44       | 48    | 322   | 10.6 | 11.6  | 77.8  |
| 平成22年 | 3,034 | 342 | 11.3 | 58       | 35    | 249   | 17.0 | 10.2  | 72.8  |

## (2) 農家人口と農業従事者の平均年齢

販売農家の農家人口は、平成12年に2,983人、平成17年は1,803人、平成22年には1,343人と減少傾向が続いている。人口に占める農家人口率は、平成12年は29.1%であったが、平成17年に18.5%となり、平成22年には15.2%と10年前の半分程度となっている。減少率は、平成7年から平成12年は13.2%、平成12年から平成17年は39.6%、平成17年から平成22年にあつては25.5%となっている。

自営農業に従事した農業従事者数は、平成22年に898人と千人を割り込んだ。その年齢構成をみると、最も多い70歳以上が247人（27.5%）となっており、60歳以上が全体の48.9%を占めている。

農業従事者等の平均年齢は、農業従事者男女計で平成17年の56.2歳から平成22年には57.7歳へ、基幹的農業従事者で平成17年の64.3歳から平成22年は66.5歳へ、自営農業に150日以上従事する農業専門家は、平成17年の60.4歳から平成22年には61.3歳となっている。

依然として、農業の担い手の減少と高齢化の進展が本町農業の課題となっている。

農家人口・農業就業人口（総農家）

（単位：人・％、資料：農林業センサス）

| 区分      | 人口     | 農家人口      |           | 15 歳以上の世帯員数 |             |             |               | 農業従事者               |       |       | 農業従事者構成比 |      |      |
|---------|--------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------------|-------|-------|----------|------|------|
|         |        | 農家<br>人口率 | 非就業<br>者数 | 農家<br>就業人口  | 他産業<br>就業人口 | 農業就業人口      |               | 兼業（他<br>の仕事<br>が主）C | A     | B     | C        |      |      |
|         |        |           |           |             |             | 自営農業<br>のみA | 兼業（農業<br>が主）B |                     |       |       |          |      |      |
| 昭和 40 年 | 15,983 | 9,108     | 57.0      | 5,969       | 853         | 3,615       | 1,501         | 2,151               | 1,464 | 1,334 | 43.5     | 29.6 | 27.0 |
| 昭和 45 年 | 13,999 | 7,580     | 54.1      | 5,533       | 896         | 2,895       | 1,742         | 1,698               | 1,197 | 1,431 | 39.3     | 27.7 | 33.1 |
| 昭和 50 年 | 12,649 | 6,107     | 48.3      | 4,816       | 974         | 1,862       | 1,980         | 1,283               | 579   | 1,702 | 36.0     | 16.2 | 47.8 |
| 昭和 55 年 | 12,221 | 5,528     | 45.2      | 4,562       | 900         | 1,576       | 2,086         | 1,169               | 407   | 1,737 | 35.3     | 12.3 | 52.4 |
| 昭和 60 年 | 12,096 | 4,943     | 40.9      | 4,127       | 769         | 1,338       | 2,020         | 1,070               | 268   | 1,694 | 35.3     | 8.8  | 55.9 |
| 平成 2 年  | 11,315 | 4,321     | 38.2      | 3,569       | 594         | 1,114       | 1,861         | 998                 | 116   | 1,576 | 37.1     | 4.3  | 58.6 |
| 平成 7 年  | 10,715 | 3,436     | 32.1      | 2,895       | 580         | 892         | 1,423         | 790                 | 102   | 1,184 | 38.1     | 4.9  | 57.0 |
| 平成 12 年 | 10,262 | 2,983     | 29.1      | 2,559       | -           | -           | -             | -                   | -     | -     | -        | -    | -    |
| 平成 17 年 | 9,742  | 1,803     | 18.5      | 1,604       | -           | -           | -             | -                   | -     | -     | -        | -    | -    |
| 平成 22 年 | 8,862  | 1,343     | 15.2      | 1,222       | -           | -           | -             | -                   | -     | -     | -        | -    | -    |

### (3) 経営耕地面積

総農家の経営耕地面積は平成22年に800haで、平成17年の833haから、33ha（4.0%）減少している。販売農家の経営耕地面積については、平成17年の806haから平成22年に772haとなり、34ha（4.2%）減少した。この背景としては、田が平成17年の766haから平成22年の730haへと36ha減少していることが主な要因であるが、畑については、雑穀の作付面積の増加等により平成17年の39haから平成22年の42haと3ha増加している。

販売農家における経営耕地面積の状況は、田が730ha（94.6%）、畑42ha（5.4%）となっており、平成17年と比較すると、面積において田は36ha（4.7%）、樹園地は0.3ha（皆減）減少し、畑は3ha（7.7%）増加している。経営耕地面積に占める割合では、田が0.6%減少し、畑は0.6%増加している。稲を作った農家1戸当たりの田面積は、平成17年の164aから平成22年は219aに55a（33.5%）増加しており、県全体の177aと比較しても42a多く、農地の集積化が進んでいる。

販売農家における経営耕地面積規模別農家数は、0.5ha未満が52戸（15.2%）、0.5～1.0haが97戸（28.4%）、1.0～2.0haが108戸（31.6%）、2.0～3.0haが27戸（7.9%）、3.0ha以上が58戸（17.0%）となっており、2.0ha未満の農家が全体の75.1%を占めている。20.0ha以上の大規模農家は2戸となっているが、2ha以上の経営農家は24.9%に過ぎず、県内平均の36.3%を大きく下回っている。

経営耕地面積の推移（販売農家）

（単位：a、資料：農林業センサス）

| 区分    | 総面積     | 田       | 樹園地 |       | 畑     |       |       | 過去1年間<br>全く作付けしない |     |
|-------|---------|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------------------|-----|
|       |         |         |     | うち果樹園 |       | うち普通畑 | うち牧草地 | 田                 | 畑   |
| 平成2年  | 113,996 | 104,327 | 186 | 186   | 9,483 | 7,781 | 1,435 | 1,626             | 267 |
| 平成7年  | 101,036 | 92,946  | 282 | 215   | 7,808 | 6,756 | 713   | 1,677             | 339 |
| 平成12年 | 95,611  | 89,603  | 212 | 201   | 5,796 | 4,846 | 510   | 6,066             | 440 |
| 平成17年 | 80,589  | 76,639  | 25  | —     | 3,925 | 3,419 | 230   | 2,683             | 276 |
| 平成22年 | 77,246  | 73,029  | —   | —     | 4,217 | 3,406 | 134   | 1,441             | 513 |

農業産出額の推移

（単位：百万円、資料：山形県農林水産統計年報）

| 区分    | 耕種    |      |     |     |    |      |       |       | 養蚕 | 畜産  | 加工<br>農産物<br>収益 | 計     | 生産額（千円）          |                   |
|-------|-------|------|-----|-----|----|------|-------|-------|----|-----|-----------------|-------|------------------|-------------------|
|       | 米     | 雑穀豆類 | いも類 | 野菜  | 果実 | 工芸作物 | 種苗・苗木 | 計     |    |     |                 |       | 農家1戸あたり農業<br>産出額 | 耕地10aあたり農業<br>産出額 |
| 昭和40年 | 307   | 12   | 6   | 31  | 1  | 4    | 3     | 364   | 1  | 45  | 1               | 411   | 263              | 30                |
| 昭和45年 | 681   | 8    | 4   | 33  |    | 3    | 2     | 731   |    | 141 |                 | 872   | 591              | 46                |
| 昭和50年 | 1,225 | 13   | 14  | 50  | 1  | 2    | 9     | 1,314 |    | 173 |                 | 1,487 | 1,143            | 88                |
| 昭和55年 | 1,184 | 15   | 7   | 75  | 5  | 1    | 11    | 1,298 |    | 390 |                 | 1,688 | 1,384            | 104               |
| 昭和60年 | 1,540 | 21   | 11  | 106 | 6  | 1    | 4     | 1,689 |    | 293 |                 | 1,982 | 1,823            | 131               |
| 平成2年  | 1,220 | 18   | 13  | 146 | 6  |      | 12    | 1,415 |    | 244 |                 | 1,659 | 1,748            | 115               |
| 平成7年  | 1,010 | 10   | 20  | 120 | 10 |      | 10    | 1,180 |    | 160 |                 | 1,340 | 1,745            | 102               |
| 平成12年 | 870   | 20   | 20  | 170 | 10 |      | 10    | 1,100 |    | 140 |                 | 1,240 | 1,803            | 100               |
| 平成17年 | 700   | 20   | 10  | 220 | 10 |      | 10    | 970   |    | 110 |                 | 1,080 | 757              | 37                |
| 平成18年 | 670   | 20   | 10  | 280 | 10 |      |       | 990   |    | 120 |                 | 1,110 | 757              | 37                |

## (4) 耕地

本町の農業基盤の整備は、優良農地のほ場整備を中心に計画的に進められてきた結果、一部の山間地を除きおおむね完了しており、水田面積 961ha のうち、869ha が整備されている。整備率は 90.4% であり、用排水路についても、ほ場整備とともに進められている。

また、農業従事者の減少、高齢化を背景に、認定農業者を中心とした担い手農家により、基礎集落、旧町村境を越えた農地の流動化と集積が進んでいる。

高齢化に伴う農業従事者の減少、離農者の増加等に伴う管理の行き届かない集落や整備後、年数が経過していることから、老朽箇所や改修が必要な施設も発生している。計画的な改良整備と新たな維持管理手法の検討が課題である。

## (5) 畜産

本町の畜産は、肉用牛の繁殖と肥育を中心に「米沢牛」銘柄の主産地の一つとして「小国牛」の生産推進と、稲作と併せた複合化の柱として振興を図っている。平成 27 年の当初の肉用牛飼育戸数は 24 戸で、飼育頭数は 326 頭である。10 年前の平成 17 年と比較すると、飼育戸数は 32 戸から 18 戸 (56.3%)、飼育頭数は 400 頭から 56 頭 (14.0%) の減少となっている。しかし、5 年前の平成 22 年との比較では、戸数は 24 戸から 10 戸 (41.7%) 減少しているが、頭数は 326 頭から 18 頭 (5.5%) 増加している。また、飼育農家一戸あたりの肉用業飼育頭数は、平成 17 年 12.5 頭、平成 22 年 13.6 頭、平成 27 年 24.6 頭と年々増加傾向にあり、飼育農家の減少と相俟って経営規模の拡大状況がみられる。

そうした中で、平成 22 年には、肉牛の生産販売等を目的とする株式会社が設立されたほか、近年、地鶏の生産販売の動きも広がりを見せている。

## (6) 水産

町が持つ豊富な自然の冷水を利用したイワナ等淡水魚の養殖に複数の施設が取り組んでおり、各交流施設はもとより県内外へ納入のほか、町内外で開催される各種イベント時において販売されている。また、漁業組合は、イワナ、アユの稚魚を町内河川に放流し、交流人口の増加を図るとともに、ヤナを設置し落ち鮎を確保しているが、イワナは、渇水時、安定した水量を確保できずに被害が発生することや、アユについては、放流後の成長が安定しない等の問題も指摘されている。これらの淡水魚は、町の地域特産品として高い評価を得ており、施設整備の充実と養殖技術の向上、更には、都市圏などからも訪れる釣り人も多いことから、経営の組織化と各種イベントの開催など販路の拡大が望まれる。

また、平成 20 年に竣工した横川ダムによりできた白い森おぐに湖にワカサギが放流され、ワカサギ釣りは冬期間のレジャーとして定着してきている。

# 2 基本的な対策

## (1) 農業経営基盤の確立

水田農業においては、稲作を中心とした水田農業が今後とも基幹産業として持続的に発展するよう、

生産者を中心として、関係機関、団体が連携し、地域の特色を活かした農産物づくりを展開していく。基本的には、平成25年度に策定した「小国町水田農業ビジョン」に基づき、「小国らしい特色ある米づくり」、「個性ある作物づくり」、「担い手の育成」の3点を中心に位置づけ、各種、取り組みを推進していく。また米政策改革が掲げる消費者重視・市場重視の考え方に立ち、新たな需給調整システムの下で、引き続き、基幹作物である水稲と畜産、地域固有の資源である山菜、そば、雑穀、菌茸、収益性が高いアスパラガスや花卉、畜産農家との連携による稲発酵粗飼料用稲等との複合経営を戦略的に振興し、品質、収量、生産性を拡大し、農業経営の安定化と所得向上につなげていく。

### (2) 農業、農村基盤の整備

これまでに整備された農業基盤施設の更新等のため、費用の増大が今後予想される。このため、生産基盤としての位置づけはもとより、今後の整備にあたっては、農業、農村の持つ多面的機能の有効発揮、魅力ある交流・定住空間としての農村生活環境の形成、自然環境、自然生態系の保全などを考慮しながら、生産性の向上に必要な整備を行う。また、地域によっては、土地条件や所有者、耕作者の意向を確認しながら、簡易的な基盤整備等を実施することにより、山菜等地域振興作物のほ場として転換誘導を図っていく。

### (3) 農用地の保全

農用地の管理、保全にあたっては、日本型直接支払制度の活用を図りながら、施設等の管理も含め、近隣集落や町内外からの人財との交流、連携などによる新たな保全管理体制の構築を進めていく。

併せて、大きな課題となっている耕作放棄地対策については、農用地が本来果たしている国土保全機能や定住環境を維持していく上で重要な役割を果たしていること等を喚起し、農業委員会を中心に、山形おきたま農業協同組合、農用地利用改善組合等の関係機関が情報の共有化と連携を密にし、農用地の所有者や利用状況等を把握し、適切な農用地管理を進めていくため、所有者、耕作者、集落等と協議し、将来的な土地利用の在り方について計画するなどしながら、耕作放棄地の発生抑制と優良農地の活用、保全を推進していく。

### (4) 新しい農業経営と担い手の確保

認定農業者を中心とした担い手農家を引き続き支援していくとともに、女性農業者、新規就農者及び40歳から50歳代の第二種兼業農家について、次代の担い手候補として位置づけ育成を図っていく。また、山間集落における零細規模の農家に対しては、集落機能の維持に配慮しながら効率的な土地利用に向けた農地の集約化を推進し、基礎集落や隣接する数集落を単位とする地域としての営農組織化を促していく。

近年、食の安全・安心への意識の広がりや「食」文化に対する関心の高まり、都市部を中心として定年世代や若い世代の就農の動きも広がってきている。また、町内では、全国的にも先駆的な活動を実践する集落組織が高い評価を受けるなど、本町が持つ豊かな自然環境と個性的な地域資源とを関連づけた複合的な農業経営、資源循環、環境保全に配慮した農業への取り組みなどの動きが高まっている。これらの普及、拡大を推進し、他地域との差別化、個性化を図ることにより「白い森ブランド」の確立を目指しながら、新しい経営スタイルを展開していく。

さらに、受け皿となる体制の整備や提供可能となる農用地や空き家情報などについて把握し、広く

情報発信を行っていく。こうしたことから、農業を目指す若者をはじめ、U J I ターンや異業種参入など、新規就農者に対する支援を積極的に図りながら、多様な農業の担い手を確保していく。特に初めから農業だけでは所得が不十分であることや、住宅などの問題、家族連れでの移住の場合は子育て環境なども考慮する必要があることなどから、他の仕事との組み合わせや住宅、育児等をパッケージ化したプログラムを整備し、より農業に取り組みやすい環境づくりと情報発信を行っていく。

## (5) 販路の拡大

生産の拡大につながる流通経路の確立においては、「食の安全・安心」、「地産地消」、「旬産旬食」運動の推進による町内小売店や産地直売活動に加え、学校給食や各交流施設への食材供給の拡大など、認定農業者はもとより、兼業農家、小規模農家にも働きかけ、需要に応じた安定的、計画的な供給体制を構築しながら、地元での消費、拡大を図っていく。

また、町外や県外に対しては、安全・安心や環境保全などを核とした、本町農産物の持つ個性や地域性、物語性を訴えかけ、首都圏などへの有利販売や道の駅等での販売を拡大していくほか、I C T 技術を活用した農業ビジネスの普及、拡大を図っていく。

さらに、既存産物の付加価値化と、生産から加工、販売までを町内で一貫して手がけることや、商業・工業・サービス業など異業種との連携に基づく多様な商品開発等による新たな産業おこし、コミュニティビジネスの創出など、農商工連携や6次産業化の促進を図っていく。

## (6) 水産業の振興

施設整備の充実とともに、新たな加工品等を開発し、地域特産品としての一層の付加価値を高めていく。また、ふ化養殖技術の向上と、経営の組織化、地産地消を念頭に学校給食や交流施設、飲食店への提供や情報発信による県内外への販路の拡大を図っていく。さらには、自然空間を活かし、河川や淡水魚とのふれあいによる山村体験レクリエーションの場としての受け入れ体制整備を図るとともに、各種イベントの開催など、交流事業を展開していく。

## 3 自立促進計画

本計画において、農業・水産業の振興に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)   | 事業<br>内<br>容  | 事業<br>主<br>体 | 備考 |
|--------------|----------------|---------------|--------------|----|
| 1 産業の振興      | (1) 基盤整備<br>農業 |               |              |    |
|              |                |               |              |    |
|              |                | 沼沢用水路整備工事     | 県            |    |
|              |                | 樋倉基幹用水路整備工事   | 町            |    |
|              |                | 古田用水路整備工事     | 町            |    |
|              |                | 六斗沢用水路整備工事    | 町            |    |
|              |                | 中野用水路整備工事     | 町            |    |
|              |                | 五味沢用水路整備工事    | 町            |    |
|              |                | 長者原地区頭首工整備工事  | 町            |    |
|              |                | 基盤整備事業（町有牛導入） | 町            |    |
|              |                | 市野沢放牧場草地改良事業  | 町            |    |

|      |                  |                                 |    |       |
|------|------------------|---------------------------------|----|-------|
|      |                  | 土地改良施設維持管理適正化事業（松岡頭首工及び水路橋補修工事） | 町  |       |
|      |                  | 大沢川ゲート補修工事                      | 町  |       |
|      |                  | 農業基盤整備促進事業                      | 町  |       |
| (3)  | 経営近代化施設<br>農業    |                                 |    |       |
|      |                  | 経営近代化施設（家畜用排泄物処理施設）整備支援事業       | 町  |       |
|      |                  | 高付加価値型農業施設整備事業                  | 町  |       |
| (4)  | 地場産業の振興<br>生産施設  |                                 |    |       |
|      |                  |                                 |    |       |
|      |                  | やまがた地鶏産地化支援事業                   | 町  |       |
|      | 流通販売施設           |                                 |    |       |
|      |                  | 農産物販売施設整備事業                     | 町  |       |
| (9)  | 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                                 |    |       |
|      |                  | 遊休農地等保全事業                       | 町  |       |
|      |                  | 白い森ブランド確立事業                     | 町  | 9 節掲載 |
|      |                  | パッケージ型新規就農支援システム構築事業            | 町  | 9 節掲載 |
|      |                  | 再生可能エネルギー導入可能性調査事業              | 町  | 9 節掲載 |
|      |                  | 地域資源活用型産業創出支援事業                 | 町  | 9 節掲載 |
| (10) | その他              |                                 |    |       |
|      |                  | 松岡合口頭首工維持修繕事業                   | 町  |       |
|      |                  | 農業資金制度資金利子補給事業                  | 町  |       |
|      |                  | 多面的機能支払交付金事業                    | 町  |       |
|      |                  | 環境保全型農業直接支援対策事業                 | 町  |       |
|      |                  | 地域農業再生支援事業                      | 町  |       |
|      |                  | 農地利用集積支援事業                      | 町  |       |
|      |                  | 地産地消推進事業                        | 町  |       |
|      |                  | 人・農地プラン管理事業                     | 町  |       |
|      |                  | 農業担い手育成支援事業                     | 町  |       |
|      |                  | 耕地小規模災害復旧支援補助金                  | 民間 |       |
|      |                  | 中山間地域等直接支払事業                    | 町  |       |
|      |                  | 小国町土地改良施設事業支援交付金                | 民間 |       |
|      |                  | 土地改良事業費補助金                      | 民間 |       |
|      |                  | 農業支援団体設立運営事業                    | 町  |       |
|      |                  | 畜産生産拡大事業                        | 町  |       |
|      |                  | 安心・安全な米づくり普及拡大事業                | 民間 |       |
|      |                  | 振興作物作付拡大支援事業                    | 民間 |       |
|      |                  | 農業農村の暮らし体験事業                    | 町  |       |
|      |                  | 小国みそ6次産業化支援事業                   | 町  |       |
|      |                  | 小国産玉ねぎ産地化支援事業                   | 町  |       |
|      |                  | 6次産業化ネットワーク事業                   | 町  |       |
|      |                  | 雑穀産地化支援事業                       | 町  |       |
|      |                  | アンテナショップ設置事業                    | 町  |       |
|      |                  | 農村の暮らしづくり総合助成事業                 | 民間 | 8 節掲載 |
|      |                  | 淡水魚放流事業                         | 町  |       |

## II 林業の振興

### 1 現況と問題点

農林業センサスによると、平成22年の林野面積は66,053haで、10年前の平成12年から345ha減少し、5年前の平成17年よりも210ha増加している。町土の総面積に占める林野率は89.6%であり、県の69.4%を大きく上回っている。林野面積は、国有林が46,764haで全体の70.8%を占め、私有林の所有は15,383haで23.3%、町有林、県有林等の公有林は3,605haで5.5%、緑資源機構は301haで0.5%となっている。

林野面積及び森林面積

(単位：ha、資料：山形県統計年鑑（東北農政局山形統計情報事務所資料）)

| 区分    | 林野面積   |        |            |       |        | 森林面積   |        |        |        |       |       |     |        |       |        |       |     | 森林以外<br>の草<br>生地 |
|-------|--------|--------|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-----|--------|-------|--------|-------|-----|------------------|
|       | 総数     | 所有形態別  |            |       |        | 総数     | 樹林地    |        |        |       |       |     |        |       |        | その他   |     |                  |
|       |        | 国有     | 森林開発<br>公団 | 公有    | 私有     |        | 総数     |        |        | 人工林   |       |     | 天然林    |       |        |       |     |                  |
|       |        |        |            |       |        |        | 計      | 針葉樹    | 広葉樹    | 計     | 針葉樹   | 広葉樹 | 計      | 針葉樹   | 広葉樹    |       |     |                  |
| 昭和50年 | 67,480 | 50,442 |            | 2,158 | 14,880 | 67,198 | 65,253 | 8,388  | 56,865 | 8,233 | 8,210 | 23  | 57,020 | 178   | 56,842 | 1,945 | 282 |                  |
| 昭和55年 | 66,238 | 47,585 | 232        | 2,814 | 15,607 | 65,750 | 63,808 | 10,720 | 53,088 | 9,042 | 9,024 | 18  | 54,766 | 1,696 | 53,070 | 1,942 | 488 |                  |
| 昭和60年 | 66,183 | 47,417 | 196        | 2,785 | 15,785 | 65,751 | 64,012 | 10,899 | 53,113 | 9,216 | 9,200 | 16  | 54,796 | 1,699 | 53,097 | 1,739 | 496 |                  |
| 平成2年  | 66,293 | 47,254 | 225        | 7,716 | 11,098 | 65,676 | 63,117 | 11,410 | 51,707 | 9,741 | 9,716 | 25  | 53,376 | 1,694 | 51,682 | 2,559 | 512 |                  |
| 平成12年 | 66,398 | 47,337 | 379        | 3,137 | 15,545 | 65,632 | 63,163 | 10,567 | 52,596 | 9,958 | 9,876 | 82  | 53,205 | 691   | 52,514 | 2,469 | 340 |                  |
| 平成17年 | 65,843 | 46,824 | 427        | 3,304 | 15,288 | 65,531 | —      | —      | —      | —     | —     | —   | —      | —     | —      | —     | 312 |                  |
| 平成22年 | 66,053 | 46,764 | 301        | 3,605 | 15,383 | 65,757 | —      | —      | —      | —     | —     | —   | —      | —     | —      | —     | 296 |                  |

木材利用の面では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「小国町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を策定し、小国町の公共建築物等の整備において積極的に地域産材の利用を拡大するため、木造化及び内装等の木質化等の促進を図ることとしている。

また、資材をコンクリートなどから環境にやさしい木材に転換することにより低炭素社会づくりにも貢献することから、木材利用に対する期待も高まっているほか、東日本大震災における福島原発事故以来、再生可能エネルギーの導入が広まっており、木質バイオエネルギーに対する需要も高まってきている。

#### (1) 林家構成及び所有形態

保有山林面積1ha以上の林家数は、平成22年で581戸、平成17年との比較では、29戸減少している。林業経営体数は64戸であり、うち法人化している経営体数は1戸のみで、そのほとんどは法人化されていない。

林家の保有山林面積は、1～3haが337戸で全体の58.0%を占め、次いで3～5haが109戸で18.8%、5～10haが76戸で13.1%、10～20haが37戸で6.4%、20ha以上が22戸で3.8%となっており、小規模な所有状態となっている。林業経営体の保有山林面積は、3～5haが20戸で全体の31.3%を占め、5～10haが21戸で32.8%、10～20haが6戸で9.4%、20ha以上が16戸で25.0%となっている。

木材価格の低下や世代交代、森林と係わる生活スタイルの変化等により、所有者自らが所有している山林の実態を把握していないなど林業に対する関心の低下が懸念され、これによって森林の荒廃が進むとともに、土地の所有者が特定できなくなる恐れが生じつつある。

## (2) 林業基盤

適正な森林管理、林業生産の向上を図るため、生産基盤となる林道、作業道の整備、造林の推進に努め、林業生産の集団化、組織化を図っている。

林道は、林業生産活動の活性化を主目的に体系的、計画的な整備を進めており、平成26年における町管理林道は28路線で87.2km、林道密度は4.5m/haで県平均の5.9m/haより低い状況にある。また、作業道は13路線で、17.8kmの整備状況になっている。

林道及び作業道の開設状況（平成26年4月1日現在）

| 区分   | 路線数     | 延長      |
|------|---------|---------|
| 林道   | 28路線    | 87.2km  |
| 林道密度 | 4.5m/ha |         |
| 作業道  | 13路線    | 17.8km  |
| 計    | 41路線    | 105.0km |

資料：産業振興課資料、山形県林業統計

## (3) 特用林産物

平成26年山形県特用林産物生産統計による町内特用林産物の生産量は、わらび200.7t、うど1.4t、たらのめ1.2t、ぜんまい0.7tなどで山菜類は209.2tであり、なめこ7.3t、生しいたけ4.5t、まいたけ2.0tなどきのこ類は15.9t、白炭17.5tなど木炭類は17.7tである。5年前の平成21年と比較すると、山菜類はわらびで14.9t(8.0%)の増のほか、うどで1.1t(44.0%)、たらのめで0.2t(16.7%)、ぜんまいは0.2t(22.2%)の減で、全体では10.2t(5.1%)の増加である。きのこ類では、なめこで4.1t(36.0%)、生しいたけで3.6t(44.4%)、まいたけで3.4t(63.0%)の減で、全体では12.9t(44.8%)の減となっている。木炭類については、6.5t(50.0%)の増となっている。

山菜、きのこ等の収量については、天候等に左右されやすいことや生産者が減少しているため、全体的には減少傾向にある。しかし、マイタケ、シイタケ、ナメコ、白炭などにおいて、良品質で高い技術を持つ生産者が複数育ってきており、異業種の参入による山菜の加工や新たなきのこ類供給の仕組みづくりなどに取り組む動きが見られるなど、今後の生産拡大が期待される。

## (4) 森林被害と保全

本町で平成19年頃から拡大し始めたナラ枯れ被害は、急速に全町の山林に広がり、ピーク時の平成21年度には約75,000本の被害が確認された。その後、薬剤注入による健全木の維持や「おとり木」の設置等、各種のナラ枯れ対策等により、平成24年頃から小康状態となり、現在は新たな被害発生はごく僅かとなっている。しかし、これまで被害にあった枯損木の枝の落下や倒壊する恐れが高まっており、その対策が必要となっているほか、景観上も問題がある。

また、パルプ材や木質バイオマスエネルギー資源として、広い面積の森林が皆伐され、そのまま放置される事例が多くなっており、森林機能の維持や景観といった面で危惧される。

さらに、長期にわたる林業の低迷やライフスタイルの変化に伴って、これまで人間と自然の関わり合いの中で保全されてきた里地里山が縮小、荒廃していることから、その保全を検討する必要がある。

そのほか、森林の管理水準が低下することにより、水源涵養機能の低下や洪水等の災害の発生、ごみの不法投棄等の発生が懸念されている。

また本町における鳥獣被害としては、サル被害が顕著であり、農作物被害の拡大とそれに伴う農家の耕作意欲の減退が危惧されている。さらに近年は、ニホンジカやイノシシの町内での生息数、生息域の拡大が確認されており、作物被害も発生している。

## 2 基本的な対策

### (1) 森林の管理

平成 23 年度に策定した「小国町森林整備計画」に基づき、適切な森林管理と、林業振興に取り組んでいく。

国土保全、水源のかん養等森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮を保持するため、森林整備地域活動支援事業を活用し、刈り払いや施業の実施に不可欠な森林調査などの地域活動を推進する。併せて、民有林を中心に土地の所有形態や林相、齢級ごとの分布、必要な作業内容などを明らかにしていくシステム導入を図っていく。また、全ての森林所有者に施業の必要性を認識してもらう努力を継続しながら、林地の集約化や自ら施業を行えない場合には、林業経営体への作業の委託、さらには森林経営の委託が進むような仕組みを構築していく。作業コストの軽減を図るため、一般森林所有者だけでなく、町、林業公社との連携、国有林との共同施業団地の設定による実施も検討していく。また、森林境界明確化支援事業を活用し、土地の所有者の所在を明確にし経営を図っていく。

さらに、本町の豊かな森林に魅力を感じ、きのこ栽培や林業に携わる若者が増えてきていることから、そうした活動を、次代を担う中学生、高校生に紹介するなど、森林保護や林業に対する意識の醸成に努めていく。また、広大な森林を保全していくために、都市住民や大学等教育機関との交流、連携を拡大し、林業体験や教育プログラムへの利活用など各種ソフト事業を展開していく。

### (2) 林業基盤の整備

森林の整備にあたっては、小規模零細な森林所有者が多いことから、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、間伐や保育の基準、生物多様性のための施業上の配慮事項などを地域のコンセンサスを得ながら定めていく。こうした林業活動を円滑に推進していくために、生態系などの自然条件に配慮しながら計画的に林道の整備を進めていく。

また、異なる所有者の森林施業の集約化を図り、施業の効率化を進めていく。現在沼沢地内で森林管理道沼沢線の整備が県代行によって行われていることから、その整備促進に努めるとともに、町内各団地内の自然条件、作業システム等に応じて、簡易で安価な低コスト作業路の開設や間伐作業道などの路網整備を加速化し、林道とのネットワーク化を図っていく。林業経営体等において、森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、高性能な林業機械の導入、改良が必要な場合は、その整備、普及を推進していく。

さらにこうした効率化と生産性向上による低コスト化を図りながら、再生林に取り組む環境整備を検討していく。

### (3) 里山の保全

地域住民、森林所有者等との連携と協力を図り、里山景観の保全や維持活動に対する支援を行っていく。

鳥獣被害対策では、中心的役割を担う猟友会員が高齢化、減少傾向にあることから、平成 26 年には猟友会員を中心に「鳥獣被害対策実施隊」を設置し、対策の中心的役割を担う猟友会員の負担軽減に努めている。今後も、会員の育成、支援や、鳥獣害を未然に防止するための人財、組織の育成を行うとともに、連携を強化しながら、銃器や箱わなによる個体数調整と忌避剤等の利用による被害防除

を組み合わせた対策を講じていく。

全町的に被害が発生したナラ枯れについては、新たな被害発生は皆無に等しくなっていることから、今後は枯損木の枝の落下や倒壊等による被害の防止と里山景観の保全のため、特に里山、更には住宅地付近や町道及び林道沿線など一般生活や道路交通を脅かす箇所において、安全性の確保と景観保全の両面から、枯損木の伐採や宅地内被害木伐採への支援を行っていくとともに、森林再生に向けた取り組みも図っていく。

農作物や森林などに被害を及ぼしているその他の病虫害・有害鳥獣についても、引き続きその被害状況や防除対策等の情報を収集し、被害の予防や効果的な被害対策を検討していく。

さらには、自然と共に生活し、その中で育まれた文化や技術などが、小国町の優れた農山村景観をつくってきたことを改めて認識し、国外資本等による大規模な山林取得や水源を求めた開発など新たに想定される課題に対応しながら、それを守り、伝えていくための取り組みを展開し、美しい田園、里山景観の保全を図っていく。

### (4) 特用林産物の生産向上

新しい集出荷体制を確立し、町内外小売店や異業種との連携による6次産業化、加工による付加価値づくりと地域ブランド化の推進による販路拡大など、林業所得の向上に努めていく。また、伐採跡地や畑地化した水田へのワラビ、ゼンマイ等の植栽拡大に加え、関係機関と連携しワラビのポット苗化など、新たな生産手法の確立にも取り組み、販売拡大を推進していく。そのため、排水対策等は場の整備やハウス導入などの生産基盤整備に対する支援を継続するとともに、商品化を図っていく。

また、栽培きのこの生産拡大を図るため、きのこ菌床製造施設等の整備に対する支援を行っていく。

### (5) 森林資源を活用した産業の創出

本町の森林資源は、材として利用が可能な時期に達しつつあり、住宅への木材利用に対する支援を継続して、町内産木材の利用促進を図るとともに、公共建築物や公共土木工事、外構材、内装材等への利用を推進する。

また、本町森林資源の製紙用チップへの利用を拡大するとともに、木質ペレットや木質チップを燃料とした燃焼機器など新たな需要に向けた供給体制を整備していく。あわせて、ナラ枯れの枯損木については、木質チップボイラーの燃料や薪炭材で利用するなど、新たな活用を図っていく。こうした森林資源の活用により、新たな地場産業を創出し、山村地域における新たな雇用の機会を確保していくと同時に、林業における新たな視点として、技術研修などを含め、町外者を加えた林業労働をサポートする新たなシステムの検討を進め、林業や森林整備に携わる人を増やしていく。

さらに、森林資源の有効活用については、エネルギー利用などを含め、環境保全に向けた取り組みという位置づけができることから、カーボンクレジット取引の仕組み等の活用を図りながら、次代に継承していく森林環境を守る活動などにも応用していく。

## 3 自立促進計画

本計画において、林業の振興に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                           | 事業主体 | 備考    |
|--------------|----------------------|--------------------------------|------|-------|
| 1 産業の振興      | (1) 基盤整備<br>林業       |                                |      |       |
|              |                      |                                |      |       |
|              |                      | 町有林造林事業                        | 町    |       |
|              |                      | 森林管理道沼沢線開設事業                   | 県    | 2 節掲載 |
|              |                      | 林業専用道間瀬線外整備事業                  | 町    | 2 節掲載 |
|              |                      | 木ノ根沢林道整備事業                     | 町    | 2 節掲載 |
|              | (4) 地場産業の振興<br>生産施設  |                                |      |       |
|              |                      |                                |      |       |
|              |                      | 小国町きのこ栽培施設整備事業(小国町特用林産物生産支援事業) | 町    |       |
|              |                      | ワラビ粉生産技術支援事業                   | 町    |       |
|              |                      | 中山間プロジェクト事業                    | 町    |       |
|              | (9) 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                                |      |       |
|              |                      | 白い森ブランド確立事業                    | 町    | 9 節掲載 |
|              | (10) その他             |                                |      |       |
|              |                      | 有害鳥獣被害対策事業                     | 町    |       |
|              |                      | 森から拓く次代の生業づくり事業                | 町    |       |
|              |                      | 森林技術普及事業                       | 町    |       |
|              |                      | 森林整備地域活動支援事業                   | 町    |       |
|              |                      | 林業施設維持管理事業(おぐに白い郷土の森)          | 町    |       |
|              |                      | 手仕事・技伝承事業(特用林産産地形成事業)          | 町    |       |
|              |                      | ワラビ園産地形成事業                     | 町    |       |
|              |                      | ナラ枯れ被害対策事業                     | 町    |       |
|              |                      | 北部地区部落有財産整理統一事業                | 町    |       |
|              |                      | 白い森づくり体験事業                     | 町    |       |
|              |                      | アンテナショップ設置事業                   | 町    |       |
|              |                      | 林道補修事業                         | 町    | 2 節掲載 |
|              |                      | 林道施設維持管理事業                     | 町    | 2 節掲載 |

### Ⅲ 地元立地産業の振興

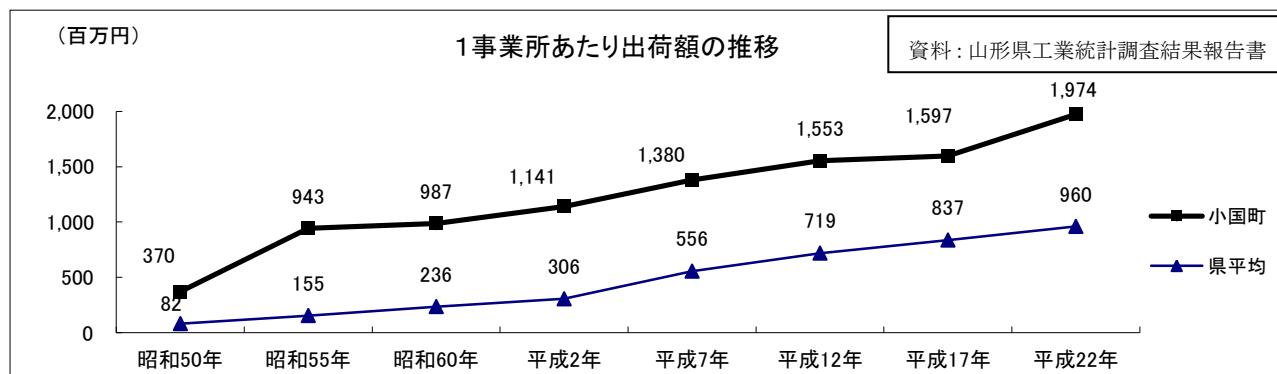
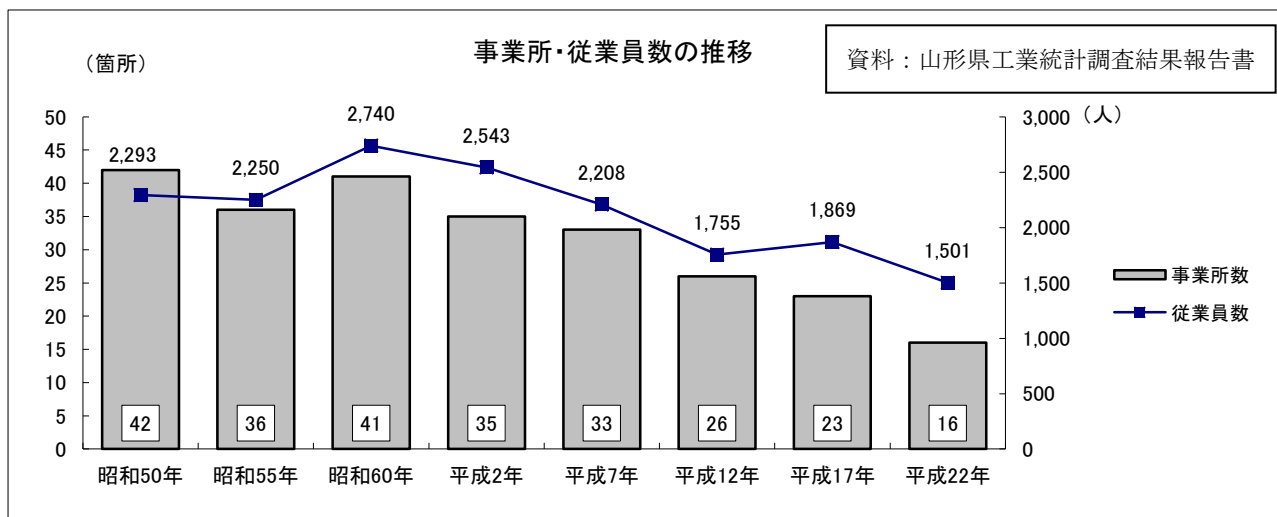
#### 1 現況と問題点

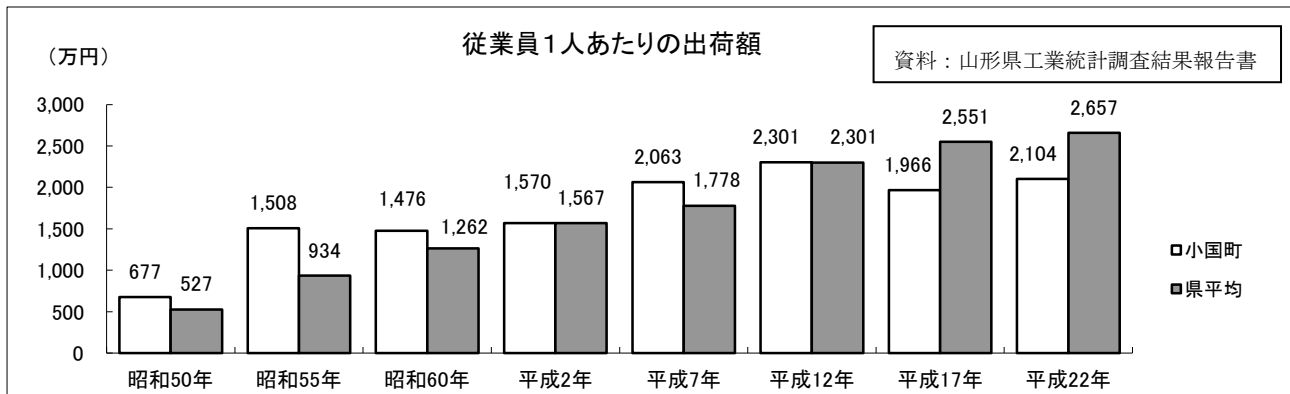
本町は、農山村にはまれな第2次産業を主産業とする就業構造となっている。産業別就業者の構成比は、平成22年国勢調査時点で第1次産業が7.0%、第2次産業43.1%、第3次産業49.8%となっている。第2次産業の中核をなしているのが工業であり、昭和13年に日本電興株式会社として立地、操業を開始した現在のクアーズテック株式会社、日本重化学工業株式会社の2大企業を中心に順調な発展を遂げてきた。

平成22年の工業統計によると町内の4人以上の事業所数は16箇所、従業員は1,501人。1事業所あたりの出荷額は、1,974百万円であり、県平均の960百万円を大きく上回っている。平成12年と比較して、事業所数では10箇所、従業者数では254人減少している。また、製造品出荷額は315億8,000万円で、10年前と比較すると21.8%の減となっている。

その後、平成20年のアメリカに端を発した金融危機により世界経済全体が景気減速の局面に入ったことから、本町に立地する企業にもその影響が波及し、事業の再編、再構築が進められ、雇用調整に伴い、多くの離職者が生まれる事態に及んだ。その後の日本全体の景気回復基調や海外大手企業による町内業者の買収など、町内企業の活性化に対する期待要素はあるもの、先行きは不透明である。

こうした経済のグローバル化の進展の中で、住民の生活水準向上の主導部門として、既存企業の拡大発展と雇用の安定確保を図る施策が早急に必要である。また、企業の生産活動の効率化に向けた道路ネットワークの整備、特に高速交通機関との接続強化が求められている。





事業所・従業員数の推移（製造業）

(単位：カ所、人)

| 区分    | 事業所数 | 従業員数  |
|-------|------|-------|
| 昭和50年 | 42   | 2,293 |
| 昭和55年 | 36   | 2,250 |
| 昭和60年 | 41   | 2,740 |
| 平成2年  | 35   | 2,543 |
| 平成7年  | 33   | 2,208 |
| 平成12年 | 26   | 1,755 |
| 平成17年 | 23   | 1,869 |
| 平成22年 | 16   | 1,501 |

1事業所あたり出荷額の推移

(単位：百万円)

| 区分    | 小国町   | 県平均 |
|-------|-------|-----|
| 昭和50年 | 370   | 82  |
| 昭和55年 | 943   | 155 |
| 昭和60年 | 987   | 236 |
| 平成2年  | 1,141 | 306 |
| 平成7年  | 1,380 | 556 |
| 平成12年 | 1,553 | 719 |
| 平成17年 | 1,597 | 837 |
| 平成22年 | 1,974 | 960 |

従業員1人あたり出荷額の推移

(単位：万円)

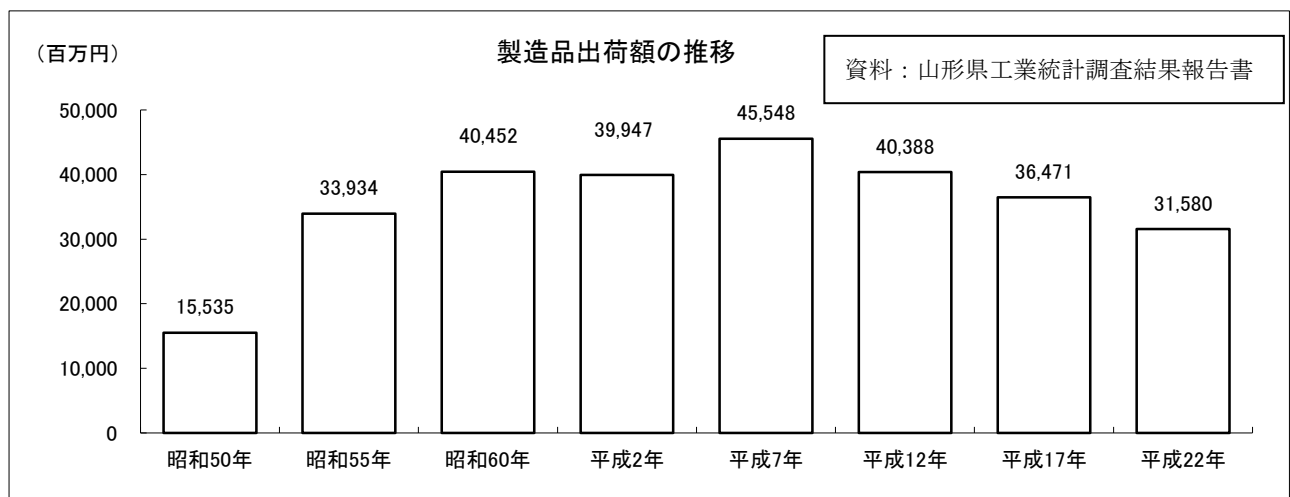
| 区分    | 小国町   | 県平均   |
|-------|-------|-------|
| 昭和50年 | 677   | 527   |
| 昭和55年 | 1,508 | 934   |
| 昭和60年 | 1,476 | 1,262 |
| 平成2年  | 1,570 | 1,567 |
| 平成7年  | 2,063 | 1,778 |
| 平成12年 | 2,301 | 2,301 |
| 平成17年 | 1,966 | 2,551 |
| 平成22年 | 2,104 | 2,657 |

製造品出荷額の推移

(単位：百万円)

| 区分    | 出荷額    |
|-------|--------|
| 昭和50年 | 15,535 |
| 昭和55年 | 33,934 |
| 昭和60年 | 40,452 |
| 平成2年  | 39,947 |
| 平成7年  | 45,548 |
| 平成12年 | 40,388 |
| 平成17年 | 36,471 |
| 平成22年 | 31,580 |

資料：山形県工業統計調査結果報告書



## 2 基本的な対策

町経済の核である企業の安定成長のための環境条件の整備と、人財の養成、確保など発展の基盤整備を積極的に推進する。特に既存企業の拡大発展を図るため、工業用水道を安定的に供給し生産活動の支援基盤を整えていくとともに、安定強化を図るための労働力の確保や、還流人口、U J I ターンなどの受け入れのための定住環境の整備、金融面での支援を行っていくほか、環境分野における産業振興や低炭素社会に対応した技術開発などへの支援も図っていく。また、生産活動の効率化に向けて、東北中央自動車道、日本海東北自動車道との高速交通ネットワークを実現する地域高規格道路新潟山形南部連絡道路の建設促進を積極的に展開していく。さらに、町内企業間の技術連携や異業種、「産・学・官」等との連携を進め、第2次産業における他産業分野への参入なども視野に入れながら、地域内資源を活用した新たな産業創出が図られるよう、その仕組みの構築を目指す。

## 3 自立促進計画

本計画において、地元立地産業の振興に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)     | 事業内容               | 事業主体 | 備考    |
|--------------|------------------|--------------------|------|-------|
| 1 産業の振興      | (9) 過疎地域自立促進特別事業 |                    |      |       |
|              |                  | 白い森ブランド確立事業        | 町    | 9 節掲載 |
|              | (10) その他         |                    |      |       |
|              |                  | 6次産業化ネットワーク事業      | 町    |       |
|              |                  | 工業用水道事業会計操出金       | 町    |       |
|              |                  | 工業用水道利用助成事業        | 町    |       |
|              |                  | 小国町勤労者生活安定資金原資預託事業 | 町    |       |
|              |                  | 未組織労働者資金保証料補給金     | 町    |       |
|              |                  | 労働者対策事業            | 町    |       |
|              |                  | 雇用促進奨励金交付事業        | 町    |       |
|              |                  | シルバー人材センター支援事業     | 町    |       |

## IV 企業の誘致対策及び起業の促進

### 1 現況と問題点

本町は、地場産業の振興で述べたような産業構造を形成してきたため、他の農山村と比べると早い時期から就業の場に恵まれてきた。その主流は男子型企业であったため、昭和40年代から50年代にかけて、女子型企业の誘致を積極的に展開してきた経緯がある。その後も、住民の就業の場と所得の確保のため、地域資源活用型産業の誘致を進め、平成3年に製菓会社の原材料部門が立地した。しかし、物流を支える高速交通ネットワークや空路、航路の条件に恵まれていないことなどから企業の立地は進んでいない。

また、景気の低迷や国際的な経済競争の激化が本町に立地する製造業にも影響を与えており、海外シフトや雇用調整などが行われている。農林業においては、従事者の高齢化、後継者の減少等が一層顕著になっている。反面、多様な分野における対個人サービスの需要拡大による三次産業の進展や、農業分野への青年や定年退職者層の就農など、本町産業の構造は大きく変化しつつある。

このような構造変化に対応し、地域住民の就業機会と安定した所得を確保し、地域経済の活性化を図り、自立した地域社会を形成していくうえで、既存産業の振興とも歩調を合わせながら、本町が持つ地域特性や豊富な地域資源を活用した産業の創出は極めて重要である。そのため、平成25年度から、「起業化資金助成事業」をはじめ、町内で起業する個人や事業所に対して助成金を支給し、起業促進を図っている。平成25年度には4件が創業を開始している。

### 2 基本的な対策

住民生活の安定と自立した地域社会を形成していくためには、就業環境の条件を整えていくことが必要である。このため、今後成長が期待される保健、医療、福祉、介護の分野における企業や、本町の特性の一つである潤沢な水資源等地域資源を高度に活用する企業、環境保全に配慮した企業の誘致、さらに、ICT技術を活用し、企業の研究部門や研究機関、特に本町の環境を活かした小規模研究所などの誘致の可能性を模索するほか人財の誘致も含め、積極的な情報発信をしていくとともに、県と連携して企業の地方拠点機能強化の促進と、これらを受け入れ可能とする空間と仕組みの整備に努める。

住民生活態様の変化、少子高齢社会の進行、情報技術の発達、都市住民の山村指向の高まりなどを背景に、観光・交流、福祉・介護、環境などの分野において成長が期待されることから、個々の産業育成と新たなコミュニティビジネスの創出や異産業間の連携を強化し、新しい産業の構築につなげていくとともに、既存産業の異業種分野への事業展開を支援していく。中でも、地域の特性を活かしたニューツーリズムへの期待が高まっていることから、農業、商業、製造業、観光などの結びつきにより、インターンシップや大学等の調査研究等の受け入れのマネジメントなどを含め、交流型産業の可能性を探ることとする。さらに近年高まりを見せている健康志向を受け、医福食農連携を含めた健康長寿型産業の創出に努める。

さらに近年、きのこ、山菜、そば、漬物、雑穀、地鶏など本町固有で独特の地域資源を活用した事業が育ってきている。こうした動きが定着し、安定した産業に結びつくためには、安定供給や生産効率の向上、販路拡大など抱える課題の解決が必要である。そのため、生産者と商業、流通業、サービス業などが多様に連携し、それぞれの情報や技術を共有・活用できる環境の整備、組織化を図ってい

く。その上で、町内販売やインターネットを活用した販売など市場開拓を進めていく。また、そうした起業ノウハウを集落や地域団体等が行うコミュニティビジネスやローカルビジネスの創出へとつなげていくとともに、小国ならではのワークスタイルの創造を図り、若い世代の仕事づくりに結びつけていく。

このため、新規創業に必要な知識やノウハウなどの情報の受発信、人財育成、相談窓口機能の強化、さらに起業に必要な資金の確保に向けて、人財のスキルアップなどの諸事業を加えつつ、国、県の各種制度の活用を推進するほか、町においても信用保証制度や融資制度の充実に努めていく。また、多様な就業形態を可能にする総合産業を創出していくために、現在の労働力の再配分を行い、安定した労働力の確保に努め、これを組み立て、支援していく組織を設立する。

### 3 自立促進計画

本計画において、企業の誘致対策及び起業の促進に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業<br>内<br>容     | 事業<br>主体 | 備考    |
|--------------|----------------------|------------------|----------|-------|
| 1 産業の振興      | (9) 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                  |          |       |
|              |                      | 新たなワークスタイル創出調査事業 | 町        | 9 節掲載 |
|              |                      | 地域資源活用型産業創出支援事業  | 町        | 9 節掲載 |
|              |                      | 企業誘致対策事業         | 町        | 9 節掲載 |
|              |                      | 創業支援事業           | 町        | 9 節掲載 |
|              | (10) その他             |                  |          |       |
|              |                      | 企業の地方拠点機能強化推進事業  | 町        |       |

## V 商業の振興

### 1 現況と問題点

人口減少、景気動向、近隣市町への大型店舗の出店等により、本町商業の販売額は影響を大きく受けている。また、交通環境の整備や景気の低迷、就労形態の多様化などから、消費者の行動エリアは一層拡大しており、町外へのウィークエンドショッピング時における量販店や大型店でのまとめ買いの傾向も顕著になっている。本町商業の中核施設である白い森ショッピングセンターは、平成9年の創業開始以降、商店街の賑わいづくりと消費購買の町外流出防止に中心的役割を果たしてきた。しかしながら、商業を取り巻く環境は変化し、消費者ニーズは多様化、複雑化している。

商業の推移を商業統計でみると、平成24年における町の商店数は92店、従業員数が403人となっている。この数字を5年前の平成19年と比較すると、店舗数が37店減、従業員数は102人減となった。その構成は、卸売業8店（8.7%）、小売店84店（91.3%）である。年間販売額は平成24年で55億5,389万円であり、平成19年と比較すると30.4%減少しており、県全体の減少率20.2%、置賜各市町村の平均減少率21.5%をともに上回っている。

また、平成24年度山形県買物動向調査によると、小国町の自町購買依存度は38.5%であり、平成21年時点の46.3%から7.8%減少している。内訳をみると、食料品や日用雑貨等最寄り品は48.7%で、平成21年の57.8%から9.1%減少、衣料、靴、家具、家電等買回品については16.1%となり、平成21年の24.1%から8.0%減少している。

平成24年の年間販売額減少の原因としては、人口減少や町内景況の停滞等による影響のほか、店舗数、従業員数の減少、近隣市町への大型店の出店等による消費の流出拡大などと考えられ、本町商業を取り巻く環境は依然として厳しい。買物動向調査の市町村間流動によると、新潟県、長井市、米沢市の順に消費の流出が顕著である。平成21年と比較すると新潟県や長井市、南陽市や川西町の割合が上昇し、これらの影響から町内における消費の割合は減少しており、消費行動の分散化が見られる。さらに、インターネットや通信販売、カタログ販売の利用率も上昇している。これは本町の地理的事情と情報化の進展等に起因するものと考えられるが、手軽で豊富な商品数から選択できるインターネット、通信販売等の需要が高まっている。

一方、小国いきいき街づくり公社では、白い森ショッピングセンターアスモ内に町内の特選品を一堂に展示、販売する「まちの駅」の開設や「たかきぶうどん」の開発、インターネット販売サイト「おぐにもん」の開設など、販売促進に取り組んでいる。

商業の推移

（単位：百万円、人、カ所）  
（資料：山形県商業統計調査結果報告書）

| 区分    | 年間販売額 | 従業員数 | 商店数 |
|-------|-------|------|-----|
| 昭和51年 | 4,777 | 610  | 232 |
| 昭和54年 | 6,191 | 615  | 230 |
| 昭和57年 | 7,854 | 612  | 224 |
| 昭和60年 | 9,803 | 597  | 209 |
| 昭和63年 | 8,227 | 624  | 204 |
| 平成3年  | 8,932 | 608  | 201 |
| 平成6年  | 9,879 | 621  | 183 |
| 平成9年  | 8,561 | 563  | 165 |
| 平成11年 | 9,395 | 559  | 166 |
| 平成14年 | 7,961 | 525  | 147 |
| 平成16年 | 7,631 | 576  | 153 |
| 平成19年 | 7,980 | 505  | 129 |
| 平成24年 | 5,554 | 403  | 92  |

### 2 基本的な対策

町の人口構成や消費者ニーズを適確に把握し、各年代層に応じた商品構成を進めるなど個店の魅力

づくりのほか、朝市やお祭りなど地域密着型の各種イベントといったソフトサービスを小国いきいき街づくり公社と連携しながら、開発、提供し、子どもからお年寄りまで楽しく買い物ができる商業空間づくりを目指していく。また、商店街組織が現在実施しているプレミアム付き商品券の発行や宅配サービス事業への支援を継続するとともに、地域おこし協力隊など外部人財を登用しながら、ICTを活用した商業活動、販売戦略の構築などにより、個性ある中心商店街を形成していく。そのうえで、より活気のある中心商店街にしていくためには、住宅空間としての魅力を備えていることが求められることから、にぎわいのある「まちなか居住」の促進を図っていく。

加えて、四季を通じて本町を訪れる観光客や国道113号の利用者等を対象として、各交流施設との連携や道の駅機能を強化することにより、町中心部、商店街に導く展開を図り、新たな消費者、利用者の拡大を目指していく。さらには、首都圏などにアンテナショップを整備し、町の情報発信とともに販路の拡大に努めていく。

### 3 自立促進計画

本計画において、商業の振興に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                | 事業<br>主体 | 備考    |
|--------------|----------------------|---------------------|----------|-------|
| 1 産業の振興      | (7) 商業<br>その他        |                     |          |       |
|              |                      |                     |          |       |
|              |                      | 商業基盤施設整備事業          | 町        |       |
|              | (9) 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                     |          |       |
|              |                      | 白い森ブランド確立事業         | 町        | 9 節掲載 |
|              |                      | 小国いきいき街づくり公社支援事業    | 町        |       |
|              |                      | 地域商業サービス支援事業        | 町        |       |
|              | (10) その他             |                     |          |       |
|              |                      | 6次産業化ネットワーク事業       | 町        |       |
|              |                      | 中心商店街活性化計画策定支援事業    | 町        |       |
|              |                      | 小国町商工業経営安定化資金緊急融資事業 | 町        |       |
|              |                      | 山形県信用保証協会保証料補給事業    | 町        |       |
|              |                      | 商工会運営費補助金           | 町        |       |
|              |                      | 小国町地域経済活性化懇話会事業     | 町        |       |
|              |                      | 地域おこし協力隊受入事業        | 町        |       |

## VI 観光・交流の振興

### 1 現況と問題点

観光白書によると、平成25年度における国民1人当たりの国内宿泊観光旅行回数は、1.43回と推計され、対前年度比で5.9%増加している。また、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行宿泊日数は、2.35泊と推計され、対前年度比9.8%増となっている。これは、近年の国際関係や円安の影響により、海外旅行から国内旅行にシフトする動きが出てきたことが主な要因として考えられる。また、近年、交流居住や二地域居住、「体験型・交流型」旅行に対するニーズが高まっており、グリーンツーリズムを含む「新たな旅行（ニューツーリズム）」への参加にあたっては、自然、食文化、祭りや伝統芸能等、農山漁村に関係するものに多くの期待が寄せられている。

しかし本町においては、観光者数調査によると、平成26年における入込者数は403,700人で、3年前の平成23年と比較すると14,400人（3.4%）減少している。入込者数の内訳は、白い森公園中央基地が281,300人で平成23年比4.3%の減、飯豊山麓交流ゾーンは92,308人で1.7%の減、朝日山麓交流ゾーンは19,300人で4.3%の増、伝統文化ふれあいゾーンは2,714人で59.6%の増、湖畔の森ふれあいゾーンは8,041人で20.9%の増となっている。

入込数減少の原因については、長引く国内景気低迷の影響を受けたこと、旅行者のニーズが多様化、個性化していること、各交流基地施設の経年劣化が進んでいること、各施設の交流プログラム不足等が考えられる。そのため、平成26年度に「小国町観光交流推進協議会」を組織して総合的なPRと情報発信や受入体制整備などに取り組むほか、観光大使やふるさと大使を任命し、首都圏などでの情報発信機能の強化を行っている。

一方、平成18年4月に温身平が全国初の森林セラピー基地の一つとして認定されて以後、基地内の看板設置等環境整備や各種モニターツアーの実施、セラピーアテンダントの育成、セラピー弁当の開発などに取り組んだことにより、案内利用、入り込み者数も年々拡大しており、観光わらび園や飯豊、朝日連峰等本町固有で他に誇る地域特産物や自然景観といった資源は、訪れる人々から変わらない支持と評価を得ている。また、山菜、峠道、雪、マタギといった本町独特の生活文化や地域資源を素材とした交流イベントも定期的開催されているほか、横川ダム上流における白い森おぐに湖でのワカサギ釣りやパークゴルフは、その知名度を上げており、新しい小国のレジャーとして定着しつつある。こうしたことから集落と各交流施設、各交流ゾーン間との連携を強化しながら、観光ネットワークをつくりあげる必要がある。

また、人口減少・少子高齢化により、町内経済の縮小や集落機能の維持力の低下が課題となる中、観光・交流事業を通じ、小国町の生活や文化、自然に共感する人たちを増やし、そうした方々の力を活用しながら、人口減少による機能低下を補完していく仕組みづくりが求められている。

### 2 基本的な対策

#### (1) 多面的な観光・交流の促進

各交流施設や遊休施設を有効活用した集客交流に取り組むとともに、絶景を見渡せる巨大な橋やダムといった特色あるインフラ施設を見学する「インフラツーリズム」が注目を集めるなど、あらゆるところに観光資源としての価値があることから、土木施設を含め新たな観光資源の掘り起こしに取り

組んでいく。こうした取り組みを着実に推進していくためには、各分野の連携によるマネジメント機能が必要であり、その役割を果たす体制の構築を図っていくとともに、各交流施設の機能強化や、老朽化が進む施設については改築を含めた整備を進める。なお、総合計画基本構想で設定した、6つの地域づくり基盤をベースに、それぞれの地域が持つ地域資源、交流素材を活用した5つの空間を設定し、それぞれの交流ゾーンにおける新たな魅力付けと連携を強化していく。

### (1) 白い森公園中央基地（中央地区）

- 山村の快適さと都市の利便さを兼ね備えた多目的なふれあい空間の形成

### (2) 朝日山麓交流ゾーン（北部地区）

- 朝日山麓の地域資源を活用したふれあい空間の創出

### (3) 飯豊山麓交流ゾーン（南部地区）

- 飯豊山麓の地域資源を活用したコミュニティゾーンの形成

### (4) 伝統文化ふれあいゾーン（沖庭地区）

- 伝説と農民芸能をベースにした伝統文化ゾーンの形成

### (5) 湖畔の森ふれあいゾーン（東部、白沼地区）

- 横川ダムと湖畔一帯の地域資源を活用したふれあいゾーンの形成

また、観光協会、地域コミュニティ等関係諸団体が「おぐに石楠花まつり」、「雪の学校」をはじめいくつかのイベントを開催しているので、町外からの一層の入込者増を確保していく環境を整えるとともに季節的格差の是正も図っていく。このため、未利用資源の発掘、評価、商品化と関係諸団体の連携システムを構築しながら総合産業化を進めるとともに、産業観光などの可能性も探りながら、四季折々に多彩な交流プログラムの開発と来訪者の観光需要に応じたサービスの提供を図っていく。さらに、地域などで行っているイベント関係住民の連携を図り、それぞれのイベントを有機的につなぐことにより、より魅力的なプログラムの開発を図るとともに、イベントに参加した方々に対して引き続きアプローチする仕組みを構築し、小国のファン、リピーターの増加を図っていく。

また、道の駅のインフォメーション機能や特産品販売の充実など、その魅力、機能強化に取り組むとともに、森林セラピーアテンダントや森林インストラクターなど観光ボランティアの育成に努める。さらに道路交通通信ネットワークの整備を図り、町内を回遊しやすい環境を整備する。加えて、近年海外から日本への旅行者が増えていることから、インバウンドなどのプログラム開発に取り組むとともに、案内標識やパンフレット、公共施設での公衆Wi-Fiなど、環境整備に取り組む。そして、近年急速に普及したSNSなどを活用し、積極的な情報発信を行うことで、「白い森おぐに」のブランド化とともに、町全体の知名度の向上を図る。

さらには、各交流施設の老朽化が進んでいることから、その機能強化も含め、交流基盤の整備に取り組む。

一方、平成29年には東北中央自動車道飯坂一米沢間が開通する予定であり、新たな人の流れが見込まれることから、周辺地域（置賜地域・新潟県内市町村など）との連携強化を図り、広域的な取り組みを展開し、飯豊連峰・朝日連峰への登山などの山岳観光も含め、様々な魅力を来訪者に提供して、多面的な観光・交流の推進を図る。

## (2) 森林セラピーの推進

セラピーアテンダント等の人財育成に努め、マタギ文化や年中行事、食文化を素材に取り入れたプ

プログラムの開発や森林環境教育や木育の実践の場として展開していく。町内には、温身平に加え、朝日山麓に広がる「おぐに白い郷土の森」や「針生平」、町中心部の「健康の森横根」など豊かな森林環境が広がっていることから、森林レクリエーションの用に供する公益的機能空間としての位置づけに加え、企業とのタイアップによる保養施設としての活用や癒しの空間としての機能を付加しながら、森林空間の整備とそのネットワーク化を図っていく。そのうえで、小国の暮らしを楽しむ交流型の移住・交流の推進を図りながら、森林の多面的な利用と都市と農山村の共生・対流を実現していく。

### (3) 交流・連携・協働の推進

観光面における交流をはじめ、多様な交流の推進と小国町の魅力を発信しながら、ファンを増やし、さらなる交流を図ることによって、小国町の生活や文化、自然に共感する人々を増やし、そうした人の中から、本町の地域資源を活用した産業おこしや不足する人財確保につながるよう取り組みを進め、さらに、移住・定住につながるよう施策を展開する。

## 3 自立促進計画

本計画において、観光・交流の振興に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)     | 事業<br>内<br>容                         | 事業<br>主体 | 備考    |
|--------------|------------------|--------------------------------------|----------|-------|
| 1 産業の振興      | (8) 観光又はレクリエーション |                                      |          |       |
|              |                  | 小国町サイン計画事業                           | 町        |       |
|              |                  | 道の駅整備事業                              | 町        | 9 節掲載 |
|              |                  | 交流施設省エネ化推進事業                         | 町        | 9 節掲載 |
|              |                  | 飯豊山麓交流ゾーン拠点施設整備事業、飯豊温泉整備事業           | 町        | 9 節掲載 |
|              |                  | 平岩山避難小屋整備事業                          | 町        | 2 節掲載 |
|              |                  | 朝日登山道吊り橋整備事業                         | 町        | 2 節掲載 |
|              | (9) 過疎地域自立促進特別事業 |                                      |          |       |
|              |                  | 白い森ブランド確立事業                          |          | 9 節掲載 |
|              |                  | 情報発信推進事業                             | 町        | 9 節掲載 |
|              |                  | 移住交流推進事業                             | 町        | 9 節掲載 |
|              |                  | インバウンド推進事業                           | 町        | 9 節掲載 |
|              |                  | 首都圏等における小国町関係者組織化事業                  | 町        | 9 節掲載 |
|              | (10) その他         |                                      |          |       |
|              |                  | 観光キャンペーン推進事業・観光大使設置事業                | 町        |       |
|              |                  | 観光振興計画策定事業                           | 町        |       |
|              |                  | 観光施設管理運営事業、横根スキー場維持管理事業              | 町        |       |
|              |                  | 観光施設維持管理事業、横根スキー場維持管理事業              | 町        |       |
|              |                  | 小国町観光協会運営支援事業                        | 町        | 補助金   |
|              |                  | 観光施設管理費                              | 町        |       |
|              |                  | 温泉温度湯温低下対策事業                         | 町        |       |
|              |                  | おぐに夏まつり開催費、おぐに石楠花まつり開催費、観光交流推進協議会補助金 | 町        |       |
|              |                  | 森林セラピー推進事業                           | 町        |       |
|              |                  | 温泉健康館解体事業                            | 町        |       |
|              |                  | アンテナショップ設置事業                         | 町        |       |

|  |  |                |   |  |
|--|--|----------------|---|--|
|  |  | 水源の郷交流広場管理事業   | 町 |  |
|  |  | イベント支援団体連合創設事業 | 町 |  |
|  |  | 小国ファンクラブ創設事業   | 町 |  |
|  |  | ふるさと納税返礼品送付事業  | 町 |  |

## 第2節 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### 1 現況と問題点

#### (1) 道路

本町は、737.56㎢という広大な面積を有している。その中に100余りの集落が点在しており、集落間の移動や町外への移動を容易にするため、国道113号、主要地方道、一般県道等を組み合わせた町内交通ネットワークづくりを進めてきた。その結果、平成26年における国、県、町道の合計は313路線、総延長372.8kmとなり、平成21年と比較すると4路線、0.5km増加している。

しかし、本町を横断する国道113号が災害等により通行不能となった場合には、他市町村との往来が不可能となってしまう恐れがある。また、東日本大震災の際は、被災地と日本海側を結ぶ路線として交通量が増大し、日本列島の横軸としてその重要性が見直されている。そのため、新たな道路交通網の整備とあわせ、未だ狭隘な橋梁の整備についても課題となっている。

##### 【国 道】

新潟県新潟市と福島県相馬市を結ぶ国道113号は、本町のほぼ中央部を東西に横断し、本町が四季を通じて他の地域と連絡できる唯一の路線であり、町発展に極めて重要な役割を果たしている。昭和50年の全線開通以後、周辺市町村及び県都山形市、新潟市等へのアクセス時間の大幅短縮や新宇津トンネルの開通、防雪柵の設置等により冬季交通の安全性の向上が図られている。

しかし、通行車両の大型化や増大に伴い、市街地での交通事故が多発していることから、損傷の顕著な隘路や、急カーブ等危険箇所の改良が課題となっている。

##### 【県 道】

県道は、国道を軸に町の南北に伸びており、町中心部と米沢方面を結ぶ主要地方道川西小国線と、国道と平行する形で南部地域と東南部地域とを結ぶ主要地方道玉川沼沢線のほか、一般県道2路線が主要集落を結ぶ動脈となっている。平成26年4月の整備状況は、実延長79.3kmで改良率が84.1%、舗装率が86.4%となっており、いずれも県平均を下回っている。また、整備済の路線についても、歩道が未設置であるなど安全性が確保されていない箇所があるため、その二次改良が必要である。

##### 【町 道】

町道は、平成26年4月現在、307路線あり、国・県道からさらにその支線として各集落に入っており、実延長は267kmを超える。整備状況は、1・2級町道の改良率が57.7%、舗装率が62.5%、その他町道は改良率が46.2%、舗装率が51.2%となっているが、県平均と比較するとその水準は低い。また、いずれも末端集落まで放射線状に伸びる道路になっているため、これらを周回できるネットワークが必要である。生活関連道路については、ほぼ整備は終わっているが、今後は適切な維持管理による長寿命化と、生活環境の変化に伴って二次改良を検討する必要がある。

##### 【地域高規格道路】

新潟山形南部連絡道路は、新潟県村上市から山形県東置賜郡高島町に至る延長80kmの道路である。本町は、総延長の3割にあたる約25kmの区間を有しているが、平成11年12月に、本町市街地を中心とする小国道路約12kmが調査区間に指定された。平成21年3月には赤湯バイパスと荒川道路が供用開始され、現在は梨郷道路及び鷹ノ巣道路が整備区間として事業が進められている。平成26年3月には小国道路約12kmが計画段階評価を進めるための調査に着手されるなど、着実な進捗がみられており、今後も新潟山形南部連絡道路建設に向けた意識啓発活動や、関係機関への要望活動を積極的

に実施していく必要がある。

道路の整備状況（平成26年4月1日現在）

（単位：m、資料：道路台帳（地域整備課資料） 他）

| 種別 | 路線数   | 実延長    | 改良済     |         | 県平均<br>改良率 | 舗装済     |        | 県平均<br>舗装率 |
|----|-------|--------|---------|---------|------------|---------|--------|------------|
|    |       |        | 延長      | 改良率     |            | 延長      | 舗装率    |            |
| 国道 | 1     | 25,891 | 25,891  | 100.0%  | 95.6%      | 25,891  | 100.0% | 97.7%      |
| 県道 | 主要地方道 | 2      | 50,463  | 38,484  | 76.3%      | 40,309  | 79.9%  | 93.5%      |
|    | 一般県道  | 3      | 28,875  | 28,238  | 97.8%      | 28,238  | 97.8%  | 88.8%      |
|    | 小計    | 5      | 79,338  | 66,722  | 84.1%      | 68,547  | 86.4%  | 90.9%      |
| 町道 | 1級    | 13     | 41,648  | 31,596  | 75.9%      | 33,726  | 81.0%  | 93.6%      |
|    | 2級    | 39     | 60,266  | 27,188  | 45.1%      | 29,989  | 49.8%  | 86.5%      |
|    | その他   | 255    | 165,681 | 76,475  | 46.2%      | 84,910  | 51.2%  | 76.8%      |
|    | 小計    | 307    | 267,595 | 135,259 | 50.5%      | 148,625 | 55.5%  | 80.2%      |
| 合計 |       | 313    | 372,824 | 227,872 | 61.1%      | 243,063 | 65.2%  | 83.0%      |

### 【冬季交通の確保】

全国屈指の豪雪地帯である本町にとって、冬期間の交通の確保は、地域住民の日常生活や産業経済活動において極めて重大である。国道・一般県道についてはほぼ100%、主要地方道については57.1%の除雪率となっており、豪雪地帯の冬季交通は確保されている。町道の除雪率は43.8%であるが生活関連道路については概ね全てを除雪している。しかし、近年の気象条件の変化や少子高齢化の進行などに伴い、除排雪に対する住民のニーズは年々多様化している。

冬季交通の確保状況

（単位：m）

（平成26年度現在）

（資料：米沢国道維持出張所・置賜総合支庁西置賜道路計画課・地域整備課資料）

| 区分    | 総延長     | 総数      |        | 常時除雪    |        | 随時除雪  |      |
|-------|---------|---------|--------|---------|--------|-------|------|
|       |         | 延長      | 率      | 延長      | 率      | 延長    | 率    |
| 国道    | 25,891  | 25,891  | 100.0% | 25,891  | 100.0% | —     | —    |
| 主要地方道 | 50,463  | 28,800  | 57.1%  | 28,800  | 57.1%  | —     | —    |
| 一般県道  | 28,876  | 28,700  | 99.4%  | 28,700  | 99.4%  | —     | —    |
| 町道    | 267,593 | 117,209 | 43.8%  | 107,642 | 40.2%  | 9,567 | 3.6% |
| 生活関連道 | 113,359 | 113,359 | 100.0% | 104,812 | 92.5%  | 8,547 | 7.5% |

除雪機械等

（単位：台、人）

（平成26年度現在）

（資料：米沢国道維持出張所・置賜総合支庁西置賜道路計画課・地域整備課資料）

| 区分 | 保有台数 |           |              |             |            |             |     | 借上車 | オペレータ |    | 委託者 |
|----|------|-----------|--------------|-------------|------------|-------------|-----|-----|-------|----|-----|
|    | 総数   | 除雪<br>ドーザ | ロータリー<br>除雪車 | ショベル<br>ローダ | 除雪<br>グレーダ | 高速圧雪<br>整正機 | その他 |     | 職員    | 雇用 |     |
| 国  | 18   | 1         | 4            | —           | 2          | 4           | 7   | —   | —     | —  | 1   |
| 県  | 16   | 9         | 5            | —           | —          | —           | 2   | —   | —     | —  | 3   |
| 町  | 26   | 9         | 16           | 1           | —          | —           | —   | 17  | —     | 13 | 11  |

## (2) 交 通

### ① J R 米坂線

J R 米坂線は、昭和 11 年に開通した太平洋側と日本海側を結ぶ幹線であり、本町及び沿線地域の産業振興の社会基盤として極めて重要な役割を果たしている。町域のほぼ中央部を国道 113 号と平行して走る本路線は、現在、米沢～新潟を結ぶ快速 2 本を含め、小国駅発着の便は 14 本が運行されている。

しかし、自動車に比べ自由に移動できず、時間的な制約が多いことから、その利用者は年々減少傾向にあり、最も利用者の多い小国駅であっても一日平均利用客数は、平成 26 年度で 98 人となっている。

こうしたことから、昭和 61 年に沿線の関係市町村で「米坂線整備促進期成同盟会」を設立し、利用者の確保に努めるとともにその存続に向けて運動を展開している。

### ② 町営バス

町内の公共交通機関として、昭和 26 年に国鉄バス（後の J R バス）が運行を開始し、その時々の交通事情に対応しながら、町民の足となる便を確保してきた。しかし、J R 米坂線と同様に車社会の急激な進展に伴いその乗客数が減少し、平成 7 年 3 月に撤退した。それに代わる交通機関として、町では町営バスの運行を開始した。平成 12 年からは、市街地を巡回する循環バスの運行を開始しており、その後、運賃の見直しや、時刻・ルートの改正など、利便性の向上を図っている。しかし、登山利用者の減少（マイカーへの移行）、利用児童の減少などを背景として、年間利用者数は平成 12 年の 63,316 人をピークとして平成 17 年には 43,793 人へ、1 日あたり利用者数は平成 12 年の 173 人から平成 17 年には 120 人へとそれぞれ 3 割以上減少し、その後も減少が続いていた。このため、平成 20 年 3 月には「小国町地域公共交通会議」が設置され、移動が制限される高齢者の移動手段の確保、効率的で持続可能な公共交通サービスを確立するため、小国町地域公共交通総合連携計画を策定し、この計画に基づき、平成 21 年 4 月からは金目線においてデマンドタクシーの実証運行が開始された。また、スクールバス車両の空き時間を利用した循環線内循環を平成 25 年 1 月から運行し、平成 26 年 4 月にはさらに 1 経路増便した。その結果から平成 26 年度の利用者数は前年比 23.5% と大きく増加している。

平成 27 年 4 月現在、8 路線 11 系統で運行しており、うち 3 路線についてはデマンドタクシーによる運行を行っている。

町営バス利用者の推移

(単位：人、資料：町民税務課資料)

| 区分      | 昭和 59 年  | 昭和 60 年  | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|---------|----------|----------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | (4～12 月) | (4～12 月) | (通年)   | (通年)   | (通年)    | (通年)    | (通年)    | (通年)    | (通年)    | (通年)    | (通年)    |
| 利用者     | 8,330    | 6,561    | 15,010 | 48,449 | 63,316  | 43,793  | 41,592  | 37,158  | 33,369  | 32,574  | 40,222  |
| (1 日平均) | 32.2     | 25.3     | 41.1   | 132.7  | 173.5   | 120.0   | 114.0   | 101.8   | 91.4    | 89.2    | 110.2   |
| 伸び率     | -        | -21.2%   | 128.8% | 222.8% | 30.7%   | -30.8%  | -5.0%   | -10.7%  | -10.2%  | -2.4%   | 23.5%   |

## (3) 通 信

### ① 移動体通信

平成 9 年、町内市街地エリアで携帯電話の使用が可能となり、平成 14 年以降は移動通信用鉄塔施

設が各地域に整備され、現在ではほぼ町内全域が携帯電話の利用可能エリアとなっている。

しかし、広大な面積と山間地域という地理的条件から、末端集落やトンネルを含めた国道 113 号沿線等においては、一部未だに使用できない地域があるため、通行客や交流者、地元住民から、利用エリアの拡大が望まれている。

### ②テレビ等放送中継施設

本町は地形的な制約から、テレビ等の放送受信施設を町内に設置しなければ受信することができない。このため、平成 7 年と 11 年に民放テレビ会社が実施する放送中継基地建設に対して負担措置を講じてきた。さらに、ラジオの受信においても同様に平成 7 年に民放 1 社の受信施設を整備した。

テレビ放送については、平成 23 年に地上デジタル放送が開始されたが、地上デジタル放送を受信するための施設整備や新たな難視聴地域の解消対策を行った。

### ③防災無線

災害時に対応する防災無線は、昭和 57 年に山形県防災無線の支局が役場庁舎に開局されたが、全町をカバーする機能は未整備である。また、雨量については、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所、飯豊山系砂防事務所等が設置した町内各地の雨量観測所のデータが光ファイバーによって瞬時に役場庁舎に転送されるシステムが確立されている。また、災害時の県との通信手段として、平成 14 年度に消防防災システムが整備された。今後は、町民に対する効果的で迅速な災害情報の伝達システムの整備する必要がある。

### ④光ファイバー

平成 27 年度情報通信白書によれば、平成 26 年末における我が国のインターネット利用者は、1 億 18 万人と推計され、平成 21 年と比較すると 610 万人、6.5%増加しており、人口普及率は 82.8%となっている。また、端末別インターネット利用状況では、自宅のパソコンが 53.5%と最も多く、次いで、近年普及が進んでいるスマートフォンが 47.1%となっている。

本町においても、インターネット利用者は、年々増加傾向にあるものと予測され、手軽に情報の受発信が可能な環境が整備されている。町では、平成 9 年からホームページを開設しているが、アクセス数は平成 20 年度には年間 12 万件を超え、平成 26 年度には年間約 13 万 7 千人、1 日平均 375 件を数えている。

平成 22 年度には町内ほぼ全域で光ファイバーが整備され、携帯電話基地局の設置と併せて他地域との格差も解消されつつある。近年、技術革新と普及めざましい、インターネットや SNS などの ICT 環境は、物理的、人的条件の厳しい過疎地域において、情報収集・発信はもとより、防災、福祉、産業、観光、教育など、あらゆる面で効率的にその対策に活用できる優れたツールの一つであることから、今後は、町民生活の利便性の向上や行政サービスの効率化等に向けて、有効的な利活用率の向上について検討を行う必要がある。

## (4) 地域間交流

近年の観光は、その地域でなければ体験できない自然、温泉、歴史、文化などに親しみ、さらに心のゆとりや癒しを求める傾向が強まっていることから、高速道路の割引や無料化実験等のさまざまな要因とあわせ、本町の豊かな自然や独特の文化を求めるニーズは高まっている。こうしたことから、森林セラピー事業をはじめ各種交流事業についても、ニーズにあった交流の方向性を検討するとともに、高齢者層や仕事を退職した団塊世代の取り込みが重要となっており、本町の持つ豊かな自然環境、森林資源、生活文化、温泉等の素材を再評価し、ハードとソフトの両面から地域間のネットワークを充実させ、交流基地を相互にリンクさせるなど、新たな価値を模索する必要があるとともに、若い世

代においては自然をフィールドとした、多様なニューツーリズムも実現できる地域性を活かし交流することが大切である。

## 2 基本的な対策

### 【道路整備】

住民の生活行動範囲の広域化への対応や産業の振興、多面的な交流の促進による地域の活性化を図っていく基盤となる道路交通網の整備を強化していく。

まず、国道 113 号は、本町において四季を通じて外に通じることができる唯一の道路であり、住民生活や産業基盤を支える上で重要な役割を果たしている。市街地の狹隘箇所や急カーブでは、車輛の大型化や交通量の増大などに伴って、交通事故が多発していることや、災害時の周辺町村との交通の確保等を考慮しながらその改良を引き続き要望し、安全で快適な道路環境の整備を進めていく。

新潟山形南部連絡道路は、日本海国土軸と北東国土軸とを連結させ、多軸型国土の形成に大きく寄与するとともに、多面的な地域間交流を促進し、既存企業の拡大や新たな産業の創出、若者の定住、さらには災害時の緊急輸送路確保や救急時の搬送時間の短縮など医療防災の観点からも大きな効果が期待されている。現在計画段階評価に向けた調査が実施されている小国道路をはじめ、全線の早期建設を実現していくためには、新潟・山形両県の 14 の関係自治体などで組織している新潟山形南部連絡道路建設促進期成同盟会と共に、今まで以上に早期実現に向けた関係機関・団体への運動を展開していく。また、高規格道路が本町にもたらす経済効果や関連産業への波及効果等を踏まえ、市街地周辺における土地利用計画の策定や本道路を利用した効果的な地域活性化の方向性を検討していく。

町道については、住民生活の利便性と安全性を確保していくことを基本に、新たな地域間交流、産業の振興、災害対応に結びつく路線の優先整備と町内道路ネットワークの強化を図っていくとともに、計画的な修繕等、持続的活用に向けた対応を強化していく。

### 【公共交通機関】

鉄道については、J R 米坂線の運行時間や本数、さらに新幹線との連絡機能の向上を米坂線整備促進期成同盟会の活動を通じて働きかけていく。

町営バスについては、運行実績を考慮した車輛の計画的更新を行うとともに、小国町地域公共交通会議で運行経路や運行ダイヤ、料金設定の見直しを図りながら、その利便性を高めていくほか、デマンドタクシーやスクールバスとの連携、複合化による交通弱者に優しく利用しやすい地域内交通システムの在り方を検討していく。

また、鉄道や町営バスの運行時間や乗継時間などについては、住民にとって一層利用しやすい条件整備を継続していく必要がある。

さらには、平成 27 年度に策定した小国町地域公共交通網形成計画に基づき、地域住民との協働のもと、公共交通の空白地域内における高齢者の見守りや集会所への移動のための交通手段について、町営バスとの接続によるネットワーク化を目指し検討を行っていく。

### 【通信施設】

通信分野においては、携帯電話の普及に対応するため、さらにサービスエリアの拡大をさまざまな手法を検討しながら実現していく。また、テレビについては、NHK 共聴において光ケーブルへの敷設替えを進めていることから、町内の共聴組合の負担軽減のため支援を行っていく。

本町においては、ほぼ全域に光ケーブルが敷設されていることから、今後は、モバイル機器に対応し、より利便性の高い情報通信環境を整備して、さらなる交流促進や情報発信機能の向上を図るため、公共施設等での公衆Wi-Fiの整備促進を図っていくほか、多方面でのICTの効果的な利活用に

について検討し、推進していく。また、さらなる普及促進を図るため、情報通信基盤の整備促進について関係機関等へ働きかけていく。

#### 【地域間交流】

地域間交流については、二地域居住や交流居住、U J I ターンによる移住、定住など、様々な形態による地域間交流を積極的に促進し、交流から移住へ結びつく仕組みを構築していく。また、交流の核というべき交流施設の基盤整備や相互の連携により、その役割の強化に努める。交流や移住希望者に対する情報案内機能の整備もあわせて充実していく。さらに、多様な交流や連携を進め、災害時における迂回路の役割も果たす広域交流道路の整備を促進していく。

### 3 自立促進計画

本計画において、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分                          | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容               | 事業<br>主体 | 備考    |
|---------------------------------------|---------------------------------|--------------------|----------|-------|
| 2 交通通信体系の整備、<br>情報化及び<br>地域間交流<br>の促進 | (1) 町道<br>道路                    |                    |          |       |
|                                       |                                 |                    |          |       |
|                                       |                                 | 長者原内川線道路整備事業（改良）   | 町        |       |
|                                       |                                 | 若山金目線道路整備事業（改良）    | 町        |       |
|                                       |                                 | 松岡黒沢峠線道路整備事業（改良）   | 町        |       |
|                                       |                                 | 小坂町朝篠線道路整備事業（改良）   | 町        |       |
|                                       |                                 | 伊佐領請向線道路整備事業（改良）   | 町        |       |
|                                       |                                 |                    |          |       |
|                                       |                                 | 橋梁長寿命化修繕事業         | 町        |       |
|                                       |                                 | 松岡黒沢峠線道路整備事業（改良）   | 町        |       |
|                                       | 橋梁                              |                    |          |       |
|                                       |                                 |                    |          |       |
|                                       | その他                             |                    |          |       |
|                                       |                                 | 町道防雪（雪崩対策）施設整備事業   | 町        | 3 節掲載 |
|                                       | (3) 林道                          |                    |          |       |
|                                       |                                 | 森林管理道沼沢線開設事業       | 県        | 1 節掲載 |
|                                       |                                 | 林業専用道間瀬線外整備事業      | 町        | 1 節掲載 |
|                                       |                                 | 木ノ根沢林道整備事業         | 町        | 1 節掲載 |
|                                       | (5) 電気通信施設等情報化のための施設<br>通信用鉄塔施設 |                    |          |       |
|                                       |                                 |                    |          |       |
|                                       |                                 | 携帯電話受益エリア拡大促進事業    | 町        |       |
|                                       |                                 |                    |          |       |
|                                       |                                 | 県防災行政通信ネットワーク再整備事業 | 県・町      |       |
|                                       | (9) 地域間交流                       |                    |          |       |
|                                       |                                 | 平岩山避難小屋整備事業        | 国        | 1 節掲載 |
|                                       |                                 | 朝日登山道吊り橋整備事業       | 国        | 1 節掲載 |
|                                       | (10) 過疎地域自立<br>促進特別事業           |                    |          |       |
|                                       |                                 | 公共交通運行事業           | 町        |       |
|                                       |                                 | 地域公共交通再編事業         | 町        |       |
|                                       | (11) その他                        |                    |          |       |
|                                       |                                 | 米坂線整備促進期成同盟会負担金    | 町        |       |

|  |  |                         |   |       |
|--|--|-------------------------|---|-------|
|  |  | 地域情報化推進事業               | 町 |       |
|  |  | 林道補修事業                  | 町 | 2 節掲載 |
|  |  | 林道施設維持管理事業              | 町 | 2 節掲載 |
|  |  | 町道舗装補修工事（社会資本整備総合交付金事業） | 町 |       |
|  |  | 新潟山形南部連絡道路建設促進期成同盟会負担金  | 町 |       |

## 第3節 生活環境の整備

### 1 現況と問題点

#### (1) 水道施設

水道施設としては、上水道1箇所、簡易水道7箇所、専用水道1箇所が設置されている。平成25年における水道普及率は70.6%に止まっているが、本町の場合、広大な行政区域内の中に100余りもの集落が散在していることがその要因となっている。

上水道は、水源環境等の変化による水不足や施設の老朽化が進んでおり、安定水量を確保するため新水源の開発と漏水事故対策及び施設や設備の計画的な改修を行っているが、経営の健全化を図る上で財源の確保が必要となっている。

地理的条件から、全町的な上水道の普及は難しい状況にあり、簡易水道事業区域や未普及地区へより「安全で安心な水」を安定して供給するための方策を検討する必要がある。

平成26年度における一世帯あたりの1日給水量は0.83 m<sup>3</sup>であり、平成22年度の0.78 m<sup>3</sup>と比較すると0.05 m<sup>3</sup>増加している。

水道普及率

(単位：人、%、資料：山形県統計年鑑（市町村別の水道普及状況）)

| 区 分    |       | 昭和55年  |      | 昭和60年  |      | 平成2年   |      | 平成7年   |      |
|--------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|        |       | 現在給水人口 | 普及率  | 現在給水人口 | 普及率  | 現在給水人口 | 普及率  | 現在給水人口 | 普及率  |
| 施設別普及率 | 総 数   | 7,283  | 60.1 | 7,920  | 66.0 | 5,969  | 53.1 | 7,808  | 73.5 |
|        | 上 水 道 | 5,524  | 45.6 | 5,754  | 47.9 | 5,172  | 46.0 | 5,339  | 50.2 |
|        | 簡易水道  | 709    | 5.9  | 666    | 5.5  | 797    | 7.1  | 719    | 6.8  |
|        | 専用水道  | 1,050  | 8.7  | 1,500  | 12.5 | 0      | 0.0  | 1,750  | 16.5 |
| 行政区域人口 |       | 12,113 |      | 12,001 |      | 11,241 |      | 10,628 |      |

| 区 分    |       | 平成12年  |      | 平成17年  |      | 平成22年  |      | 平成25年  |      |
|--------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|        |       | 現在給水人口 | 普及率  | 現在給水人口 | 普及率  | 現在給水人口 | 普及率  | 現在給水人口 | 普及率  |
| 施設別普及率 | 総 数   | 6,476  | 63.7 | 6,600  | 68.7 | 6,222  | 70.7 | 5,761  | 70.6 |
|        | 上 水 道 | 5,516  | 54.3 | 5,567  | 58.0 | 5,321  | 60.5 | 4,936  | 60.5 |
|        | 簡易水道  | 960    | 9.4  | 1,033  | 10.8 | 901    | 10.2 | 825    | 10.1 |
|        | 専用水道  | 0      | 0.0  | 0      | 0.0  | 0      | 0.0  | 0      | 0.0  |
| 行政区域人口 |       | 10,164 |      | 9,601  |      | 8,797  |      | 8,161  |      |

#### (2) 生活排水処理

公共下水道は、平成11年から市街地を中心に一部で供用開始し、計画的に整備を進めてきており、平成26年度末における全体計画面積256haの内202haが整備済みである。

また、整備済区域内人口は4,806人であり、実際に加入しているのは3,469人となっている。全体

計画区域の約 78.9%で供用開始しており、加入率は 72.2%である。水質保全と生活環境の向上の面から受益者負担軽減措置や利子補給等を行いながら加入の促進を図っている。一方、供用開始から 16 年が経過しており、既存施設の経年劣化も進んでいることから、施設の更新や長寿命化など、「生活排水処理施設整備計画」の見直しを行う必要がある。

また、浄化槽での処理人口は、平成 25 年度末現在、2,450 人であり、公共下水道の普及にあわせて減少を続けている。今後は単独浄化槽からの円滑な移行を指導するとともに、衛生面での環境改善を図る上から実情にあわせた生活排水処理施設の整備が求められている。

### (3) 廃棄物処理

ごみの減量と資源化のために、平成 5 年 4 月からごみの完全分別収集を開始し、平成 14 年 4 月以降は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「有害ごみ」「プラスチック包装」「ペットボトル容器」「缶」「びん」「古紙」「粗大ごみ」の 9 種類に細分化し回収している。

本町を含む置賜 3 市 5 町の可燃ごみは、平成 10 年 9 月から共同で建設した高島町にある千代田クリーンセンターで処理している。また、不燃ごみについては、平成 6 年 4 月から置賜広域行政事務組合長井クリーンセンターで処理している。平成 20 年には衛生組合連合会などがマイバッグ運動を展開するとともに、その後、町内の一部商店による「おぐにレジ袋削減推進協力店会」が組織され、平成 22 年 4 月からレジ袋無料配布が中止されるなど、ごみの減量化や再利用に加え、ごみを出さない生活習慣へ変えるための意識啓発を行ってきた。こうした

取り組み等により平成 26 年度のごみの総排出量は 1,967 t で、平成 21 年度の総排出量 2,061 t と比較すると 5 %程度減量している。しかし、住民 1 人の 1 日あたり生活系ごみの排出量は、519 g と置賜地域の中では、2 番目に多い排出量となっている。

ごみの収集は、民間業者に委託し、収集車 5 台でステーション方式により収集を行っている。地域別にみると中心部では可燃ごみを週 2 回、これ以外の地域は週 1 回、不燃ごみ、びん、ペットボトルは全町域で月 1 回、プラスチックは全町域月 2 回程度、また、古紙、缶等資源ごみについては、全町域で 2 ヶ月に 1 回収集している。家庭からのごみは、生ごみが 4 割程度を占めていることから、平成 25 年度からは生ごみ堆肥化モデル事業として、回収した生ごみから堆肥をつくり、協力農家がその堆肥で野菜を栽培し、販売や保育園で給食材料として使用する取り組みを行っている。

ごみ処理の推移

(単位：人、t、資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

| 区分      | 処理計画<br>人 口 | 処理<br>人口 | 処理率    | 年間総<br>排出量 | ごみ処理施設 |       |       |               |        |       | 自 家<br>処理量 |
|---------|-------------|----------|--------|------------|--------|-------|-------|---------------|--------|-------|------------|
|         |             |          |        |            | 年間総処理量 |       |       | 施設能力<br>(t/日) | 処理率    |       |            |
|         |             |          |        |            | 総数     | 焼却処理  | 埋立処理  |               | 総処理率   | 焼却処理率 |            |
| 昭和 45 年 | 13,935      | 6,133    | 44.0%  | 3,059      | 2,909  | 1,545 | 1,364 | 5.6           | 95.1%  | 50.5% | 150        |
| 昭和 50 年 | 12,736      | 12,456   | 97.8%  | 5,578      | 4,973  | 2,884 | 2,089 | 15.0          | 89.2%  | 51.7% | 605        |
| 昭和 55 年 | 12,420      | 12,358   | 99.5%  | 5,924      | 5,559  | 2,562 | 2,997 | 15.0          | 93.8%  | 43.2% | 365        |
| 昭和 60 年 | 12,144      | 11,134   | 91.7%  | 5,125      | 4,760  | 3,358 | 1,402 | 15.0          | 92.9%  | 65.5% | 365        |
| 平成 2 年  | 11,566      | 10,618   | 91.8%  | 3,989      | 3,643  | 2,716 | 927   | 15.0          | 91.3%  | 68.1% | 346        |
| 平成 7 年  | 10,899      | 10,218   | 93.8%  | 1,967      | 1,866  | 1,403 | 233   | 15.0          | 94.9%  | 71.3% | 101        |
| 平成 10 年 | 10,647      | 10,536   | 99.0%  | 2,775      | 2,749  | 2,086 | 217   | 15.0          | 99.1%  | 75.2% | 26         |
| 平成 12 年 | 10,547      | 10,547   | 100.0% | 2,716      | 2,716  | 1,904 | 339   |               | 100.0% | 70.1% |            |
| 平成 17 年 | 9,901       | 9,901    | 100.0% | 2,900      | 2,900  | 2,138 | 279   |               | 100.0% | 73.7% |            |
| 平成 22 年 | 8,981       | 8,981    | 100.0% | 1,892      | 1,892  | 1,657 | 162   |               | 100.0% | 87.6% |            |
| 平成 25 年 | 8,567       | 8,567    | 100.0% | 1,975      | 1,975  | 1,776 | 128   |               | 100.0% | 89.9% |            |

## (4) し尿処理

し尿については、現在、公共下水道、浄化槽、集落排水の3つの方法により処理している。平成13年度からはみなし浄化槽が設置できなくなったため、公共下水道供用区域以外については、合併浄化槽設置を進めている。農業集落排水事業については、平成14年度尻無沢地区、平成15年度には長沢地区と小玉川地区において実施している。農業集落排水事業は、規模のメリットを確保するため、住宅の連続性、放流場所の確保等が課題となるが、その条件を満たす地区では有効となっている。

浄化槽や公共下水道の普及により、生し尿は平成13年の4,463klから、平成25年は1,983klと半分以上となっており、今後は更に減少していくと思われる。し尿の処理は米沢クリーンセンター又は長井クリーンセンターまで運搬し、広域処理を行なっている。融雪期の処理量の増加や、運搬量、回数に伴い経費が増加するため、引き続き下水道加入や浄化槽設置を誘導していく。

し尿処理の推移

(単位：人,kl、資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

| 区分    | 処理計画人口 | 処理人口   | 処理率   | 年間総排出量 | し尿処理施設 |        |            | 自家処理量 |       |       |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|------------|-------|-------|-------|
|       |        |        |       |        | 年間総処理量 | 処理率    | 処理能力(kl/日) | 総数    | し尿浄化槽 | その他   |
| 昭和45年 | 13,935 | 6,133  | 44.0% | 3,327  | 3,127  | 94.0%  | 10         | 200   |       | 200   |
| 昭和50年 | 12,736 | 6,067  | 47.6% | 6,508  | 6,508  | 100.0% | 10         | 3,101 | 295   | 2,806 |
| 昭和55年 | 12,420 | 8,951  | 72.1% | 5,272  | 3,532  | 67.0%  | 20         | 1,740 | 478   | 1,262 |
| 昭和60年 | 12,144 | 10,032 | 82.6% | 4,543  | 3,398  | 74.8%  | 20         | 1,145 | 830   | 315   |
| 平成2年  | 11,566 | 8,761  | 75.7% | 5,410  | 3,977  | 73.5%  | 20         | 1,433 | 1,283 | 150   |
| 平成7年  | 10,899 | 7,841  | 71.9% | 6,467  | 4,655  | 72.0%  | 20         | 1,812 | 1,769 | 43    |
| 平成10年 | 10,647 | 6,719  | 63.1% | 7,103  | 4,683  | 65.9%  | 20         | 2,420 | 2,420 | 0     |

| 区分    | 処理計画人口 | し尿処理施設 |       | 下水道   |       | 浄化槽   |       | (参考)年間汚泥等処理量 |     |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-----|
|       |        | 処理人口   | 処理率   | 処理人口  | 処理率   | 処理人口  | 処理率   | し尿施設         | 下水道 |
| 平成11年 | 10,659 | 6,329  | 59.4% | 456   | 4.3%  | 3,874 | 36.3% | 4.62         | 54  |
| 平成12年 | 10,547 | 5,358  | 50.8% | 1,087 | 10.3% | 4,102 | 38.9% | 4.65         | 144 |
| 平成17年 | 9,716  | 3,056  | 31.5% | 3,070 | 31.6% | 3,590 | 36.9% | 4.24         | 460 |
| 平成22年 | 8,981  | 2,805  | 31.2% | 3,401 | 37.9% | 2,775 | 30.9% | 3.15         | 309 |
| 平成25年 | 8,567  | 2,692  | 31.4% | 3,425 | 40.0% | 2,450 | 28.6% | 2.86         | 341 |

## (5) 消防・防災

迅速で効率的な消防体制の実現を目指し、ポンプ庫の改築、防火水槽の設置、消防指令車及び消防ポンプ自動車、全自動積載車の購入など設備の整備、更新を計画的に行っている。昭和49年、西置賜行政組合消防署小国分署の設置により、常備消防体制が整っている。非常備消防団についても、社会環境の変化に合わせながら組織編成を行ってきた。消防団員は、平成27年4月現在400人、8分団（本部分団を入れて9分団）である。総じて、団員の確保と高齢化が課題となっており、全町的な分団の再構築と施設整備の在り方を検討する必要がある。

消防施設及び設備をみると、町内には、未だ防火用水の整備が遅れている地区がある。水の確保が困難な場所が多いため、整備計画に基づき地域性と優先順位を考慮しながら進めていく。

総括的な防災という観点では、小国町地域防災計画（平成 25 年 3 月全面改定）により、緊急災害時の対応がマニュアル化されており、これに基づいて地震や豪雪をはじめ、土砂災害や林野火災などが発生した場合に、必要な対応を講じることとしている。また、平成 27 年度には洪水及び土砂災害のハザードマップを作成し、危険箇所の周知を図っている。平成 23 年に発生した東日本大震災以来、住民へのいち早い情報の伝達や減災体制の構築が求められている。平成 27 年度には洪水・土砂災害のハザードマップの更新を行ったが、今後は、防災行政無線をはじめ多様な情報伝達システムの整備や防災センター、避難所の整備を検討する必要がある。

また、「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、住民が主体となった防災体制が必要であることから、地域における自主防災組織の組織化促進に取り組む必要がある。

## (6) 住 宅

持ち家率は平成 22 年 81.5%で平成 17 年の 78.2%と比較すると 3.3%増加しており、依然として高い持ち家志向に対応し定住化を促進するため、あけぼの地区の宅地分譲を進めている。全 110 区画中、平成 26 年度末までに 90 区画が販売済みとなっている。

町の公営住宅は、勤労者住宅（岩井沢・小坂町・西）、あけぼの団地、小坂町住宅、幸町団地があり、公営住宅については核家族化の進行等から若年労働者や若年世帯を中心として根強いニーズがある。単身高齢者や高齢夫婦世帯の居住環境を整えるため、14 年度には高齢者住宅（5 戸）を建設した。幸町団地においては老朽化が進んでおり、建て替えを検討しなければならない。さらには、少子化に対応するため、多世代が同居する住宅や子育てに配慮した住宅の整備促進についても検討する必要がある。

また近年、人口減少、高齢化とともに空き家が急増しており、管理が不十分なため危険な状態になっている物件が増え、防犯や景観の面でも問題となっている。

住宅

(単位：戸、資料：国勢調査)

| 区分     |         |        | 昭和45年 |        | 昭和50年 |        | 昭和55年 |        | 昭和60年 |        | 平成2年  |        |
|--------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|        |         |        | 世帯数   | 構成比    | 世帯数   | 構成比    | 世帯数   | 構成比    | 世帯数   | 構成比    | 世帯数   | 構成比    |
| 住<br>宅 | 持ち家     |        | 2,440 | 74.6%  | 2,565 | 79.5%  | 2,600 | 82.0%  | 2,619 | 78.8%  | 2,628 | 81.8%  |
|        | 借<br>家  | 公営公社公団 | 120   | 3.7%   | 105   | 3.3%   | 126   | 4.0%   | 144   | 4.3%   | 135   | 4.2%   |
|        |         | 民営     | 135   | 4.1%   | 88    | 2.7%   | 92    | 2.9%   | 95    | 2.9%   | 88    | 2.7%   |
|        | 給与住宅    |        | 497   | 15.2%  | 449   | 13.9%  | 334   | 10.5%  | 292   | 8.8%   | 220   | 6.8%   |
|        | 間借り     |        | 66    | 2.0%   | 18    | 0.6%   | 13    | 0.4%   | 43    | 1.3%   | 27    | 0.8%   |
|        | 計       |        | 3,258 | 99.7%  | 3,225 | 100.0% | 3,165 | 99.8%  | 3,193 | 96.0%  | 3,098 | 96.5%  |
|        | 寄宿舍・その他 |        | 11    | 0.3%   | 1     | 0.0%   | 7     | 0.2%   | 132   | 4.0%   | 114   | 3.5%   |
| 合計     |         |        | 3,269 | 100.0% | 3,226 | 100.0% | 3,172 | 100.0% | 3,325 | 100.0% | 3,212 | 100.0% |

| 区分     |         |        | 平成7年   |        | 平成12年  |        | 平成17年  |         | 平成22年  |        |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
|        |         |        | 世帯数    | 構成比    | 世帯数    | 構成比    | 世帯数    | 構成比     | 世帯数    | 構成比    |
| 住<br>宅 | 持ち家     |        | 2, 589 | 79. 2% | 2, 566 | 79. 5% | 2, 557 | 80. 6%  | 2, 464 | 74. 1% |
|        | 借<br>家  | 公営公社公団 | 135    | 4. 1%  | 161    | 5. 0%  | 169    | 5. 3%   | 143    | 4. 3%  |
|        |         | 民営     | 142    | 4. 3%  | 147    | 4. 6%  | 146    | 4. 6%   | 166    | 5. 0%  |
|        | 給与住宅    |        | 170    | 5. 2%  | 173    | 5. 4%  | 174    | 5. 5%   | 173    | 5. 2%  |
|        | 間借り     |        | 11     | 0. 3%  | 11     | 0. 3%  | 20     | 0. 6%   | 9      | 0. 3%  |
|        | 計       |        | 3, 047 | 93. 2% | 3, 058 | 94. 8% | 3, 066 | 96. 7%  | 2, 955 | 88. 9% |
|        | 寄宿舍・その他 |        | 110    | 3. 4%  | 88     | 2. 7%  | 202    | 6. 4%   | 68     | 2. 0%  |
| 合計     |         |        | 3, 157 | 96. 6% | 3, 146 | 97. 5% | 3, 268 | 103. 0% | 3, 023 | 90. 9% |

## (7) 克 雪

本町は全国屈指の豪雪地帯であり、雪を克服し快適な冬の生活を送ることが住民の悲願である。昭和36年から平成26年までの期間でみると、町中心部の積雪量が200cm以上となった年は、38豪雪（昭和38年）をはじめ23回、累計降雪量が12m以上となった年は13回を数えている。また、町中心部の平均最高積雪深は約180cm、平均根雪期間は108日となっており、山間地域での積雪量は、多い年には3m50cmから4m以上になることもある。

除雪機械は計画的な整備を行ってきた結果、平成26年現在の保有台数はロータリー除雪車16台、除雪ドーザ9台、ショベルローダ1台、計26台となっている。道路の常時除雪は、国道及び一般県道がほぼ100%、町道除雪は43.8%となっているが、町内の生活関連道路はほぼ全線にわたって完全除雪体制がとられている。また、ハンドガイド式除雪機を5台導入し、住民組織への貸出によって、よりきめの細かい柔軟性の高い除雪体制整備を行っている。

市街地及びその周辺については、機械除雪とともに流雪溝を整備し、これによる排雪を行っているが、水量が不足しているため十分に機能していない状態である。また、高齢世帯の増加、生活様式や就労環境の多様化に伴い、住民の除排雪に対するニーズは一層高まってきている。

## (8) 安 全

### 【交通安全】

町内の交通安全の啓発活動については、小国町や小国警察署をはじめ、交通安全協会や安全運転管理者協議会、交通安全母の会等の交通安全関係団体で構成される交通安全推進協議会が主体となって、年間を通じた交通安全週間における各種取り組みなどを展開してきた。また、交通量の多い国道と県道については安全な道路環境を確保するため、対向車を知らせる電子掲示板の設置や視距改良などの対策を行ってきた。これらの取り組み等により町内の人身交通事故件数は、平成17年の57件をピークに、平成22年には33件、平成26年には22件と減少傾向にある。しかし、死亡事故については、近年は毎年発生しており、特に国道113号沿いで多く発生していることから、対町民だけでなく、往来する通行車両誰もが交通安全の意識を高めるような一層の取り組みが必要となっている。

## 2 基本的な対策

人口減少、少子高齢化の進行、所得格差の拡大や価値観の多様化、自然災害の増加に伴い、住みやすい生活環境に対する住民の需要は年々高まる一方にあることから、安全で安心して暮らすことができる快適な定住環境の整備に加え、多様な地域との協働、交流、連携を促進していくための基盤整備については、着実に推進していく。

さらに、環境に負荷をかけず、持続的に生活環境の向上を図っていくため、雪や木質バイオマスエネルギーなど小国町の環境で活用可能な新エネルギーの有効な活用と生ごみ堆肥化など循環型社会に対応した仕組みの構築を図る。

### 【水道施設の普及】

水道施設については、平成23年に策定した「地域水道ビジョン」に基づき、新たな水源地の調査と老朽化施設の改修を計画的に進め、集落の立地条件等を踏まえながら、最適な方法を考慮して整備し、普及率の向上と安定的な供給を図っていく。簡易水道についても、水質や水量調査を行い、安全で安心な水を供給できるよう整備を進めていく。

また、水を限りある資源として意識付けることを徹底し、節水と有効活用について住民意識を高めていくソフト事業を展開していく。

#### 【生活排水施設の普及】

下水道整備計画の中では、平成 37 年までに 256ha での供用開始を目指している。平成 26 年度末現在の整備済面積は、全体計画の 78.9%にあたる 202ha、認可面積 234.1ha での整備率は 86.3%となっている。平成 11 年の供用開始以後、平成 25 年度末における普及率は 40.0%となっている。

また、公共下水道計画区域外については、浄化槽の設置普及を図っており、平成 25 年度末現在、2,450 人が使用している。地域の立地環境に合わせながら、生活排水処理施設の普及と水質保全に対する住民の意識高揚を図っていく。

#### 【ごみ処理対策】

ごみ処理については、広域的な対応での取り組みを推進していく。あわせて町としては、生ごみの堆肥化や資源ごみ回収、分別収集を徹底しながら、再資源化を促進させる取り組みを進め、環境を保全し持続的に発展できる社会の仕組みづくりを進めていく。同時に、ごみをなるべく出さない生活習慣の普及を図っていく。そのため、減量化や再資源化、不法投棄防止、マイバッグ運動など、環境意識を普及させる学習の場の設定等各種ソフト事業の展開を進めていく。一方で、分別排出に対する支援についても検討を図り、減量化に結びつけていく。

#### 【し尿処理対策】

し尿処理については、融雪期に処理量が増加することや、運搬量、回数に伴い経費が増加するため、下水道加入や浄化槽設置を誘導し、生し尿の処理量の減少を図っていく。

#### 【安全な生活環境の維持】

近年は、局地的な豪雨や竜巻、突風など、予測の難しい災害が頻発していることなどから、住民へいち早く災害情報を伝達するため、防災行政無線をはじめ、ICTの活用を含め多様な情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者の避難行動計画策定や避難所機能の充実、ボランティアセンターの体制整備、さらには災害時の拠点となる防災センター整備等について検討する。

また、国等に対する要望などを通じて、治山治水事業の継続的な推進を図り、安全な住民生活を確保していく。

消防、救急においては、西置賜行政組合の取り組みを継続しながら、防災や緊急援助の広域的な対策について検討を行っていく。さらに、少子高齢化や人口減少の進展により、消防団の体制維持が困難になっていくことが懸念される。そのため、機能別消防団員の導入や班編制の見直しを検討するとともに、地域を守る意識を高めながら、消防団への加入促進を図る。併せて、こうした消防団体制の見直しに合わせ、機動力化を目指した軽積載車やポンプ庫など、計画的な資機材と施設の更新・配備を検討していく。

万が一災害が発生した場合には、行政による対応のみでは限界があることから、自助・共助・公助の考え方にに基づき、住民が自ら災害に備えることや、自主防災組織の設立促進を継続して展開するとともに、地域の環境を捉えた共助の体制づくりを検討する。

防犯については、犯罪や詐欺事件が増えている中、特に高齢者に対する犯罪防止のためのソフト事業が求められていることから、警察、防犯協会等との連携を強化し、地域全体で犯罪を防ぐ体制づくりを進めていく。

#### 【住宅供給】

生活様式の多様化や、少子高齢化を踏まえ、時代に即した居住環境整備を進めるため、その実態把握に努め、土地利用計画等に基づく公営住宅の計画的改修や少子高齢社会に対応した居住施設等の整備を図っていく。さらに、二地域居住や交流居住、UJIターン等、多様な需要へ対応するため、空

き家や空きスペースなどの利活用についても検討していく。

定住環境の整備については当面、あけぼの団地の販売状況を見ながら図っていく。高齢者等の住宅については、住み慣れた地域で、より暮らしやすい環境を重視したものを目指して多様な居住空間の整備に取り組んでいく一方、低価格で住める安心住宅の整備についても検討を進めていく。さらには、子育て世代の負担軽減と子育てしやすい環境整備のため、子育てに配慮した住宅の整備促進について検討していく。

空き家対策としては、危険空き家の除却を促すとともに、二地域居住や交流居住など、多様な交流形態に対応した住宅への利活用も含め、総合的に検討していく。

### 【雪処理対策】

道路除雪については、生活関連道路からさらに支線に至る生活密着道路までその範囲を拡大し、冬季の住民生活を支えていく。市街地については、克雪用水と円滑な流雪を確保しながら、効果的、効率的な雪処理空間を形成していく。また、機械除雪が対応できない狭隘道路や独り暮らし老人や老夫婦世帯などの社会的弱者に対する住宅除雪の支援策として、除雪ボランティアの育成を進めるとともに、ハンドガイド式除雪機を増やすなど、地域の人々が支えあう除雪体制を構築していくほか、宅道除雪など、きめ細かい除雪の推進に向けて、地域と行政による新たな仕組みの検討を進める。山間集落については、主要生活道路の除雪に努めるとともに、住宅周りの無雪化の促進を図る。

## 3 自立促進計画

本計画において、生活環境の整備に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分  | 事業名<br>(施設名)                   | 事業内容             | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------|------------------|------|----|
| 3 生活環境の<br>整備 | (1) 水道施設<br>上水道<br><br>簡易水道    |                  |      |    |
|               |                                |                  |      |    |
|               |                                | 上水道施設更新事業        | 町    |    |
|               |                                |                  |      |    |
|               |                                | 尻無沢簡易水道施設整備事業    | 町    |    |
|               |                                | 白沼簡易水道施設整備事業     | 町    |    |
|               | (2) 下水処理施設<br>公共下水道<br><br>その他 |                  |      |    |
|               |                                |                  |      |    |
|               |                                | 小国町公共下水道整備事業     | 町    |    |
|               |                                | 小国町公共下水道長寿命化計画事業 | 町    |    |
|               |                                |                  |      |    |
|               |                                | 合併処理浄化槽整備事業      | 町    |    |
|               | (4) 消防施設                       |                  |      |    |
|               |                                | 消防施設整備事業         | 町    |    |
|               |                                | 消防ポンプ機動力化推進事業    | 町    |    |
|               | (5) 公営住宅                       |                  |      |    |
|               |                                | 高齢者住宅整備事業        | 町    |    |
|               |                                | 幸町公営住宅建替事業       | 町    |    |
|               | (7) その他                        |                  |      |    |
|               |                                | 斎場管理事業           | 町    |    |
|               |                                | ごみ収集・処理委託事業      | 町    |    |

|  |  |                   |      |       |
|--|--|-------------------|------|-------|
|  |  | ごみ処理施設維持費分担金      | 町    |       |
|  |  | し尿処理施設維持費分担金      | 町    |       |
|  |  | ごみ減量化推進事業         | 町・民間 |       |
|  |  | 環境基本計画策定事業        | 町    |       |
|  |  | 防災施設整備事業          | 町    |       |
|  |  | 消防団員安全装備品等整備事業    | 町    |       |
|  |  | 機能別消防団員導入事業       | 町    |       |
|  |  | 消防資機材整備事業         | 町    |       |
|  |  | 消防団活性化事業          | 町    |       |
|  |  | 消防団処遇改善事業         | 町    |       |
|  |  | 自主防災組織育成・活動支援事業   | 町    |       |
|  |  | 災害用備蓄品、資機材整備事業    | 町    |       |
|  |  | 災害時要支援者台帳作成事業     | 町    |       |
|  |  | 小国町防災計画更新事業       | 町    |       |
|  |  | 避難所表示看板設置事業       | 町    |       |
|  |  | 防犯カメラ設置事業         | 町    |       |
|  |  | 小国の住宅総合支援事業       | 町    |       |
|  |  | 小河川整備事業           | 町    |       |
|  |  | 戸籍システム保守管理事業      | 町    |       |
|  |  | 住民票等遠隔地交付事業       | 町    |       |
|  |  | 社会保障・税番号制度導入事業    | 町    |       |
|  |  | 各種証明書自動交付サービス導入事業 | 町    |       |
|  |  | 町税等納付環境向上事業       | 町    |       |
|  |  | 地方税電子化推進事業        | 町    |       |
|  |  | 地籍調査事業            | 町    |       |
|  |  | 流雪溝用水導水路整備事業      | 町    |       |
|  |  | 除雪事業              | 町    |       |
|  |  | 除雪機械整備事業          | 町    |       |
|  |  | 除雪機械貸与事業          | 町    |       |
|  |  | 空き家対策事業           | 町    |       |
|  |  | 町道防雪（雪崩対策）施設整備事業  | 町    | 2 節掲載 |
|  |  | 防災行政通信システム整備事業    | 町    | 2 節掲載 |

## 第4節 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1 現況と問題点

#### (1) 高齢者の福祉

国勢調査によると、平成22年10月1日現在の65歳以上の人口は2,976人で、総人口に占める割合が33.6%となっている。これは、県平均の27.6%、全国平均の23.0%を大きく上回っている。また平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口では高齢者の割合が35.8%で、高齢化が急速に進展している。

高齢者の多くは、経済的に自立し、体力面も精神面も充実していること

に加え、長年培ってきた豊富な技術や知恵を有しており、社会参加を行う時間的余裕もあり、高齢社会は、豊かでいきいきとした社会の一面を有している。平成13年度に設立されたシルバー人材センターには、平成26年度末で121名が登録し、高齢者が持つ豊富な技術と知識を活かし積極的に社会参加している。しかし一方で、加齢に伴う身体的機能及び精神的機能の衰えや、経済的負担に対して脆弱な面もある。

平成20年4月からは、年々増加する医療費への対策と、現役世代と高齢者の負担能力に応じた公平な医療費の負担を目的として、後期高齢者医療制度が導入され、75歳以上の高齢者は、独立した医療制度に加入することとなった。さらに介護の面では、高齢化の進展に伴い、特に在宅において、高齢者の介護を高齢者が担うことが多くなっていることや、若年層との間において給付と負担の偏りが生じるなど、新たな社会的問題、精神的問題、経済的問題が言及されている。

このような現状に対応するため、今期過疎計画においては、高齢者が安心して暮らすことができる介護や生活支援のサービスの充実とともに、地域全体の福祉力の向上、多様なサービス担い手の育成といった地域包括ケアの仕組みづくりの充実やしっかりとしたフォロー、地域社会において一人ひとりがいきいきと輝くことのできる環境づくりに努めていく必要がある。

介護が必要な高齢者に対しては、介護保険制度による介護サービスを提供しているが、本町においては、地域包括支援センターを中心に医療、福祉、介護、保健の連携を図りながらサービス提供にあたっている。平成27年4月1日現在、65歳以上の要介護、要支援者が588人で高齢者全体の20.1%を占めている。また、寝たきり高齢者が71人となっている。一方、ひとり暮らし高齢者が418人、65歳以上の高齢者のみで構成される高齢者世帯数が835世帯であり、このひとり暮らし高齢者と高齢者世帯数が県内でも高い割合となっており、年々増加傾向にある。そのため、各サービス部門間の役割分担とサービス調整機能の強化に加え、家族に代わって地域全体で見守っていくための体制づくりが必要になっている。

本町では、高齢者が家族とのふれあいや長年親しんできた地域での生活を継続し、自立した質の高

65歳以上人口

(単位：人、資料：国勢調査)

| 区分    | 総人口    | 65歳以上人口 | 総人口に対する割合 |       |       |
|-------|--------|---------|-----------|-------|-------|
|       |        |         | 町         | 県平均   | 全国平均  |
| 昭和50年 | 12,649 | 1,158   | 9.2%      | 10.1% | 7.9%  |
| 昭和55年 | 12,221 | 1,416   | 11.6%     | 11.7% | 9.1%  |
| 昭和60年 | 12,096 | 1,795   | 14.8%     | 13.4% | 10.3% |
| 平成2年  | 11,315 | 2,156   | 19.1%     | 16.3% | 12.0% |
| 平成7年  | 10,715 | 2,504   | 23.4%     | 19.8% | 14.5% |
| 平成12年 | 10,262 | 2,836   | 27.6%     | 23.0% | 17.3% |
| 平成17年 | 9,742  | 3,034   | 31.1%     | 25.5% | 20.1% |
| 平成22年 | 8,862  | 2,976   | 33.6%     | 27.6% | 23.0% |

い生活を送ることができるよう支援し、在宅介護を推進している。在宅介護では、介護者のおかれて  
いる環境も多様であり、特に重度の要介護者の場合、介護者の負担が大きくなることがあるため、要  
介護者、介護者双方のニーズに対応できるよう、きめ細やかなサービスを提供し、支援していく必要  
がある。

施設介護においては、特別養護老人ホーム 100 床、リハビリテーションを目的とした介護老人保健  
施設 50 床によりサービス提供を行っている。これらの入所型施設においては、個室、ユニットケア  
の普及など入所者一人ひとりの生活の質の向上が求められているが、本町の場合、これら施設内だけ  
での対応では困難であり、在宅サービスとの組み合わせなどによって対応していく必要がある。

近年、認知症高齢者が増加傾向にあり、介護する家族の負担が大きくなっていることから、現在、  
民間の認知症対応型グループホーム及び介護老人保健施設で認知症高齢者に対する介護保険サービ  
スを提供している。また、平成 27 年度には認知症高齢者が行方不明になった場合に速やかに捜索が  
できるよう、小国警察署等と連携して認知症高齢者帰宅支援事業を開始している。しかし、認知症に  
対しては、食事や運動指導などを含めた予防、早期発見、早期治療が重要とされており、気軽に相談  
することができる環境と、関係機関の連携による支援体制の充実が急務である。

介護等を要しない高齢者であっても、加齢とともに身体機能の低下により生活に支障をきたす、あ  
るいは介護が必要な状態になりやすくなってくる。そのため、健康サポーターの活躍なども含め高齢  
者の健康づくりや介護予防事業を充実するとともに、高齢者が有する技能や知識を活かし、地域づく  
りや福祉事業に参画することにより、高齢者の社会参加や所得の向上を図るため、各種サービスや産  
業おこし活動を高齢者も担える環境づくりを行う必要がある。

また現在、高齢者の見守りの場、交流の場として町内各地において展開されている地域サロンをは  
じめ、高齢者向けの生涯学習講座等を開催している。高齢者が地域でいきいきと生活し、地域の活力  
を高めていくためには、介護者だけでなく、より多くの方が介護の基礎知識を学ぶ、あるいは高齢者  
と中年層や若年層と一緒に学ぶ機会やきっかけを積極的に提供していくことが重要である。

さらには、多様な主体が連携・協働して地域福祉活動が展開できる仕組みの構築を図りながら高齢  
者の生活を支援し、高齢者がより一層住みやすい地域の形成を目指すため、サービス事業所、医療機  
関、地域住民、民間等と行政が連携し、地域全体で支えあう包括的な体制の充実が必要とされている。

## (2) 児童福祉

平成 27 年 4 月 1 日現在の就学前児童数は 322 人であり、平成 17 年度に比べ 126 人減少している。  
現在町内には認可保育所 3 箇所（うち私立 2 箇所）、へき地保育所 3 箇所（うち休園 2 箇所）があり  
就学前児童の 79.5%にあたる 256 人が通年保育を受けている。

国では、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連三法」において、保護者が子育てについ  
ての第一義的責任を有するということを前提としつつ、子ども・子育てを総合的に推進していくこと  
とし、「子ども・子育て支援新制度」では、基礎自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化さ  
れ、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行えるようになった  
反面、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するためのサー  
ビス供給体制の確保が義務化された。

本町では、少子化に伴い、児童数が減少しており、平成 24 年度に民間の認可保育所 1 箇所が廃止  
された。

子育てに関しては、保健、医療体制や相談体制の充実も求められており、平成 11 年度から町立病  
院で小児科を開設したほか、平成 14 年度から子育て支援センターを開設し相談窓口機能を担ってい

る。また、平成 17 年には、臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で育児に関する相互援助活動を行うファミリーサポートセンターを開設し、子育て支援サービスの充実を図っている。さらに平成 22 年からは、医療費の無償化を中学生まで拡大した。

核家族化と働く女性が増加していることから、低年齢児童の入所が増加しており、延長保育や一時保育などの保育サービスの充実や、さらには夜間保育や休日保育、病児・病後児の保育といった新たなニーズも表出している。また、男性の子育て参加なども一層重要視されてきている。

中央児童室では、留守家庭児童を対象に放課後保育等を実施しているが、共働き世帯の増加などによって、入所児童が増加傾向にあり、平成 22 年度から分室を開設し対応してきたが、平成 26 年 4 月からは新しい小学校開校に合わせ、同校内に中央児童室を移設して、学校と一体となった体制を整備することで、利便性の向上を図っている。さらに、平成 27 年度からは制度改正に併せ、対象を小学校 6 年生までに拡大し、開所時間を延長するなど、仕事と子育ての両立に対応している。就学児童生徒を取り巻く社会環境も変化してきていることから、児童から青年期までの子育て相談や、放課後対策などのきめ細かい対応がさらに求められている。

児童福祉施設（4 月 1 日現在）

（単位：人、資料：健康福祉課資料）

| 区分                         |      | 入所児童数 |     |     |          |                  |          |      |      |      |      |      |
|----------------------------|------|-------|-----|-----|----------|------------------|----------|------|------|------|------|------|
|                            |      | 60 年  | 2 年 | 7 年 | 12 年     | 17 年             | 22 年     | 23 年 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 |
| 認可<br>保育<br>所              | おぐに  | 137   | 76  | 73  | 79       | 70               | 60       | 58   | 56   | 53   | 53   | 60   |
|                            | 白百合  | 77    | 80  | 79  | 80       | 71               | 78       | 71   | 74   | 75   | 82   | 81   |
|                            | すみれ  | 77    | 90  | 90  | 90       | 90               | 111      | 120  | 120  | 120  | 120  | 112  |
|                            | おきにわ | 33    | 38  | 38  | 40       | 28               | 14       | 12   | 12   | (廃止) | －    | －    |
| へ<br>き<br>地<br>保<br>育<br>所 | 白沼   | 20    | 11  | 10  | 12       | 8                | (H21 休止) | －    | －    | －    | －    | －    |
|                            | 小玉川  | 23    | 28  | 15  | 10       | (H16 休止)         | (H20 廃止) | －    | －    | －    | －    | －    |
|                            | 五味沢  | 17    | 11  | 9   | (H8 廃止)  | －                | －        | －    | －    | －    | －    | －    |
|                            | あさひ  | －     | －   | －   | 29       | 13               | 7        | 7    | 4    | 6    | 5    | (休止) |
|                            | 叶水   |       |     |     |          | 7                | 6        | 3    | 5    | 6    | 5    | 3    |
| 児<br>童<br>館                | 舟渡   | －     | －   | －   | (H10 廃止) | －                | －        | －    | －    | －    | －    | －    |
|                            | 叶水   | 31    | 23  | 10  | 9        | (H14<br>へき地保育所へ) | －        | －    | －    | －    | －    | －    |
|                            | 長沢   | 14    | 17  | 20  | (廃止)     | －                | －        | －    | －    | －    | －    | －    |
| 計                          |      | 429   | 374 | 344 | 349      | 287              | 276      | 271  | 271  | 260  | 265  | 256  |
| 中央児童室                      |      | 20    | 23  | 23  | 36       | 38               | 60       | 53   | 54   | 64   | 50   | 69   |

### (3) その他の社会福祉

平成 27 年 4 月現在で、本町の身体障害者手帳所持者は 391 人、療育手帳所持者は 70 人となっている。また、精神障がい者は町の推計によると 71 人となっている。

平成 25 年度から施行されている障害者総合支援法では、障がい種別ごとの区分が見直され、就労支援の強化、障がい程度区分の明確化、費用負担の見直しなどが進められており、地域で暮らす障が

い者の生活しやすい環境づくりや、自主的な社会参加が図られてきている。また、町内のNPO法人がグループホームの開設や相談支援、就労支援などの障がい福祉サービス事業を開始し、サービスの充実に努めている。

町内の生活保護世帯は、平成27年4月現在で39世帯、保護人員は48人となっており、このうち65歳以上の高齢者世帯が18世帯（19人）となっており、経済的自立に向けた対策とともに、高齢者福祉と連動した対策が必要になっている。

## 2 基本的な対策

### (1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化の進展により、高齢者が社会を担うウェイトは益々高まっていくため、高齢者が健康でいきいきと生活し、その知恵や技術を地域づくりや産業づくりに発揮していく環境づくりが必要になっている。そのため、各種サービスの実施やICTの利活用等によるセーフティネット機能の充実とともに、元気で健康な高齢者を生産年齢の一部と捉えた事業展開を図るなど、社会的に活躍できる場を積極的に創出していくことが重要である。

#### 【癒しの園の機能充実】

健康づくり事業、介護予防事業、介護サービスの提供といった各段階において、保健、医療、福祉、介護サービスの連携を強化し、家族や利用者のニーズに即したサービス提供を行い、癒しの園としての包括的な福祉サービスの拡充を図るとともに、特別養護老人ホームにおける待機者の減少に向けた取り組みを支援する。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対しては、生活支援事業を推進するとともに、暮らしやすい環境の整備を図り、安全で安心できる居住環境を提供する。

また急増する認知症対策としては、早期の診断と治療介護がその後の生活に大きく影響することから、認知症初期集中支援チームを設置、早期対応体制を整備する。そのため認知症地域支援推進員の育成や関係機関との連携強化を図っていく。さらに認知症を理解し、共に支え合う地域づくりを検討し、介護サービス機能を充実していくと同時に、介護が必要になることを予防するという視点から、加齢により身体機能が低下しても、より健康で快適な生活を送ることができるよう積極的な健康づくり事業を展開する。

介護保険制度については、今後、更にニーズが高まると見込まれるため、健全な運営と継続性を高め、要介護、要支援と認定された方へのサービス提供と、支援の必要な高齢者への介護予防サービスの充実に図っていくものとする。このため、要介護者等の住み慣れた地域での生活の継続を目的として、地域のケア資源を活用し、要介護者の様態や希望に応じたサービスの提供を継続していく。また、介護が必要な高齢者へのケアのみでなく、介護する家族の負担や、その家族が抱える様々な課題へ対応するため、各種の相談に適切に応じることができるよう、関係機関の連携を強化していく。

#### 【自立した高齢社会の実現】

シルバー人材センターの登録者数の増加や、活動対象を民間や地域活動まで拡大することを目指していく。また、生涯学習や生涯スポーツ・健康づくり事業などが連携して、高齢者を地域における産業づくりや福祉及び教育等の分野で活躍できる仕組みづくりを行う。

#### 【地域の福祉力の向上】

行政と地域全体が力を合わせて支援が必要な方をきめ細かく支えていけるように、地域福祉計画に

に基づき、多くの人が介護などの基礎知識を習得する機会を増やしていくとともに、地域サロンの開催地区の拡大と継続的展開を進める。一方で、災害時の避難支援や生活支援に活用できる福祉カルテを基に避難行動要支援者名簿及び個別支援台帳の作成を進めるほか、多くの人が介護職員初任者研修を受講できるよう支援し、地域におけるICTなどの活用を含めた見守り体制の整備を進め、さらには多様な主体が連携・協働し、必要な介護・保健・医療・福祉サービスなど地域で支援する仕組みを確立し、そのネットワーク化を図っていく。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、支えあう環境の充実を図り、安定した生活の確保に結びつけながら、高齢者が一段と住みやすい町の構築を目指す。

## **(2) 児童の保健及び福祉の向上及び増進**

少子化傾向は今後も続くことが予測され、それにより将来の社会経済環境は大きく変化していくものと思われる。このため、若い世代において安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進め、次代を担う世代を健やかに育てるとともに、豊かな環境を活かし創造性と活力のある人財を育成していく必要があることから、地域や家庭の役割を明確にしながら子どもを社会全体で育てることを基本に、子育てにかかる精神的・経済的負担の軽減に努める。

### **【保育サービスの充実】**

保育時間の延長に対する期待が高まるなど、保育水準についての要求が年々高度化しているため、休日保育や病児・病後児保育といった新しい保育ニーズへの対応を含め、その調査研究を進めるとともに、町独自の保育料の軽減措置やファミリーサポートセンターの利用拡大に向けた取り組みなど、継続して保育サービスの充実を図る。一方、少子化の進行に伴う児童数の減少などにも的確に対応しながら、保育施設の充実整備や保育サービスを展開することとし、民間保育所との役割分担、へき地保育のあり方などについても総合的な検討を加えていく。

また、病児・病後児の保育について、専門職員等の人財確保、施設整備、運営方法等について検討していく。

### **【子育て支援センター機能の拡充】**

乳幼児に対する医療や保健の水準を確保するとともに、子育て全般の相談や各種情報を提供する子育て支援センター機能を充実していく。また、親世代のニーズの把握と、低学年児童への放課後対策なども含めて、保育園や中央児童室に求められる役割の検討を進めていく。さらに、放課後子ども教室を担う教育委員会や、子育てイベントなどを行う民間団体など、関係機関との連携事業なども踏まえ、併せて子育てサポーターの活用と普及に努め、多様な関わりと絆づくりのなかで、安心して子育てできる環境の実現を目指して、社会全体での子育て支援体制を図っていく。また、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの一つという側面も含め、両親、祖父母が共同した子育て、まご育てを推進していくとともに、引き続きひとり親世帯などに対する支援を行っていく。

### **【世代間交流等の促進】**

本町の有する自然や伝統の知恵などを活かしながら、高齢者や子育てを経験した世代が持つノウハウを、子育てに取り組んでいる世代や、これから子育てに取り組む世代に活用してもらうため、世代間交流を促進し、地域社会全体として安心して子どもを産み育てることができる仕組みを作り上げていく。また、高齢者のみではなく、多様な世代との複層的な関わりの中、経験と知識を共有しながら、ともに成長していく仕組みづくりに努めていく。

### **【総合的な子育て環境の整備】**

人口減少、少子化に対応するため、子育て環境の充実は急務である。そのため、結婚から高等教育

まで、長期にわたる子育て期間における環境整備が必要である。加えて安定した雇用や所得の確保など、特に若い世代の就労環境の充実が重要である。そのため、上記のような保育に対する支援体制や環境の整備に加え、雇用・就労や結婚活動支援、出産環境の充実、医療費無償化の高校生までの拡大、給食費の無料化、子育てに配慮した住宅環境の整備など、総合的な子育て支援施策を検討していく。

### (3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

障がい者福祉の取り組みについては、介護保険制度で培ってきたノウハウを障がい者のサービスに活かし、サービス水準の向上を図るとともに、障がい者が障がいを持たない人と同じように生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」や、地域や社会の構成員として包み支えあう新たな動きなども踏まえ、それらの考え方に基づいて推進していく。具体的には、公共施設等のバリアフリーを進めるとともに、NPO法人との連携を進めながら、障がい者の地域における自立した生活や社会参加を促す。

### (4) その他の福祉

生活保護世帯やひとり親世帯等の福祉対策については、社会的・経済的な自立を目指し、関係機関と連携した支援を行う。また、福祉対策を要する方の家族会や介護者交流会といった自主的な活動を促進し、共に助け合いながら生活できる共生社会の形成を目指していく。

### (5) 多様な福祉の担い手の育成

高齢社会の進行に伴って、生活支援や介護を必要とする高齢者が確実に増えていくことが予測される一方、介護福祉士などの福祉関係の人財不足が深刻化しており、多様な担い手を確保していく必要があることから、民間の福祉事業者、NPO法人等との連携を図っていく。また、福祉団体を育成、支援し、多様な担い手を育成していくため、ボランティア支援のためのシステムを構築する。

## 3 自立促進計画

本計画において、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分                     | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容              | 事業<br>主体 | 備考    |
|----------------------------------|----------------------|-------------------|----------|-------|
| 4 高齢者等の<br>保健及び福<br>祉の向上及<br>び増進 | (3) 児童福祉施設<br>保育所    |                   |          |       |
|                                  |                      |                   |          |       |
|                                  |                      | おぐに保育園改築整備事業      | 町        | 9 節掲載 |
|                                  | (7) 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                   |          |       |
|                                  |                      | 妊婦出産支援事業          | 町        |       |
|                                  |                      | 障がい者居宅生活支援事業      | 町        |       |
|                                  |                      | 高齢者等暮らし応援事業       | 町        |       |
|                                  |                      | 支え合いほっとライン事業      | 社協       |       |
|                                  |                      | 子育て支援福祉医療給付事業     | 町        | 9 節掲載 |
|                                  |                      | 介護職員初任者研修課程受講支援事業 | 町        |       |
|                                  |                      | 子育て情報発信事業         | 町        | 9 節掲載 |

|     |     |                     |   |       |
|-----|-----|---------------------|---|-------|
|     |     | 子育て家庭向け住宅支援事業       | 町 | 9 節掲載 |
| (8) | その他 |                     |   |       |
|     |     | 子育て支援               |   |       |
|     |     | ひとり親家庭等修学費支給事業      | 町 |       |
|     |     | 中央児童室管理運営事業         | 町 |       |
|     |     | 保育所入所児童委託事業         | 町 |       |
|     |     | おぐに保育園管理運営事業        | 町 |       |
|     |     | へき地保育所管理運営事業        | 町 |       |
|     |     | へき地保育所業務委託事業        | 町 |       |
|     |     | 病児・病後児保育事業          | 町 |       |
|     |     | 保護者負担額（保育料）第2子半額事業  | 町 |       |
|     |     | 子育て支援センター運営費        | 町 |       |
|     |     | 児童手当支給事業            | 町 |       |
|     |     | 特別保育事業補助金           | 町 |       |
|     |     | 小国町保育所整備資金利子補助金     | 町 |       |
|     |     | 在宅高齢者福祉             |   |       |
|     |     | 紙おむつ支給事業            | 町 |       |
|     |     | 認知症地域支援推進員の配置       | 町 |       |
|     |     | 暮らしにやさしい住まいづくり助成事業  | 町 |       |
|     |     | 家庭介護継続支援事業          | 町 |       |
|     |     | 生活管理指導員派遣事業         | 町 |       |
|     |     | 介護予防（介護）            |   |       |
|     |     | 介護予防事業              | 町 |       |
|     |     | 総合事業（予防訪問介護、予防通所介護） | 町 |       |
|     |     | 要支援者日常生活支援事業        | 町 |       |
|     |     | 介護予防福祉用具購入費         | 町 |       |
|     |     | 介護予防住宅改修事業          | 町 |       |
|     |     | 介護予防サービス計画給付費       | 町 |       |
|     |     | 介護予防サービス給付費         | 町 |       |
|     |     | 居宅介護住宅改修費           | 町 |       |
|     |     | 居宅介護福祉用具購入費         | 町 |       |
|     |     | 居宅介護サービス給付費         | 町 |       |
|     |     | 居宅介護サービス計画給付費       | 町 |       |
|     |     | 施設介護サービス給付費         | 町 |       |
|     |     | 介護予防支援事業所運営事業       | 町 |       |
|     |     | 障がい者福祉              |   |       |
|     |     | 障がい者補装具等給付事業        | 町 |       |
|     |     | 障がい者自立支援給付事業        | 町 |       |
|     |     | 地域生活支援事業            | 町 |       |
|     |     | 障がい者福祉計画策定事業        | 町 |       |
|     |     | 健康管理センター管理運営事業      | 町 |       |
|     |     | 審査支払手数料             | 町 |       |
|     |     | 生きがいづくり支援事業         | 町 |       |
|     |     | 介護保険事業計画策定事業        | 町 |       |
|     |     | 高額介護サービス等費          | 町 |       |
|     |     | 高額医療合算介護サービス等費      | 町 |       |
|     |     | 特定入所者介護サービス等費       | 町 |       |
|     |     | 包括的支援事業             | 町 |       |
|     |     | 地域包括支援センター職員研修事業    | 町 |       |

|  |  |                |   |  |
|--|--|----------------|---|--|
|  |  | 健康増進事業         | 町 |  |
|  |  | 地域自殺対策緊急強化事業   | 町 |  |
|  |  | 老人福祉施設入所措置事業   | 町 |  |
|  |  | 地域密着型介護サービス給付費 | 町 |  |
|  |  | 介護保険利用者負担軽減事業  | 町 |  |
|  |  | 国民健康保険事業計画策定事業 | 町 |  |

## 第5節 医療の確保

### 1 現況と問題点

#### (1) 健康の確保

小国町の平成 25 年の死因別死亡統計では三大生活習慣病による死亡割合が 41.0%であり、県の 53.7%を 12.7 ポイント下回っている。平成 17 年の死因別統計と比較すると、三大生活習慣病による死亡割合は 14.1%減少している。高齢化率は、平成 17 年度の 31.1%から平成 22 年度には 33.6%となり、2.5 ポイント上昇している。平成 27 年 4 月現在の寝たきり高齢者数は 71 人（2.4%）で、平成 17 年の 76 人（2.5%）と比較すると 5 人（0.1%）減少している。

高齢化率は、今後とも上昇していくことが推測されるが、一方で、健康に対する意識の高まりとともに、生活習慣病の死亡率が改善され、健康な高齢者も増えてきている。そのため、従来の疾病対策とともに、治療が必要となる以前に、それぞれの年代に応じた対策を講じて疾病を予防していくことが重要である。

三大生活習慣病による死亡者数及び割合

(単位：人、資料：健康福祉課資料)

| 死因      |       | 昭和 41 年 |        | 45 年 |        | 50 年 |        | 55 年 |        | 60 年 |        | 2 年 |        |
|---------|-------|---------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|-----|--------|
|         |       | 人数      | 率      | 人数   | 率      | 人数   | 率      | 人数   | 率      | 人数   | 率      | 人数  | 率      |
| 死亡総数    |       | 106     | 100.0% | 114  | 100.0% | 87   | 100.0% | 97   | 100.0% | 80   | 100.0% | 105 | 100.0% |
| 三大生活習慣病 | 脳血管疾患 | 44      | 41.5%  | 44   | 38.6%  | 30   | 34.5%  | 25   | 25.8%  | 25   | 31.3%  | 12  | 11.4%  |
|         | 悪性新生物 | 10      | 9.4%   | 13   | 11.4%  | 15   | 17.2%  | 23   | 23.7%  | 16   | 20.0%  | 31  | 29.5%  |
|         | 心疾患   | 11      | 10.4%  | 10   | 8.8%   | 16   | 18.4%  | 17   | 17.5%  | 13   | 16.3%  | 17  | 16.2%  |
|         | 計     | 65      | 61.3%  | 67   | 58.8%  | 61   | 70.1%  | 65   | 67.0%  | 54   | 67.5%  | 60  | 57.1%  |

| 死因      |       | 7 年 |        | 12 年 |        | 17 年 |        | 22 年 |        | 25 年 |        |
|---------|-------|-----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
|         |       | 人数  | 率      | 人数   | 率      | 人数   | 率      | 人数   | 率      | 人数   | 率      |
| 死亡総数    |       | 128 | 100.0% | 108  | 100.0% | 118  | 100.0% | 157  | 100.0% | 144  | 100.0% |
| 三大生活習慣病 | 脳血管疾患 | 22  | 17.2%  | 16   | 14.8%  | 14   | 11.9%  | 12   | 7.6%   | 8    | 5.6%   |
|         | 悪性新生物 | 17  | 13.3%  | 28   | 25.9%  | 31   | 26.3%  | 43   | 27.4%  | 32   | 22.2%  |
|         | 心疾患   | 26  | 20.3%  | 12   | 11.1%  | 20   | 16.9%  | 24   | 15.3%  | 19   | 13.2%  |
|         | 計     | 65  | 50.8%  | 56   | 51.9%  | 65   | 55.1%  | 79   | 50.3%  | 59   | 41.0%  |

#### (2) 地域医療

小国町では、包括ケアタウン「癒しの園」として町立病院、健康管理センター、介護老人保健施設を一体的に整備し、保健・医療・福祉・介護の包括的なサービス提供を円滑に進めてきている。町立病院の医師が訪問看護利用者及び介護老人保健施設、特別養護老人ホーム入居者の主治医となっているケースが多く、病院を核に総合的な医療提供に努めている。

医療施設等の水準は、人口10万人当たりのベッド数で見ると、平成24年度で642床となっており、これを県（1,317床）や全国（1,236床）と比べると依然として低い。

町内には、民間の医院が2施設、歯科医院1施設が設置されており、それぞれ患者の症状や状態に応じて、町立病院と連携が図られている。

町立病院では、現在平成25年に策定した第2期病院改革プランに基づき、収益事業の強化や経費節減など経営の健全化に努め、病院経営という視点から持続的な地域医療の確保を目指しているが、疾病構造の変化や少子高齢社会に対応した医療の提供、高度化する医療へ対応するための医療機器の更新と充実など課題も多い。そのため、平成24年からは、電子カルテを導入し、公立置賜総合病院とネット環境で相互に主な診療情報を共有できる「OKI-net」に参画して、迅速で的確な医療サービスの提供ができるよう体制を強化しているが、今後も医療の高度化、広域化の進展、そして医療人材の不足が予想されることから、さらなる連携強化が必要である。

企業診療所であった電興診療所が平成25年3月で廃止されたことに伴い、それまで電興診療所で行っていた眼科、耳鼻咽喉科、歯科を同年4月から町立病院で引き継ぐ形で開始した。これにより診療体制は、それまでの内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科と合わせ8科体制となった。また平成27年2月からは入院後の在宅復帰をよりスムーズに行えるよう一部病床を「地域包括ケア病床」とし、在宅復帰に向けた支援体制の強化を図っている。

全国的に医師の偏在傾向は未だ解決しておらず、地方の医療機関にとっては、医師確保が大きな課題である。こうした中、町立病院では、積極的な研修医の受入れを行いながら、医師の養成、確保に努めている。また歯科医師については、新潟大学より派遣いただいている。今後とも、山形大学、新潟大学との信頼関係をより強固にしながら、安定的かつ持続的な医師確保対策が求められている。

### (3) 救急医療

町立病院は、救急告示病院として平成11年度以来指定を受け、休日や夜間の救急医療にあたり、平成26年度の救急車による患者搬入は138人となっている。

救急受診者は、高齢者や小児など、その年齢層は多様である。また、町内者のほか、国道113号の交通事故、山岳事故など、町外者の受診も多く、救急医療は、“地域の安心づくり”に欠かすことのできない医療となっている。

町立病院が担う救急医療は、手術や入院治療の必要な患者を担当する二次救急医療と位置付けられているが、置賜二次医療圏には、救命救急センターを有する公立置賜総合病院があるため、専門的で高度な医療を要する患者については、綿密な連携の中で迅速な対応を行っており、平成26年度における入院患者の転送を除く小国町から公立置賜総合病院救命救急センターへの救急搬送は149人となっている。

また、平成24年11月からは、山形県で「ドクターヘリ」の運用を開始しており、本町でも平成26年度は8人が搬送されている。ドクターヘリの運用開始にあたっては、市町村側で着陸保安員が必要であることから、本町でも365日体制で保安員を確保している。

一方、町内の公共施設では、人が多く集まる場所、スポーツ施設、高齢者の多い福祉施設、救急車が到着するまで相応の時間を要する集落の施設などにAEDが設置され、緊急事態に備えている。

### (4) 検診体制

総合検診、宿泊人間ドック、国保ドック等の事業を実施し、健康に関する町民の意識高揚、死因の

上位を占める悪性新生物、生活習慣病の早期発見、早期治療に努めてきている。また、平成 13 年度には、健康管理センターに健康管理システムを導入し、総合検診事務の効率化を図っている。平成 21 年からは、女性特有のがん検診を実施し、検診事業の拡充、南陽検診センターとの連携、受診者へのフォロー体制強化を図っている。平成 20 年には、高齢化などに伴う医療費の増加を受けて健康保険法が改正され、特定健診制度が創設されており、これに基づいた健診を実施している。

また、町立病院では、改革プランの目標に掲げた健診拡大に向けた取り組みとして、平成 21 年度に地域健康係を新設し、健診管理システムの導入や、職場健診の拡大など、その実践に努めている。

### (5) 保健活動

介護予防事業やフッ素を利用した虫歯予防事業など、健康ニーズに即した活動を展開している。しかし、今後さらに各年代における生涯を通じた健康づくりを進めるには、学校や職域と連携した保健活動の拡充が課題である。

さらに効果的、効率的な保健活動を進めるには、健康管理センターを拠点とする癒しの園全体での連携が必要であり、また体力づくりという面では教育委員会との連携強化が課題である。現在、各地区において健康づくりや食生活改善の普及などをテーマとして地域サロンが開催されている。さらに平成 21 年度には、生涯スポーツの普及と実践を目指して総合型地域スポーツクラブが立ち上げられ、各年齢層に応じた多彩なメニューに、多くの人が参加している。病気の予防や早期発見とともに、健康で潤いある生活を送るためには、対象に応じて、これらの活動との協調が求められる。

### (6) 訪問看護

平成 11 年度から、在宅でかかりつけ医の指示を受けて生活している人々を支援していく訪問看護ステーションを健康管理センター内に設置した。広大な面積を有する小国町の特性から、通院が困難な患者等に対して訪問看護計画に対応した十分なサービスが展開されている。また町立病院、健康管理センターと併設されているため、利用者情報が共有されるなど、円滑な活動が行われている。平成 12 年度に 106 人であった利用者は年々増加していたが、高齢者人口の減少等の影響から、平成 21 年度の 204 人をピークに減少傾向にあり、平成 26 年度は 171 人となっている。

また、近年は家族形態の変化により、在宅での介護力が大きく低下している現状にあることから、訪問看護だけではなく、介護の側面からのケアが望まれている。このことから、居宅介護支援機能の充実を目的として、専任のケアマネジャー 3 名と訪問看護師 6 名（うちケアマネジャー兼務 4 名）を配置し、体制の強化に努めている。

### (7) 在宅介護支援

平成 5 年に設置した在宅介護支援センター、その後平成 18 年に設置した地域包括支援センターにおいては、在宅介護を中心とした総合相談窓口として、24 時間体制であらゆる在宅相談に対応していると同時に、関係機関との連携による保健・医療・福祉及び介護に関する調整を行い在宅生活の支援を行っている。また、介護保険による介護予防サービス・支援計画の作成も行っており、要介護者等の介護保険サービスの調整役も担っている。

高齢社会の進展から、それに伴うサービス需用の増加、ニーズの多様化が予測されるため、地域包括支援センターを中心とするサービス体制の整備、充実が課題である。

医療施設数の水準（平成25年度）

（人口10万人あたりカ所, 床）

（資料：厚生統計要覧、町立病院資料）

| 区分 | 病院   | 診療所  | 病院ベッド数  |
|----|------|------|---------|
| 町  | 11.7 | 23.3 | 642.0   |
| 県  | 6.0  | 81.9 | 1,317.0 |
| 国  | 6.7  | 79.0 | 1,236.3 |

医師、歯科医師数の水準（平成24年度）

（人口10万人あたり人）

（資料：厚生統計要覧、町立病院資料）

| 区分 | 医師    | 歯科医師 |
|----|-------|------|
| 町  | 57.3  | 22.9 |
| 県  | 210.0 | 58.1 |
| 国  | 226.5 | 78.2 |

## 2 基本的な対策

### (1) 健康の確保

食生活の改善、健康・体力づくりなどのソフト事業の充実、特に中年層における糖尿病の予防が重要であるため、地域単位等における食生活指導、特定健診の結果に基づく健康・体力づくり等を図っていく。またこれまで同様、健康福祉課、教育委員会、町立病院が協力し、総合的なソフト事業を展開していく。

### (2) 地域医療

地域医療の中核である町立病院については、町民が安心して生活していくための重要な社会基盤として、その役割を継続的に果たしていけるよう、経費節減、医療収益の増収を目標に経営の安定を図っていく。併せて、疾病構造の変化、少子高齢化、医療の高度化に対応した医療機器の更新を計画的に実施していく。

医師確保については、引き続き山形大学と新潟大学に協力要請を継続するとともに、医師の負担軽減対策も含め環境整備を行いながら、常勤医や派遣医の確保に努めていく。また、山形大学医学部附属病院及び米沢市立病院、公立置賜総合病院の臨床研修協力施設として臨床研修医の積極的な受け入れを行っていく。

高度医療の提供については、公立置賜総合病院や山形大学医学部との連携を強化し、町民の医療需要に添えていく。特に、二次医療との連携においては、公立置賜総合病院との医療連携システムの構築を図り、町民の健康生活を支えていく。

高齢化の進行に伴い、住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みとしての地域包括ケアシステムの構築・充実が求められている。町立病院は先駆的に取り組んできており、町民の受療行動や疾病構造の変化などを捉えながら今後もその役割を果たしていく。

人工透析患者の精神的、身体的負担軽減を図るため、町立病院での人工透析を可能とできるよう体制整備に努めるとともに、現在行っている交通費助成を含め他の支援策についても検討していく。

### (3) 救急医療

本町における唯一の救急告示病院として救急医療に取り組むことを基本に、専門的で高度な医療を

要する患者については、OK I-netの効果的な活用を図り、医師の所見やレントゲン画像、検査データ等の転送など、救急患者のケースに即した迅速な対応に努めるとともに救急搬送体制を強化し、公立置賜総合病院とのより綿密な連携を図っていく。

#### (4) 検診体制

町民一人ひとりの状況に応じたサービスの提供が必要となるため、町民個々人の健康管理と健康増進、疾病予防に努めるとともに、各種検診事業の受診率の向上を図るため、各地区における健康教室の開催や検診内容の充実を図っていく。

また、町立病院の健診部門との連携強化を図り、癒しの園全体で町民の健康づくりを行う体制の強化と基盤の整備に努めていく。

#### (5) 保健活動

健康管理センターでの保健活動のなかで、体力づくり・運動指導が必要な対象者を把握するとともに、特定健診における特定保健指導を要する対象者を把握し、教育委員会や地域、職域との連携を図りながら、運動教室と健康教室の共催などソフト事業を展開、強化する。

また、幅広い年齢層へ対応した保健活動を行なうため、日中、就労している世代が利用しやすい時間帯に事業展開するなど、新たな内容と手法について検討していく。

#### (6) 訪問看護

患者一人を様々な角度からサポートできる体制や基盤強化を図り、関係機関とのより一層の連携を強め、トータル的な地域包括医療ケアへとつなぐ役割を果たしていく。また、高齢者が明るく活力ある生活を送るために、ニーズの高い居宅介護支援機能のより一層の充実に取り組む。そのため、町立病院のリハビリ部門との連携を強化し訪問リハビリを拡大していくとともに、高齢者の口腔機能の維持向上を図るため、訪問歯科の実施について検討を行う。

#### (7) 在宅介護支援

介護保険制度で活用できるサービスメニューの検討と、多様なニーズの把握を行うとともに、個々の症状に柔軟に対応できるようサービス提供体制の強化など、在宅介護支援の充実を図る。また、在宅介護のメリットを活かし、要介護者及び介護者の両者の立場から、メンタル面でのフォローに努めていく。

### 3 自立促進計画

本計画において、医療の確保に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|------|------|----|
|--------------|--------------|------|------|----|

|         |                      |                 |   |  |
|---------|----------------------|-----------------|---|--|
| 5 医療の確保 | (1) 診療施設<br>病院       |                 |   |  |
|         |                      | 医療機器更新事業        | 町 |  |
|         |                      | 電子カルテ更新事業       | 町 |  |
|         |                      | 人工透析設備整備事業      | 町 |  |
|         | (3) 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                 |   |  |
|         |                      | 医師確保対策事業        | 町 |  |
|         |                      | 小児インフルエンザ予防接種事業 | 町 |  |
|         | (4) その他              |                 |   |  |
|         |                      | 福祉医療給付事業        | 町 |  |
|         |                      | 母子保健事業          | 町 |  |
|         |                      | 不採算医療確保対策事業     | 町 |  |
|         |                      | がん検診推進事業        | 町 |  |
|         |                      | 特定不妊治療費助成事業     | 町 |  |
|         |                      | 予防接種事業          | 町 |  |
|         |                      | 特定健康診査等事業       | 町 |  |
|         |                      | 国保人間ドック事業       | 町 |  |
|         |                      | 歯科訪問診療事業        | 町 |  |
|         |                      | C C R C 対策事業    | 町 |  |
|         |                      | 人工透析事業          | 町 |  |
|         |                      | 訪問看護サービス事業      | 町 |  |
|         |                      | 介護老人保健施設設備等更新事業 | 町 |  |

## 第6節 教育の振興

### 1 現況と問題点

#### (1) 学校教育

本町には、平成27年4月現在で小学校2校（単独校1、小・中併設校1）、中学校2校（単独校1、小・中併設校1）が設置されている。

平成13年度から取り組んできた小中高一貫教育については、平成26年3月に策定した新たな小中高一貫教育基本構想（新構想）に基づき、確かな学力、健康と体力、豊かな心を兼ね備えた「人間力」の育成を目指して、学力向上、読書活動、規範・挨拶、体力づくり、生活リズムの5つを連携の視点とした「おぐにスタンダード」をこれまで進めてきた「国際・情報」と「白い森学習」（地域学習・就労体験）に新たに加えた3つの柱を設定して取り組むこととしている。

##### ①児童・生徒数

児童・生徒数は、昭和40年代以降減少しており、平成27年4月現在では、小学生376人、中学生184人で合計560人となっている。就学前児童数等をみても減少傾向は今後とも続くものと見込まれている。学校別の児童・生徒数は、小国小学校が364人、叶水小学校が13人、小国中学校が181人、叶水中中学校が3人となっているが、叶水小・中学校では小学生2年と3年、5年と6年で、中学生は1年と2年が複式学級を編制している。

確実に進行する少子化の中で、平成17年度、今後の児童・生徒数の推移を考慮し適切な教育環境を確保するため、概ね平成25年度を目標として小学校、中学校それぞれ1校に統合することが望ましいとする「学校統合に関する基本的な考え方」が示されて以後、平成18年4月に玉川中、小玉川中が小国中へ統合されたのをはじめ、これまで小学校6校が小国小に、中学校4校が小国中にそれぞれ統合され、学校再編が進められている。

小学校数と児童数等

(単位：校、人、資料：教育委員会資料)

| 区分    | 学校数 |    | 学級数  | 児童数   |     |     | 教員数 | 1学級<br>あたり児童数 | 教員1人<br>あたり児童数 |
|-------|-----|----|------|-------|-----|-----|-----|---------------|----------------|
|       | 本校  | 分校 |      | 計     | 男   | 女   |     |               |                |
| 昭和45年 | 10  | 5  | 65学級 | 1,461 | 743 | 718 | 89  | 22            | 16             |
| 昭和55年 | 9   | 2  | 46学級 | 979   | 483 | 496 | 71  | 21            | 14             |
| 昭和60年 | 8   | 1  | 47学級 | 881   | 443 | 438 | 71  | 19            | 12             |
| 平成2年  | 8   | 1  | 49学級 | 815   | 417 | 398 | 83  | 17            | 10             |
| 平成7年  | 8   | 1  | 45学級 | 713   | 367 | 346 | 81  | 16            | 9              |
| 平成12年 | 8   | 1  | 43学級 | 620   | 290 | 330 | 79  | 14            | 8              |
| 平成17年 | 8   | 1  | 42学級 | 569   | 311 | 258 | 66  | 14            | 9              |
| 平成22年 | 6   | -  | 32学級 | 433   | 200 | 233 | 51  | 14            | 8              |
| 平成27年 | 2   | -  | 18学級 | 376   | 193 | 183 | 27  | 21            | 14             |

中学校数と生徒数等

(単位：校、人、資料：教育委員会資料)

| 区分    | 学校数 |    | 学級数  | 生徒数 |     |     | 教員数 | 1学級<br>あたり生徒数 | 教員1人<br>あたり生徒数 |
|-------|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|---------------|----------------|
|       | 本校  | 分校 |      | 計   | 男   | 女   |     |               |                |
| 昭和45年 | 8   | -  | 34学級 | 886 | 442 | 444 | 69  | 26            | 13             |
| 昭和55年 | 7   | -  | 25学級 | 497 | 238 | 259 | 63  | 20            | 8              |
| 昭和60年 | 6   | -  | 21学級 | 452 | 234 | 218 | 51  | 22            | 9              |
| 平成2年  | 6   | -  | 21学級 | 413 | 212 | 201 | 52  | 20            | 8              |
| 平成7年  | 6   | -  | 22学級 | 383 | 177 | 206 | 60  | 17            | 6              |
| 平成12年 | 6   | -  | 20学級 | 330 | 165 | 165 | 56  | 17            | 6              |
| 平成17年 | 6   | -  | 21学級 | 301 | 135 | 166 | 58  | 14            | 5              |
| 平成22年 | 4   | -  | 17学級 | 277 | 160 | 117 | 45  | 16            | 6              |
| 平成27年 | 2   | -  | 10学級 | 184 | 95  | 89  | 27  | 18            | 7              |

## ②教育施設

平成24年度、25年度において、統合小学校の母体となる新しい小国小学校を整備し、平成26年4月に開校した。新しい小国小学校は、小国中学校や小国高校、おぐに開発総合センター、町民総合体育館等がある文教地区（岩井沢地内）に小国中学校と渡り廊下でつないで建設した。これにより本町が進める小中高一貫教育をはじめ、保育園から高校、生涯教育までの一貫した教育環境が整備された。

一方今後は、学校統合により発生した空き校舎の利活用が大きな課題となっている。

## ③高校卒業者の進路

平成26年3月末の高校卒業者の進路状況をみると、卒業生93人中、進学者は54人（58.1%）、就職者は39人（41.9%）となっている。就職者のうち、町内に就職したのは19人、県外は10人である。

高校生の新規学卒者数の進路（3月現在）（単位：人、資料：山形県学校基本調査）

| 区分    | 総数  | 進学<br>(就職進学含む) | 専修学校等 | 就職  |      | その他 |
|-------|-----|----------------|-------|-----|------|-----|
|       |     |                |       |     | うち県外 |     |
| 昭和45年 | 235 | 36             | 35    | 164 | 90   |     |
| 昭和55年 | 179 | 28             | 47    | 104 | 30   |     |
| 昭和60年 | 122 | 16             | 34    | 72  | 17   |     |
| 平成2年  | 116 | 22             | 23    | 68  | 22   | 3   |
| 平成7年  | 125 | 27             | 30    | 68  | 25   |     |
| 平成12年 | 114 | 36             | 39    | 36  | 10   | 3   |
| 平成15年 | 119 | 55             | 28    | 28  | 6    | 8   |
| 平成17年 | 111 | 44             | 34    | 33  | 7    |     |
| 平成22年 | 93  | 49             | 19    | 23  | 4    | 2   |
| 平成26年 | 93  | 28             | 26    | 39  | 10   |     |

## (2) 生涯学習

人生80年という生活時間の増大と情報化、国際化の進展や高学歴社会にあって、住民の価値観が多様化し、それにつれて、住民の中には、心豊かな生涯を送るための知識や技術習得に対する要求が高度化、個別化している。生涯学習は、こうした状況に対応した個々の生活スタイルのニーズに応え

うるテーマでの学習機会を提供しながら、地域づくりやコミュニティの形成、さらに産業の振興といった広範な分野に及ぶ知識や技術の習得を目指しているが、個々人の自己実現の範疇に止まっている状況にある。

本町の生涯学習の拠点は、昭和 43 年に建設したおぐに開発総合センターであり、利用者数は年平均約 15,000 人だが、施設機能の不足や施設の老朽化により早急な改修が必要となっている。また、同センター内には年平均約 7,000 人が利用する図書室を設置し、約 26,000 冊の蔵書を有している。今後は、利用者の多様化する要求に対応するうえでも、他団体との図書館ネットワークシステムの構築が必要である。

地域コミュニティ機能を補完する施設として、町内 2 カ所（南部、東部）に地区公民館が設置されているが、総合センターとの役割や地区公民館そのものの在り方について、検討が求められている。さらに基礎集落には 40 の自治公民館があり、住民の村づくりの拠点として活用されているが、少子高齢社会の進行により、集落活動の維持、機能の低下が懸念される。

このことから、平成 25 年度に策定した生涯学習推進計画を基本に、総合センター、地区公民館、自治公民館のそれぞれが持つ役割を明らかにしていく。

### (3) 生涯スポーツ

スポーツは、爽快感や達成感、他者との連帯感など精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、心身の両面に渡る健康の保持増進につながる。また、生涯にわたってスポーツを楽しむことは、生きがいくくりや健康づくりに極めて大きな意義があるといえる。

本町における生涯スポーツの振興は、平成 26 年 3 月に小国町スポーツ推進計画を策定し、『『スポーツで明るい笑顔・さわやか感動・いきいき地域』の実現を目指して』を目標に、①生涯スポーツの振興、②競技スポーツの振興、③コミュニティスポーツの振興の 3 本を柱に事業展開している。

まず、生涯スポーツでは高齢化の進行に伴い、健康な生活を送るための基礎体力の向上を目指し、それぞれの年代に応じたプログラムの提供を行っているほか、ニュースポーツの普及に取り組んでいる。しかし、近年、健康づくりの視点から他の部署における同種の事業が展開されるようになってきていることから、これら事業との調整が必要である。

また、競技スポーツの振興にあたっては、体育協会との連携のもと、14 の競技別団体がそれぞれ自主的な活動を展開しているほか、11 のスポーツ少年団で約 200 名、町内全児童・生徒の 34.0%が活動をしており、これらの団体の活動支援やこれに伴う指導者の育成事業に取り組んでいる。

コミュニティスポーツの振興では本町に結成されている 11 地区の体育協会を中心に、スポーツ大会を開催し、そのうち 3 種目を地区対抗形式で実施している。しかし、近年、参加者を確保する事が困難な状況も生じており、実施手法等に検討を加えながら開催されている。

生涯スポーツにおいても、生涯学習と同様に、個人の価値観が多様化し、それにつれて、団体でスポーツを楽しむことから、個人の生活スタイルに合わせたスポーツの楽しみ方に変化している。それに伴い、施設環境の充実が求められているが、本町では、昭和 54 年に完成した町民総合体育館を中心とした、町民プール、町民広場のある二の宮公園エリアと平成元年度から整備を進めてきた町民野球場、テニスコート、陸上競技場、合宿施設アスネットのある総合スポーツ公園エリアが、住民のニーズに対応できるよう配置されている。また平成 24 年に、新小国小学校建設に伴って新しい多目的屋内運動場「あいべ」を建設した。これらの施設がより、専門的なニーズに対応できるよう、施設機能の連携を図る必要がある。

このような中で、平成 21 年度に生涯スポーツの普及と実践を目的に、町民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ「Y u i（ゆい）」が設立され、各年代層に応じた多彩なスポーツを提供す

るなど、生涯スポーツ環境の充実が図られている。Y u i は、平成 27 年度から多目的屋内運動場及び町民総合体育館の指定管理者となり、施設管理とスポーツサービスの提供を一体的に展開している。

#### (4) 文化財

本町には、長い歴史と伝統の中で育まれてきた有形、無形の文化財が数多く残されているが、中でも特に貴重な文化財 37 点を町の文化財として指定している。そのほか、県の特別天然記念物として 2 点の指定を受けている。平成 9 年度に白い森暮らしの資料館を開館し、これまでに収集した民俗資料を中心に展示、公開しているが、小国町の生活文化、生活技術、すなわち「ぶな文化」を後世に伝えていくうえで、資料館は交流においても不可欠なコミュニケーション、プロモーションの役割を果たすことから、その有効活用と知恵と技の継承を進める仕組みづくりが課題となっている。

#### (5) 芸術文化

本町では、文化協会と連携しながら児童、生徒を対象とした芸術鑑賞会、一流の古典芸能に触れ、古典文化への理解を深める事を目的として実施している白い森古典芸能ふれあい事業ほか、文化祭も毎年実施している。しかし、芸術文化に触れる機会は必ずしも十分とは言えず、各種文化団体の育成を図るとともに、住民に対する芸術、文化情報の提供や意識の高揚を図っていく必要がある。

## 2 基本的な対策

### (1) 小国を担う子どもたちの育成

子どもたちの健やかな成長には、家庭、学校に加え、地域が有している機能や力が不可欠であるため、地域の力を引き出す機会の設定や子どもたちと地域の融合など、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進する。また、子どもたちが社会の変化に対応しながら、自分たちの視線でまちづくりを見つめ、社会の一員として活動できるよう世代間交流や地域行事への参加を促進していく。

#### ①幼児教育

小国町で育つ子どもたちを社会（町民）全体で大事にするという心を子育て支援の基本に据え、誰もが安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を整える。さらに、多様化する保育需要に対応した保育環境の充実や、小中高一貫教育の基礎的なものとなる保小中連携の強化、子育て家庭を地域全体で支えあう環境の整備を行っていく。

#### ②心の教育

心の問題は、対人関係や社会環境など複層的に不安要因が絡み、いじめや不登校、犯罪の低年齢化などの問題行動に発展する危険性を含んでいる。このことから、学校や家庭、地域、有識者が連携を深めながら、児童・生徒の不安の連鎖を絶ち、健全な身体の成長を支えていくため、教育相談員の設置等相談業務の充実や支援ネットワークの充実を図る。また、学習適応障害や発達障害を持つ児童・生徒に対し、学習支援員の配置や特別支援学級設置の要請など特別支援教育の推進を図り、児童・生徒の学習と学校生活を支援していく。

#### ③特色ある学習環境の創出

地域活動や世代間交流活動の場として、閉校施設をはじめ、学校の余裕空間を多様に活用することについて検討を進め、公開講座の開催など教職員や地域有識者との連携した事業を推進する。ま

た、地域学習のための副読本など地域学習教材の充実を図り、地域への理解を深める教育を推進するとともに、学校行事への地域の参加と地域活動への学校の参加を促進し、地域と学校との連携を深めていく。

また、児童生徒の基礎・基本的な知識や技能をより習得できるための学力充実支援員や子どもの読書活動の推進や学校図書活用の推進、読み聞かせボランティアとの連絡調整などを担う読書活動支援員を配置している。さらに学校統合によって、学校区が広域となったことから、地域と学校の連携を深めるため、学校運営協議会を設置するとともに、地域の企業や人財を活用して児童生徒の学力向上を図るため、学習支援センターを設置している。今後も、こうした取り組みを継続し、本町にあった特色ある教育環境の創出を図っていく。

町がもつ豊かな自然的、社会的、歴史的、人的資源を広く学習資源と捉え、町全体をフィールドに、広く内外に情報発信し、さまざまな利活用を提案しながら、まちづくりと連動する新たな学習環境の創出を図っていく。

#### ④小中高一貫教育の推進

新たな小中高一貫教育基本構想に基づき、小学校から高校まで連携した教育の実施と地域住民を委員とした学校運営協議会との連携により、本町に受け継がれてきた生活文化や生活技術、伝統芸能や年中行事などの地域文化を系統的に学習しながら、郷土を愛する心を育成していくとともに、国際理解教育、情報教育の分野に力を注ぎながら、国際社会においても活躍できる人財を育成していく。また、勤労観や職業観の育成、より高度な専門知識の体験を目的として企業や県内大学等との交流や連携を推進していく。そのため、教職員交流や英語指導助手の確保、さらには、本町の教育課題に合致する総合的な学習の時間の活用に向けた新たな方策の検討など、小中高一貫教育の円滑な実践と特色ある教育体制の展開を可能とする支援策を講じていく。さらに地域の特色を活かし、将来の小国町を担う人財を育成するため、山形県と連携を深めながら、県立小国高等学校のさらなる魅力づくりに取り組んでいく。

#### ⑤教育施設の整備

次代の小国町を担う子どもたちが、いきいきと、またのびのびと学習活動や体験活動に集中できるように、小国町の特長を活かした教育環境の整備・充実を図る。学校統合によって学校区が広域化したことから、引き続き利便性の高いスクールバスの整備運行に取り組むとともに、郷土学習、芸術文化活動での利活用など、環境づくりを進めていく。

また、ICTなどを活用した教材を整備し、学習の効率化と、情報教育や国際理解教育、環境教育など、時代に対応した能力を習得できる教育環境の整備に取り組む。

さらには、閉校施設の現状を踏まえ、解体や利活用について検討していく。

## (2) 生涯学習の推進

住民一人ひとりが豊かな人間性と生きがいに満ちた人生を創造し、地域づくりやコミュニティの形成に反映させていくには、生涯にわたる自発的、主体的学習を促していくことが重要である。高度化、個別化する学習欲求に応えていく学習機会の拡充を図るとともに、学習活動が地域社会との係わりの中で展開できる仕組みや、特に子育て世代に対して、地域づくり、まちづくりへの主体的な取り組みを促進するための学びの場を創り、子どもとともに育つ態勢づくりを進める。また、生涯学習推進計画に基づき、小国町に伝えられてきた生活文化・生活技術を基調とした学習プログラムを展開し、小国町を担う多様な人財の育成と確保に努める。さらに少子、高齢社会、国際化、ICT化といった取り巻く社会環境に対応した学習機会と「場」の提供を図りながら、若者が出会い、ふれあうことで

きる環境づくりに取り組んでいく。

### ①主体的な学習活動の推進

生涯学習の推進にあたって、企業や教育機関、民間団体や地域社会相互の連携を深めるとともに、その実践や相談に対応できるよう窓口機能を強化する。また、町民の主体的な学習活動に結びつくよう多彩なテーマの学習機会を設定し、その知識や技術をこれからの地域づくりや産業の振興、NPOの設立などの新しい分野に活かしていくことを目指す。

### ②地域文化に根ざした生涯学習の展開

先人が営み、今に受け継がれてきた「ぶな文化」は、生涯学習活動において多面的な効果をもたらす中心的存在であり、学習プログラムには欠かすことのできないものである。一方で、この「ぶな文化」の継承と創造的発展は、これからの小国町を築くとても重要な柱であることから、生涯学習の展開における取り組みを継続して推進していく。

### ③芸術文化の振興

町民による各種芸術文化にふれる機会の提供と充実に努め、芸術文化に対する意識の高揚を図る。また、町民の芸術文化に対する関心は、個性化、高度化してきていることから、自主的な活動やサークル活動の振興を図り、多様な芸術文化活動の展開可能な環境づくりを推進するとともに、情報提供機能の充実や生活実態にあった圏域における広域的な芸術文化事業の共同開催などを積極的に展開する。さらに、ぶな文化に現代性を加味し、新たな山村文化の創造を図るとともに、ぶな文化に関する情報受発信機能を高めていく。

## (3) 生涯スポーツの推進

平成22年2月に設立した総合型地域スポーツクラブ「おぐにスポーツクラブYui」と連携し、町民ニーズに応じた各種スポーツ教室やイベント事業などの展開、支援などを図るとともに、体育協会とも連動しながら、住民自らが健康とスポーツを意識し続けるための人財育成と専門的なニーズに対応できる指導者の養成を図っていく。

## 3 自立促進計画

本計画において、教育の振興に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)           | 事業<br>内<br>容    | 事業<br>主<br>体 | 備考 |
|--------------|------------------------|-----------------|--------------|----|
| 6 教育の振興      | (1) 学校教育関連<br>施設<br>校舎 |                 |              |    |
|              |                        |                 |              |    |
|              |                        | 学校耐震化事業         | 町            |    |
|              |                        | 小国中学校武道館新築事業    | 町            |    |
|              | スクールバ<br>ス・ボート         | 小国中学校リフォーム事業    | 町            |    |
|              |                        |                 |              |    |
|              |                        | 学校授業対応バス購入事業    | 町            |    |
|              | その他                    | スクールバス購入事業      | 町            |    |
|              |                        |                 |              |    |
|              |                        | 学校教育用コンピュータ整備事業 | 町            |    |
|              |                        | 校務用コンピュータ整備事業   | 町            |    |

|                        |                              |             |       |
|------------------------|------------------------------|-------------|-------|
| (3) 集会施設、体育施設等<br>集会施設 |                              |             |       |
|                        |                              | 町           |       |
|                        | 小国開発総合センター施設補修事業             |             |       |
| (4) 過疎地域自立<br>促進特別事業   |                              |             |       |
|                        | 小中高一貫教育支援事業                  | 町           | 9 節掲載 |
|                        | 小玉川地区社会教育実践事業（旧小玉川小中学校利活用事業） | 町           | 8 節掲載 |
|                        | 幼児英語ふれあい事業                   | 町           |       |
|                        | 学校給食無償化事業                    | 町           | 9 節掲載 |
| (5) その他                |                              |             |       |
|                        | 学校授業対応バス運行事業                 | 町           |       |
|                        | 特別支援教育推進事業                   | 町           |       |
|                        | 読書活動支援員設置事業                  | 町           |       |
|                        | 小中学校感性教育支援事業                 | 町校長会        | 補助金   |
|                        | 小中学生健康体力づくり推進事業              | 各団体         | 補助金   |
|                        | 社会科副読本作成事業                   | 町           |       |
|                        | 小学校図書整備事業                    | 町           |       |
|                        | 中学校図書整備事業                    | 町           |       |
|                        | 小学校教科書改訂事業                   | 町           |       |
|                        | 中学校教科書改訂事業                   | 町           |       |
|                        | 教員養成事業                       | 町           |       |
|                        | 学校教育研究所活動支援事業                | 学校教育<br>研究所 | 補助金   |
|                        | 学校保健管理事業                     | 町           |       |
|                        | 休校校舎維持管理事業                   | 町           |       |
|                        | スクールバス運行事業                   | 町           |       |
|                        | 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業   | 町           |       |
|                        | I C T 活用推進事業                 | 町           |       |
|                        | 学校物品購入事業                     | 町           |       |
|                        | 要保護及び準要保護生徒就学援助費（小学校）        | 町           |       |
|                        | 要保護及び準要保護生徒就学援助費（中学校）        | 町           |       |
|                        | 教育教材整備事業（中学校）                | 町           |       |
|                        | 小学校教育教材整備事業                  | 町           |       |
|                        | 小学校一般管理費                     | 町           |       |
|                        | 中学校一般管理費                     | 町           |       |
|                        | 学校施設維持補修事業                   | 町           |       |
|                        | 中学校保健管理事業                    | 町           |       |
|                        | 中学校施設維持補修事業                  | 町           |       |
|                        | 中学校吹奏楽用楽器整備事業                | 町           |       |
|                        | 中学校物品購入事業                    | 町           |       |
|                        | 社会教育主事講習派遣事業                 | 町           |       |
|                        | 生涯学習講座開設事業（地域学講座開設事業）        | 町           | 7 節掲載 |
|                        | 放課後子ども教室推進事業                 | 町           |       |
|                        | 学校支援地域本部事業                   | 町           |       |
|                        | 社会教育事業用物品更新事業                | 町           |       |
|                        | おぐに開発総合センター管理運営事業            | 町           |       |
|                        | 白い森学習支援センター設置運営事業            | 町           |       |
|                        | 白い森学習推進事業等支援事業               | 町           |       |
|                        | 文化振興事業                       | 町・民間        |       |

|  |                 |   |  |
|--|-----------------|---|--|
|  | 公民館経常事務事業       | 町 |  |
|  | 二の宮公園管理事業       | 町 |  |
|  | スポーツ推進計画策定事業    | 町 |  |
|  | 小国町体育協会支援事業     | 町 |  |
|  | 生涯スポーツ振興事業      | 町 |  |
|  | 町民プール管理運営事業     | 町 |  |
|  | 町民プール設備修繕事業     | 町 |  |
|  | 体育施設管理運営事業      | 町 |  |
|  | 総合スポーツ公園修繕事業    | 町 |  |
|  | 町民総合体育館リニューアル事業 | 町 |  |
|  | こどもの食育事業        | 町 |  |
|  | 奨学金返還支援事業       | 町 |  |
|  |                 |   |  |

## 第7節 地域文化の振興等

### 1 現況と問題点

小国町には、先人たちが自然と向き合った生活の中で、その意志と努力によって育んできた大切な生活文化や生活技術、すなわち「ぶな文化」が残されている。

それは、例えば、山に入って山菜やキノコを採り、それを調理、保存すること。マタギに代表される狩猟の技術と規律。様々な樹種の性質を巧みに使った木地づくりやつる細工など。さらに、こうした自然との営みの中から、豊作や豊猟を祈願する獅子踊りや年中行事、農民芸能などが生まれた。これらは多くの場合、効率性ばかりが追い求められる都市的な価値観とは対極の、貴重な価値を有する特性である。

しかし、情報通信の発達や地域間移動の拡大、価値観の多様化などによって、集落を取り巻く環境と住民の生活様態は大きく変化を遂げており、少子高齢化による地域の担い手の減少が進むなか、こうした文化の一部には、衰退し、受け継がれないまま姿を消したものもある。

一方で、環境問題に直面した世界の価値観が、近代における自然を支配する論理から自然と共存する論理へと大きくシフトしており、農山村の役割はますます大きくなっていると同時に、情報通信の発達や移動社会の拡大は、農山村が持つ貴重な価値観を広く普及させている。

さらに、地域住民が主体的に取り組むまちづくりの場面においては、その地域に根差した独自のまちづくりの方法、すなわち、地域資源の発見と活用の手法が求められており、それは必然的に、この地域固有の歴史と文化を見直すことと結びついている。

ぶな文化が様々な要因により失われつつあるという危機意識を持ちながら、新しい時代の要請に応じていくため、積極的に後世に受け継いでいく努力をすることが現代に生きる私たちの使命である。

### 2 基本的な対策

豊かな人間性や自然とともにある暮らしに裏付けられた、ぶな文化の知恵と技を次世代に継承していく過程において、人と人のつながりが強く、ともに支えあう温かな関係性を再構築し、持続可能な新しい地域社会の形成に結びつけていく。さらに、知恵と技の継承は、地域を学び理解することにも通じるため、ふるさとに熱い情熱と誇りを持ち、新たな時代の小国町を担う人財育成や教育システムの基盤にすることが可能となる。他方、小国町では、それぞれの集落においても様々な生活文化などを有しており、その文化性を評価していくという視点を持ちながら、その展開を図る。さらには、こうした文化を小国町固有の「誇り」としてブランド化することにより、交流や産業おこしにつなげ、継承する仕組みづくりを検討していく。

こうした地域文化の振興を図り、知恵と技の継承を進める仕組みと場づくりのため、「山の暮らし伝承創造機構」を創設する。あわせて、老朽化が顕著な現在のおぐに開発総合センターの機能を包含し、山の暮らし伝承創造機構の取り組みを進めるためのまちづくりの拠点施設となる「山の暮らし伝承創造センター（仮称）」の整備に取り組む。

#### (1) 生活文化・生活技術の伝承と発展

小国町が標榜する「ぶな文化」とは、縄文時代から受け継がれてきた生活文化、人々の生活技術、狩猟に見る山の規律、落葉広葉樹の森と木地師の文化、山の神信仰と暮らし、これらを培ってきた豊

かな自然、独特の産業構造など、小国の人々の暮らしを支えてきた有形、無形、静的、動的文化の総称である。

これまで受け継がれてきた生活文化及び生活技術を、積極的に評価、保存し、次代に継承していくための仕組みの構築を図り、町外の方も含めたより多くの人たちがその仕組みに関わることができる場の設定を推進する。また、その仕組みを中心に、文化の継承のみにとどまることのない、新たな小国町の文化創造に結びつけていくとともに、自然学習活動を通じてその発展を支える人財の育成を図るネイチャリングタウン構想の実現を目指しながら、本町の生活文化・生活技術の発信に向けた取り組みを進める。

## (2) 資料等の収集

生活文化・生活技術の継承にあたっては、それを物語る残された貴重な資料等をも含め後世に引き継いでいく必要がある。また、人口減少が進む集落にあって、集落の成り立ちや歴史を記録していくことも重要である。このため、山の暮らし伝承創造機構の取り組みの中で、これまで収集した民俗資料等とあわせ、新たな資料の収集を進めながら、小国の暮らし、小国の文化をより適切に展示、発信できる方策を検討していく。

## 3 自立促進計画

本計画において、地域文化の振興等に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名)                      | 事業<br>内<br>容            | 事業<br>主体 | 備考    |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------|----------|-------|
| 7 地域文化の<br>振興等 | (1) 地域文化振興<br>施設等<br>地域文化振興<br>施設 |                         |          |       |
|                |                                   | 山の暮らし伝承創造センター整備事業       | 町        | 9 節掲載 |
|                | (2) 過疎地域自立<br>促進特別事業              |                         |          |       |
|                |                                   | 地域資源活用域学連携事業            | 町        | 9 節掲載 |
|                |                                   | 山の暮らし伝承創造機構設立事業         | 町        | 9 節掲載 |
|                |                                   | 山の暮らし伝承創造センター整備基本計画策定事業 | 町        | 9 節掲載 |
|                |                                   | ネイチャリングタウン構想推進事業        | 町        | 9 節掲載 |
|                | (3) その他                           |                         |          |       |
|                |                                   | 生涯学習講座開設事業（地域学講座開設事業）   | 町        | 6 節掲載 |
|                |                                   | 文化財保護事業                 | 町        |       |
|                |                                   | 文化財補修事業                 | 町        |       |
|                |                                   | 補助金、交付金事業（小国町文化協会交付金）   | 町        |       |
|                |                                   | 「小国の知恵と技マイスター（仮）」認証制度事業 | 町        |       |
|                |                                   | マタギ文化伝承者育成事業            | 町        |       |

## 第8節 集落の整備

### 1 現況と問題点

小国町は、荒川、横川、玉川に沿っておよそ100もの集落が点在している。このため町では、昭和41年の「生活圏整備構想」から、「産業圏整備構想」、「自然教育圏構想」、さらには「ぶな文化交流圏構想」と、それぞれの時代背景や課題への対応を図るため、まちづくりの柱に定め、集落整備を図ってきた。

「生活圏整備構想」以来、継続的に取り組み、その中で集落機能の維持・保全と安定した町民生活の確保を図ってきた。もともとは、主たる生業であった農林業等の生産活動を通じて、生活と生産・文化が一体となったコミュニティ機能が形成されてきたわけであるが、明治時代における町村制の施行による旧村単位や、「生活圏整備構想」で示した生活圏域を一つの単位としながら、さらに現在、世代によっては町全体を生活圏として、基本的な生活の維持がなされてきた一方、地域自治活動や地域文化の継承活動などの集落機能については、いまだに多くの基礎集落単位において保全されているといえる。これらについては、住民の多くがその重要性を認識し、活動への参画意識も有していることから、今後当面は維持されていくものと期待されるが、急激な人口減少・少子高齢化の進行による影響は否定できず、その対応に向けた様々な取り組みを進めるとともに、生活圏と一体となった地域づくり基盤を再構築する必要がある。また、小中学校の統廃合に伴い、これまで学校を核とした地域コミュニティ機能が失われつつあることから、新たな地域づくりの仕組みを検討する必要がある。

これまでも、一つの集落や複数の周辺集落からなる圏域や職域の主体的な活動を支援するため、町では昭和59年に「むらおこし総合助成制度」を創設し、地域の活性化を促進してきた。これは、平成元年度からのふるさと創生に引き継がれ、現在では「ふるさとづくり総合助成事業」として圏域や職域のふるさと計画づくりと、これに基づく実践活動を支援している。これまでの事業内容は、公民館建設、生活水路や公園の整備、伝統芸能の復興、海外研修など、ハード、ソフト両面にわたるコミュニティ活性化事業が展開されており、その事業費は総額で9億600万円に達している。また、「公・共・私」の役割分担を明確にし、さらに実効的な支援を行うため、平成13年度に「コミュニティ道路整備事業」、平成14年度には「農村の暮らしづくり総合助成制度」を創設し、地域がより一層自主性、主体性をもった活動を行うことのできる環境を整備してきた。

また、平成22年度から「緑のふるさと協力隊」を配置し、集落支援のあり方を模索してきた。

#### ①人口減少・少子高齢化の進行

人口減少・少子高齢化の急激な進行は、本町に広範かつ深刻な影響を与えており、特に集落に対する影響は極めて大きなものがある。町内でも近年、住民がいなくなってしまった集落があるほか、数戸しか残っていない集落や、ある程度戸数はあるものの、高齢化の進行により、お祭りや盆踊り、共同作業等に支障をきたす懸念があるなど、コミュニティ機能が低下しつつある集落が増加している。こうした状況については、常にその実態を把握しつつ、多様な人々との「交流・連携・協働」の積極的な推進や、集落同士の支えあいなどの取り組みを行政も一体となって展開することによって、集落を見守り支える仕組みをつくとともに、買い物や高齢者・子どもの見守り機能などを集中した拠点の整備を進め、その集落における安定した生活の維持、確保を図る必要がある。

#### ②女性の活躍の場の構築

また、平均寿命の伸び、高学歴化や社会的自立意識の高まりなどによって、女性のライフスタイル

が変化しつつあり、就業や社会活動などで女性の社会参加が進んでいる。特に、本町では共働き率が高く、少子高齢化の進行に伴い、生産を支える人口の割合が減少していく中で、社会における女性の役割はますます重要なものになっている。住民生活の全般にわたって女性を取り巻く諸問題の解決を図り、女性が生活しやすく、さらに社会の発展に貢献していくための環境整備が必要である。

### ③集落の衰退による環境の衰退

小国町は、飯豊連峰、朝日連峰を中心とする豊かな自然に恵まれており、特にブナ林は全国有数の規模を誇っている。小国の人々は、その自然の恵みを持続的に享受するために、自然の条件に歩調を合わせながら、一方で自然に対し意識的に手を加えてその環境を創り、維持、保全するとともに、自然との共生と循環の知恵や生活文化を長い時間をかけて育んできた。

一方現代社会において、大量生産、大量消費の社会システムが、地球環境に深刻な影響を及ぼしており、現在、地球規模で環境問題が叫ばれている。これは、これまでの公害問題と違い、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出による地球規模での気候変動をはじめとして、大気汚染や水質汚濁、大量の廃棄物の処理問題など、より広域的に、そしてより複雑化してきているものでもある。また、ライフスタイルの変化に伴って、これまで人間と自然とのかかわり合いの中で保全されてきた里地里山が荒廃してきている。

山村集落の衰退は、環境に過剰の負荷を与えずに自然と多様な動植物と共に生きてきた知恵と技の衰退であり、景観の崩壊を招くものである。小国町の特性である豊かな自然環境の保全に向けた取り組みを進めることは、時代の要請に当てはまる動きであり、都市的な生活スタイルへの変化などによる経済第一の価値観にとらわれることなく、持続的な地域環境を適切に保全し、豊かな地域社会を構築していくことは、重要な意味を持つものである。

## 2 基本的な対策

地域づくりを推進するうえでの一定の地域コミュニティとして、第四次総合計画基本構想で設定した6つの地域づくり基盤（白沼地区、東部地区、南部地区、中央地区、沖庭地区、北部地区）の圏域を基本単位としながら、地域の実情に即した推進体制の整備を図ることにより、手作りによる地域づくり、集落機能の維持・保全、生活の支えあいなどを可能とする仕組みづくりを進める。具体的な取り組みにあたっては、次の視点を基本とした展開を図ることとする。

### (1) 地域づくりの方向

#### ①地域づくりテーマ

地域づくりの推進にあたって、6つの地域づくり基盤ごとに、それぞれの際だった特徴に着目したテーマを持つことによって、より地域の魅力を高めることに結びつく。ここでは、白沼地区を「街道と歴史民俗の里」、東部地区を「湖畔の森と水源の里」、南部地区を「飯豊の温もりと癒しの里」、中央地区を「人、業務、サービスの連携と交流拠点」、沖庭地区を「伝説と農民芸能の里」、北部地区を「朝日の自然と匠の里」とテーマを定め、地域経営の姿勢を重要視しながら、地域の住民が主体となった地域づくり、課題解決に向けた取り組みを推進していく。

#### ②地域づくり計画の策定

地域づくり基盤を軸として、地域資源や地域特性に基づく地域づくりへの取り組みに向け、その具体化を目指した物語性のある「地域づくり計画」の策定を促進するとともに、そのための積極的な支援を図っていく。

#### ③交流・連携・協働の促進

地域づくり基盤における地域づくりの推進や集落の力を維持していくため、住民と民間と行政、さらには町外の人々との交流、連携、協働を図るとともに、企業や大学、NPO等と一定のテーマを持って直接結びつくことも必要である。中でも外部的な補完機能として、NPOやボランティア団体などの組織化を支援し、連携しながら自立可能な地域社会を築いていく。こうした交流、連携、協働の前提として、地域の住民が、自らの地域に対する価値観を再認識し、「自信」と「誇り」を持って、主体的に課題解決や地域づくりに取り組むことが大切であることから、地域にある様々な資源の見直しや再評価を行う「地元学」の展開など、町民が主体的に活動できる機会の設定に努める。

### (2) 集落整備にかかる施策の方向

#### ①産業の振興

地域づくり基盤における地域資源、地域特性を再確認し、それぞれの圏域の中で創意工夫を施しながら、町外からの観光交流等を促進し、自立したコミュニティビジネスが形成できるような産業振興を目指していく。

また、見守りや宅配など、地域の困りごとをビジネスチャンスと捉え、新たな雇用や産業につなげる仕組みを構築していく。

#### ②生活基盤の整備

地域づくり基盤は、生活圏とほぼ一体となる圏域としてとらえられることから、域内道路の整備や圏域を結ぶ道路整備のほか、防災対策、地域公共交通体系の整備、ごみ・廃棄物の収集・処理、さらには水道施設や生活排水施設の整備など、安定した生活に欠かせない基盤の整備を着実にやっていく。

#### ③移住交流の推進

多様な地域間交流を実現するため、地域ならではの人や技、知恵などを交流の資源として再評価し、継続的な交流活動の素材として活用する仕組みと、その交流を支える基盤を構築する。そのうえで、地域を知る機会を提供するための交流事業や、地域コミュニティへの積極的参加を促進する活動などを展開するとともに、既存施設の活用なども視野に入れながら、交流の場、連携・協働の核となるコミュニティレストラン等のモデル的展開などを通じ、地域の活力増進を図っていく。

また、全国調査によれば、東京在住の40%の人（うち関東圏以外出身者は50%）が「地方への移住を検討している」（11.9%）又は「今後検討したい」（28.8%）と考えており、特に30代以下の若年層及び50代男性の移住に対する意識が高くなっている。観光交流事業の推進やこれまで進めてきた小国ならではの「都市部の利便性とは異なる豊かな暮らし」の提案・発信を積極的に行い、こうした都市部における「田園回帰」の受け皿としての移住環境整備を図っていく。そのため、パッケージ型の新規就農支援システムの構築や起業・創業支援事業、移住相談員の配置やお試し居住の実施、空き家を活用した住宅支援などに取り組んでいく。

#### ④支えあう地域社会の再構築

高齢者が豊かな経験と知識、技術などを社会で一層発揮できるよう、地域づくり基盤における活動拠点を整備するとともに、地域や集落内において高齢者を見守り、支えていく仕組みを作りあげていく。また、子育てについても地域全体で関わっていくこととし、子育て家庭に対する支援の充実を図っていく。こうした多様な主体と力の結集による支えあいの仕組みを通じ、集落に住む人々が安定した暮らしを維持することができるよう生活の一体性の確保を図ることとする。

#### ⑤集落機能の維持・保全

地域づくり基盤の内部における集落同士の結びつきや、民間団体、NPOなどのほか、地域外や

町外の人を含めた多様な主体による取り組み、さらにはそれを可能とする人財育成の新たな仕組みづくりに向けた側面支援、そして農用地や農業施設などの協働での維持管理の仕組みなど、新たな手法を活用しながら集落機能の維持・保全を図っていく。また、集落を見守り続けていくための新たな仕組みとして、「緑のふるさと協力隊」の受け入れをはじめ、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」等の導入を進める。そして地域内において買い物や高齢者・子どもの見守り機能、域内交通の集約など、機能を集中した「小さな拠点」を整備し、集落の維持と活性化を図る。

#### ⑥環境にやさしい循環型社会の構築

小国町が有する、広大な森林をはじめとした豊かな自然環境には、水資源、森林資源など自然エネルギー資源が豊富に温存されている。こうした資源の有効活用に向けて、公共施設における木質バイオマスエネルギーの多角的な活用や雪氷冷熱の利用、農業用水等を利用したマイクロ水力発電の導入などのモデル事例を構築し、民生部門への波及を促すことで、小国町で活用可能な新エネルギーの積極的な導入拡大を図っていくとともに、生ごみの堆肥化や日用品のリユース、リサイクルなどの資源循環の取り組みを展開し、環境負荷の小さい地域構造の構築を進める。

さらには、自然とともにある小国の町民の生活、その生活によって育まれた文化や技術などが小国町の優れた農山村景観を創ってきたことを改めて認識し、国外資本等による大規模な山林取得や水資源を求めた開発など新たに想定される課題に対応しながら、それを守り、伝えていくための取り組みを展開し、美しい田園、里山景観の保全を図っていく。

また、現在のような環境の時代に小国町が果たすべき役割やその取り組みを広く町内外に発信し、その考えに同調、共鳴する企業、大学等との連携による環境保全、景観保全を展開していくこととし、特に農地や森林の管理、再生可能エネルギーの導入とそれを活かした産業振興などを通じた企業や都市部との結びつきを模索するなど、新たな手法による取り組みを検討し、環境保全を切り口とした都市と農山村の協働・交流・連携を推進していく。

こうした取り組みとともに、ごみの減量化や省エネルギー、節電等を意識した、環境にやさしい小国らしい暮らし（小国ライフ）の普及と推進を図り、町民全体で環境保全の取り組みができるような仕組みの構築を進め、環境持続性の高い安全で先進的な地域に居住する「誇り」というべき地域のアイデンティティを醸成していく。

#### ⑦行政の総合的展開

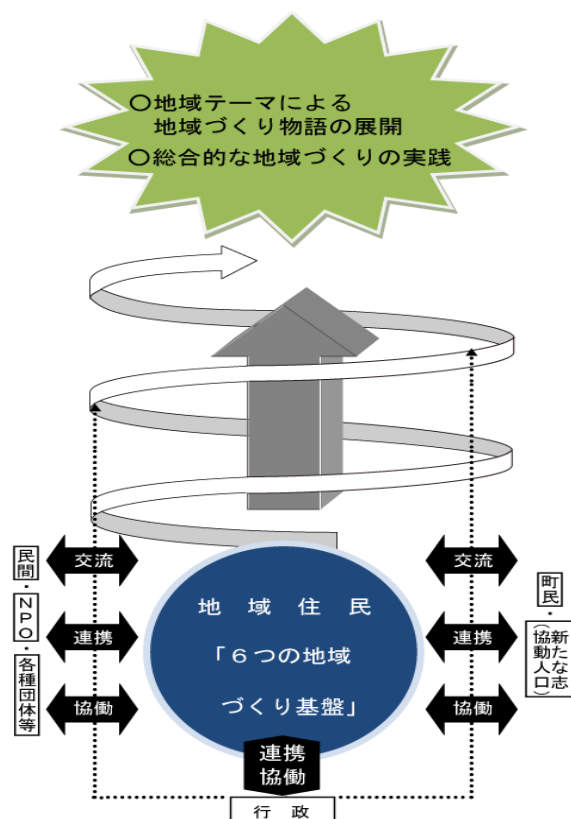
地域づくり基盤において、様々な主体の関わりによって集落整備や集落機能の維持・保全を進めていくにあたっては、地域づくり計画の策定支援なども含め、これまで以上に地域と密着するなど行政も一体となった展開を図ることとし、そのため地域担当制や出先機能等を検討し、行政内部における仕組みづくりを進める。そのうえで、行政サービスの総合化（全体的な雪対策、保健・福祉・医療・消防との連携等）や各分野が相互に関連した総合的な施策を推進し、より効果的なサービス提供に結びつけていく。

また、地域づくりを推進するうえで、その先導役となるリーダーの役割が重要であることから、その育成に向け、20～30代を主な対象とした研修制度の創設や地域づくり研修会への参加を促していく。特に、地域においては、女性の存在が不可欠であることから、その活躍の場づくりを進める。

さらに男女共同参画社会の形成に向けて、男女がお互いに尊重し、義務と責任を分かちあひながら支えあう意識の高揚を図るなどの施策を展開しながら、特に、女性の活躍による社会の活性化や地域における身近な男女共同参画などを重視し、また農山村社会における女性の役割の重要性を再確認し、それが各分野にわたる視点であることを認識した施策の展開を図る。さらに結婚減少・晩婚化が進展しているが、男女の出会いの場の創出への支援や結婚活動に関する情報提供などを推進する。

こうした取り組みにより、女性の活躍の場を増やすとともに、結婚の促進により少子化の抑制を図り、地域の活力を取り戻し、地域・集落の持続可能性の維持を目指す。

### 多様な主体による地域づくりのイメージ



## 3 自立促進計画

本計画において、集落の整備に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                          | 事業<br>主体 | 備考    |
|--------------|----------------------|-------------------------------|----------|-------|
| 8 集落の整備      | (2) 過疎地域自立<br>促進特別事業 | 小玉川地区社会教育実践事業(旧小玉川小中学校校利活用事業) | 町        | 6 節掲載 |
|              |                      | 集落活動維持保全事業(緑のふるさと協力隊受入)       | 町        | 9 節掲載 |
|              |                      | 「小さな拠点」づくり推進事業                | 協議会      | 9 節掲載 |
|              |                      | 地域づくり計画策定支援事業                 | 町        | 9 節掲載 |
|              |                      | 地域づくり交付金                      | 町        | 9 節掲載 |
|              |                      | 地域づくり支援員導入事業                  | 町        | 9 節掲載 |
|              | (3) その他              |                               |          |       |
|              |                      | 農村の暮らしづくり総合助成事業               | 民間       | 2 節掲載 |
|              |                      | コミュニティ道路整備事業                  | 町        |       |
|              |                      | ふるさとづくり総合助成事業                 | 町        |       |
|              |                      | 地域青年研修制度創設事業                  | 町        |       |
|              |                      | 男女共同参画計画策定事業                  | 町        |       |
|              |                      | 結婚活動への支援事業                    | 町        |       |

## 第9節 その他地域の自立促進に関し必要な事項

今、特に若い世代で、地方へ移住する動きが見られる。大都市の中に埋もれてしまい、自分が歯車の一つとなるような生活よりも、農山漁村の厳しい環境の中で、自分の価値観に基づいた自己実現を求めている。また、子どもの教育環境や都市とは違った新しいライフスタイルを求めて地方に移り住む動きは大きな流れとなっている。

また、外国人訪問者が急増しているが、その中にはいわゆる観光だけが目的でなく、国内の地方農山村の生活・文化に触れるために訪れている外国人も多い。インターネットの普及などにより、よりピンポイントで地域の情報を得て、グローバルな視点で評価している。

そのため、「白い森おぐに」の自然と、その中で培われてきた生活文化、そしてここでの「暮らし」を、もう一度グローバルな視点で評価して、おぐにの、地域の「誇り」を取り戻すことが重要であり、それを、自信を持って発信していくことが必要である。それにより、若者の田園回帰、そしてグローバル化の潮流を本町に向けることができる。

こうした流れを的確に受け止め、地域の自立促進を図るための施策を示した総合戦略を基盤としながら、本計画を実効性のあるものとしていく必要がある。

### I 小国町地域創生総合戦略の推進

#### 1 現況と問題点

国では、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題ととらえている。そのため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を制定し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人財の確保、さらには地域における魅力ある多様な就業の機会の創出することの一体的な推進を図ることとしている。このような認識の下、法に基づいて国は平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしている。国の総合戦略では、①地方における安定した雇用を創出する ②地方への新しい人の流れを創る ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代にあった地域を創り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する という4つの基本目標を掲げるとともに、その実現のための政策パッケージを定めている。

一方、まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となって推進する必要があることから、各地方公共団体においても国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案し、当該地方公共団体における地方人口ビジョンと「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することを求めている。

こうした国の動きに呼応し、本町におけるまち・ひと・しごと創生の取り組みを推進するため、平成27年10月に、本町の人口の現状と将来の展望を示した「小国町人口ビジョン」と、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「小国町地域創生総合戦略」を策定した。

本町では、「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち“白い森の国おぐに”」を将来像とする、第四次小国町総合計画基本構想及び後期基本計画に基づいて、総合的、計画的にまちづくりを進めている。基本構想、基本計画に掲げたまちづくりの基本目標、施策の大綱、施策展開の方向は、国の総合戦略の基本的な考え方と重なることから、総合戦略の策定にあたっては、基本構想及び基本計画で示したまちづくりの考え方を基盤とし、人口減少克服とあわせ将来像や基本目標を実現するための取り組みの展開をまとめている。そのため、本町における過疎対策においても、この総合戦略を着実に推進することが重要である。

## 2 基本的な対策

小国町のまちづくりにおいては、豊かな自然と、自然とともに生活してきた人々が育んだ生活文化、生活技術を大切にしながら、地域に根ざした産業の創出、豊かな生活空間と多彩な交流空間の形成、安全・安心な暮らしづくりなどに取り組んでいる。そして、各地域による、それぞれの特色や地域資源を活かした地域づくりの展開を通じて、総括的に小国町の魅力や特長として集積、発信するとともに、小国町の知恵と技の伝承・発展、またこれらに基づく協働、交流、連携等を担う仕組みとなる、「山の暮らし伝承創造機構」の創設を進めている。このため、小国町総合戦略では、「山の暮らし伝承創造機構による取り組みを通じ、地域の「誇り」と「魅力」を再興し、協働、交流、連携に基づく地域づくりを推進する」という基本方針を定め、今後より一層進行していく人口減少・少子高齢化に向けて、小国町の特性を活かした産業の創出により、若い世代の定住と交流促進による人口減少の抑制と安定した経済環境の構築による好循環を確立することが重要であるととらえ、次の3つの基本的な方向を設定した。

### 【基本的な方向】

- ①「おぐに」の魅力を活かした産業振興と”しごと”の創出 ～しごとづくり～
- ②子育て世代への的確な支援と地域を担う人づくり及び協働・交流・連携の推進  
～ひとづくり～
- ③安心・安全な暮らしの実現 ～まちづくり～

さらに、基本方針と基本的な方向の実現と人口ビジョンに掲げた政策効果の発揮を目指して、町民の意向を踏まえながら重点的に取り組むべき施策を戦略プロジェクトとして設定し、集中して展開することとしている。

### 戦略プロジェクト【1】

小国町内で仕事ができる環境づくりに向け、既存産業の支援をはじめ、新たな産業づくりへの取り組みを図る一方、新規就農支援や創業支援、新しいワークスタイルへの対応に加え、小国町で雇用促進や仕事の確保のために提供できる環境を積極的に発信していく。また、若い世代の定住を図るには、教育環境の整備を含めた子育て支援の充実が欠かせないことから、子育て相談や子育て事業の推進、負担軽減等の子育てサービスの取り組みのほか、SNSを活用した情報発信、子育て家庭向けの住宅支援等新たな施策を展開し、子育ての環境づくりの強化を図る。さらには、小国町における教育振興の中核、特に児童生徒の学力向上のシステムとして、地域住民が核となる白い森学習支援センターの取り組みを充実させ、小中高一貫教育とあわせて特色のある教育の推進に努める。

### 戦略プロジェクト【2】

小国町への移住交流を促進していくため、移住相談員の設置、移住セミナーの開催、お試し居住の実施、住宅の斡旋・紹介など一体化した取り組みを図るとともに、特に子育て世代に対する多様な支援策や若者を対象としたパッケージ型新規就農支援システム、創業支援、多様な働き方の提案等を含めた施策を促進プログラムとして位置づけ展開していく。あわせて、Uターンや「孫ターン」等小国町に関係する人々の移住定住に向けて、その情報発信の強化に加え、首都圏等における関係者の組織化を図る。

### 戦略プロジェクト【3】

小国町では、外部の人財等多様な人々が地域づくり、まちづくりに関わることにより、様々な動きやつながりに結びつけ協働・連携・交流を促進させることで課題や困難に対応していく姿勢が重要であるととらえている。そのため、「緑のふるさと協力隊」や「地域おこし協力隊」の受け入れ、大学機関等との連携等これまでの施策を進めると同時に、複合的な機能をあわせ持ち、こうした地域づくり、まちづくりの核となる仕組み「山の暮らし伝承創造機構」の創設を早急に推進し、より一層充実した取り組みを図る。一方で、地域の住民が自ら地域づくりに取り組むことが土台となることから、主体的な地域づくりに対する支援を充実させ、基本構想に示した6つの地域づくり基盤に基づく展開を図りながら、この機構を中心に多様な人々が小国町で活動し、また機構の重要な役割であるネイチャリングタウン構想（自然学習活動）の展開による人財育成が進むことで、さらなる魅力づくりへと発展し、小国町の若い世代が仮に一度町外に出たとしてもまた小国町に戻りたいと思う、夢のあるまちづくりの展開につなげていく。

## 3 自立促進計画

本計画において、小国町地域創生総合戦略の推進に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分           | 事業名<br>(施設名)         | 事業<br>内<br>容            | 事業<br>主体 | 備考    |
|------------------------|----------------------|-------------------------|----------|-------|
| 9 自立促進に<br>向けた重点<br>事項 | (1) 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                         |          |       |
|                        |                      | 山の暮らし伝承創造機構設立事業         | 町        | 7 節掲載 |
|                        |                      | 山の暮らし伝承創造センター整備基本計画策定事業 | 町        | 7 節掲載 |
|                        |                      | 白い森ブランド確立事業             | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | パッケージ型新規就農支援システム構築事業    | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 再生可能エネルギー導入可能性調査事業      | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 新たなワークスタイル創出調査事業        | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 地域資源活用型産業創出支援事業         | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 企業誘致対策事業                | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 創業支援事業                  | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 情報発信推進事業                | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 移住交流推進事業                | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | インバウンド推進事業              | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 首都圏等における小国町関係者組織化事業     | 町        | 1 節掲載 |
|                        |                      | 子育て支援福祉医療給付事業           | 町        | 4 節掲載 |
|                        |                      | 子育て情報発信事業               | 町        | 4 節掲載 |
|                        |                      | 子育て家庭向け住宅支援事業           | 町        | 4 節掲載 |

|  |         |                            |     |       |
|--|---------|----------------------------|-----|-------|
|  |         | 小中高一貫教育支援事業                | 町   | 6 節掲載 |
|  |         | 学校給食無償化事業                  | 町   | 6 節掲載 |
|  |         | 地域資源活用域学連携事業               | 町   | 7 節掲載 |
|  |         | ネイチャリングタウン構想推進事業           | 町   | 7 節掲載 |
|  |         | 集落活動維持保全事業（緑のふるさと協力隊受入）    | 町   | 8 節掲載 |
|  |         | 「小さな拠点」づくり推進事業             | 協議会 | 8 節掲載 |
|  |         | 地域づくり計画策定支援事業              | 町   | 8 節掲載 |
|  |         | 地域づくり交付金                   | 町   | 8 節掲載 |
|  |         | 地域づくり支援員導入事業               | 町   | 8 節掲載 |
|  | (2) その他 |                            |     |       |
|  |         | 山の暮らし伝承創造センター整備事業          | 町   | 7 節掲載 |
|  |         | 道の駅整備事業                    | 町   | 1 節掲載 |
|  |         | 飯豊山麓交流ゾーン拠点施設整備事業、飯豊温泉整備事業 | 町   | 1 節掲載 |
|  |         | おぐに保育園改築整備事業               | 町   | 4 節掲載 |

## Ⅱ 行財政運営の効率化の促進

### 1 現況と問題点

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国地方を通じた厳しい財政状況が続く中、今後の我が国は、地方自治体を中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が必要とされている。これに伴い、地方自治体における行財政運営は、簡素で効果的、効率的に進めることが求められている。こうした状況を受け、小国町では、平成17年度に「小国町行財政改革推進方針（集中改革プラン）」を、平成22年度に「第四次小国町行財政改革大綱」を策定し、自立した活力ある分権型の地域経営を展開していくための各種取り組みを進めている。これらに基づいた施策の推進により、現在に至るまで一定の成果を上げているものの、小国町では、市町村合併をせずに自立したまちづくりを進めていくこととしたこと、さらには、人口減少、少子高齢化社会の進展の中で、一層財政制約は厳しくなるものと予想される。加えて、地方分権改革から地域主権改革へという動きの中で、さらに地方自治体の役割が重要になり、その機能の高まりが要請される。

また、これまで整備してきた生活基盤施設や交流施設などの公共施設については、老朽化が進行していることや更新の時期を迎えており、その維持管理や除却に多額の費用を要することが見込まれ、財政を圧迫することが危惧される。

こうした状況を踏まえ、行財政運営における一層の効率化、効果的な政策の推進を図る必要がある。

### 2 基本的な対策

新たな行財政運営の指針とする、「新小国町行財政改革大綱」を策定し、行財政運営の基盤強化、協働と連携による支えあう行政システムの構築、地域経営の視点による地域づくりに取り組む人財育成などに取り組む。また、平成26年5月の総務大臣通知により、平成29年度から公会計の導入が義務づけられているため、その導入に向けて固定資産台帳の整備やシステムの導入、職員の研修などに取り組む。また、平成19年の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定により、財政健全化判断比率の指標の公表が義務づけられたことなども踏まえ、効率的、計画的な財政運営を図り、財政の健全化に努める。そのため、町税や使用料等の収納率の向上、遊休資産の賃貸や売却利用、ふるさと納税制度の普及拡大など自主財源の確保策に取り組むとともに、人件費、物件費などの義務的経費の抑制を図り、施策の展開にあたっては、これまで以上に「選択と集中」を進めていく。

また、公共施設の老朽化や維持管理経費の増加が問題となっていることから、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の適切な配置を実現するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むとともに、公共施設の使用料等の見直しを検討する。特に水道事業においては、新水源地の整備や老朽化対策等を推進する必要があるが、こうした施設整備等に要する経費の増加が見込まれることから、水道料金の見直しを含め、健全な経営維持のための財源確保に努める。

一方、行政事務の効率化を図るためには、行政事務の広域化を進めることも課題としてとらえ、現在西置賜行政組合や置賜広域行政事務組合で行っている事務のほか、広域連携のあり方について検討を加える。

### 3 自立促進計画

本計画において、行財政運営の効率化の促進に関する自立促進計画を次のとおり定める。

| 自立促進<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                    | 事業主体 | 備考    |
|----------------|--------------|-------------------------|------|-------|
| 9 自立促進に向けた重点事項 | (1) その他      |                         |      |       |
|                |              | 交流施設省エネ化推進事業            | 町    | 1 節掲載 |
|                |              | 人財育成推進事業                | 町    |       |
|                |              | 木質バイオマス安定供給事業           | 町    |       |
|                |              | 行財政改革推進事業（ダイヤルイン維持管理事業） | 町    |       |
|                |              | 行財政改革推進事業（経常経費削減事業）     | 町    |       |
|                |              | 行財政改革推進事業（庁用自動車運行管理事業）  | 町    |       |
|                |              | 役場庁舎周辺地下水調査事業           | 町    |       |
|                |              | 役場庁舎臨時修繕事業              | 町    |       |
|                |              | 固定資産台帳整備事業              | 町    |       |
|                |              | 電算システム更新導入事業            | 町    |       |
|                |              | 遊休資産有効活用事業              | 町    |       |
|                |              | 公共施設等総合管理計画策定事業         | 町    |       |

## 事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

| 自立促進<br>施策区分                          | 事業名<br>(施設名)          | 事業<br>内<br>容                     | 事業<br>主<br>体 | 備考    |
|---------------------------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------|-------|
| 1 産業の振興                               | (9) 過疎地域自立<br>促進特別事業  |                                  |              |       |
|                                       |                       | 遊休農地等保全事業                        | 町            |       |
|                                       |                       | 白い森ブランド確立事業                      | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | パッケージ型新規就農支援システム構築事業             | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 再生可能エネルギー導入可能性調査事業               | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 新たなワークスタイル創出調査事業                 | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 地域資源活用型産業創出支援事業                  | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 企業誘致対策事業                         | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 創業支援事業                           | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 小国いさいき街づくり公社支援事業                 | 町            |       |
|                                       |                       | 地域商業サービス支援事業                     | 町            |       |
|                                       |                       | 情報発信推進事業                         | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 移住交流推進事業                         | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | インバウンド推進事業                       | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 首都圏等における小国町関係者組織化事業              | 町            | 9 節掲載 |
| 2 交通通信体系の整備、<br>情報化及び<br>地域間交流<br>の促進 | (10) 過疎地域自立<br>促進特別事業 |                                  |              |       |
|                                       |                       | 公共交通運行事業                         | 町            |       |
|                                       |                       | 地域公共交通再編事業                       | 町            |       |
| 4 高齢者等の<br>保健及び福<br>祉の向上及<br>び増進      | (7) 過疎地域自立<br>促進特別事業  |                                  |              |       |
|                                       |                       | 妊婦出産支援事業                         | 町            |       |
|                                       |                       | 障がい者居宅生活支援事業                     | 町            |       |
|                                       |                       | 高齢者等暮らし応援事業                      | 町            |       |
|                                       |                       | 支え合いほっとライン事業                     | 社協           |       |
|                                       |                       | 子育て支援福祉医療給付事業                    | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 介護職員初任者研修課程受講支援事業                | 町            |       |
|                                       |                       | 子育て情報発信事業                        | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 子育て家庭向け住宅支援事業                    | 町            | 9 節掲載 |
| 5 医療の確保                               | (3) 過疎地域自立<br>促進特別事業  |                                  |              |       |
|                                       |                       | 医師確保対策事業                         | 町            |       |
|                                       |                       | 小児インフルエンザ予防接種事業                  | 町            |       |
| 6 教育の振興                               | (4) 過疎地域自立<br>促進特別事業  |                                  |              |       |
|                                       |                       | 小中高一貫教育支援事業                      | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 小玉川地区社会教育実践事業（旧小玉川小中学校利<br>活用事業） | 町            | 8 節掲載 |
|                                       |                       | 幼児英語ふれあい事業                       | 町            |       |
|                                       |                       | 学校給食無償化事業                        | 町            | 9 節掲載 |
| 7 地域文化の<br>振興等                        | (2) 過疎地域自立<br>促進特別事業  |                                  |              |       |
|                                       |                       | 地域資源活用域学連携事業                     | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 山の暮らし伝承創造機構設立事業                  | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | 山の暮らし伝承創造センター整備基本計画策定事<br>業      | 町            | 9 節掲載 |
|                                       |                       | ネイチャリングタウン構想推進事業                 | 町            | 9 節掲載 |
| 8 集落の整備                               | (2) 過疎地域自立<br>促進特別事業  |                                  |              |       |
|                                       |                       | 小玉川地区社会教育実践事業（旧小玉川小中学校利<br>活用事業） | 町            | 6 節掲載 |
|                                       |                       | 集落活動維持保全事業（緑のふるさと協力隊受入）          | 町            | 9 節掲載 |

|   |              |                  |                         |     |       |
|---|--------------|------------------|-------------------------|-----|-------|
| 9 | 自立促進に向けた重点事項 | (1) 過疎地域自立促進特別事業 | 「小さな拠点」づくり推進事業          | 協議会 | 9 節掲載 |
|   |              |                  | 地域づくり計画策定支援事業           | 町   | 9 節掲載 |
|   |              |                  | 地域づくり交付金                | 町   | 9 節掲載 |
|   |              |                  | 地域づくり支援員導入事業            | 町   | 9 節掲載 |
|   |              |                  |                         |     |       |
|   |              |                  | 山の暮らし伝承創造機構設立事業         | 町   | 7 節掲載 |
|   |              |                  | 山の暮らし伝承創造センター整備基本計画策定事業 | 町   | 7 節掲載 |
|   |              |                  | 白い森ブランド確立事業             | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | パッケージ型新規就農支援システム構築事業    | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 再生可能エネルギー導入可能性調査事業      | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 新たなワークスタイル創出調査事業        | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 地域資源活用型産業創出支援事業         | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 企業誘致対策事業                | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 創業支援事業                  | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 情報発信推進事業                | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 移住交流推進事業                | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | インバウンド推進事業              | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 首都圏等における小国町関係者組織化事業     | 町   | 1 節掲載 |
|   |              |                  | 子育て支援福祉医療給付事業           | 町   | 4 節掲載 |
|   |              |                  | 子育て情報発信事業               | 町   | 4 節掲載 |
|   |              |                  | 子育て家庭向け住宅支援事業           | 町   | 4 節掲載 |
|   |              |                  | 小中高一貫教育支援事業             | 町   | 6 節掲載 |
|   |              |                  | 学校給食無償化事業               | 町   | 6 節掲載 |
|   |              |                  | 地域資源活用域学連携事業            | 町   | 7 節掲載 |
|   |              |                  | ネイチャリングタウン構想推進事業        | 町   | 7 節掲載 |
|   |              |                  | 集落活動維持保全事業（緑のふるさと協力隊受入） | 町   | 8 節掲載 |
|   |              |                  | 「小さな拠点」づくり推進事業          | 協議会 | 8 節掲載 |
|   |              |                  | 地域づくり計画策定支援事業           | 町   | 8 節掲載 |
|   |              |                  | 地域づくり交付金                | 町   | 8 節掲載 |
|   |              |                  | 地域づくり支援員導入事業            | 町   | 8 節掲載 |